

第1回日野町議会定例会会議録

令和2年3月13日(第3日)

開会 9時00分

散会 18時40分

1. 出席議員(14名)

1番	野矢 貴之	8番	山田 人志
2番	山本 秀喜	9番	谷 成隆
3番	高橋 源三郎	10番	中西 佳子
4番	加藤 和幸	11番	齋藤 光弘
5番	堀江 和博	12番	西澤 正治
6番	後藤 勇樹	13番	池元 法子
7番	奥平 英雄	14番	杉浦 和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長	藤澤 直広	副町長	高橋 正一
教育長	今宿 綾子	総務政策主監	安田 尚司
教育次長	望主 昭久	総務課長	藤澤 隆
企画振興課長	正木 博之	住民課長	澤村 栄治
福祉保健課長	池内 潔	子ども支援課長	宇田 達夫
長寿福祉課長	山田 敏之	農林課長	寺嶋 孝平
商工観光課長	福本 修一	建設計画課長	高井 晴一郎
上下水道課長	長岡 一郎	生涯学習課長	吉澤 増穂
会計管理者	福本 喜美代	住民課参事	奥野 彰久
福祉保健課参事	福田 文彦		

4. 事務のため出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	山添 昭男	議会事務局主任	菊地 智子
総務課主査	角 浩之		

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

8番	山田	人志君
7番	奥平	英雄君
3番	高橋源三郎君	
12番	西澤	正治君
2番	山本	秀喜君
13番	池元	法子君
11番	齋藤	光弘君
4番	加藤	和幸君
10番	中西	佳子君
9番	谷	成隆君

会議の概要

－開会 9時00分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は、全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

お手元に印刷配付の一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

8番、山田人志君。

8番（山田人志君） おはようございます。

それでは事前の通告に基づきまして、これから一般質問を始めさせていただきます。今回は2025年の日野町を考えてみるということテーマを設定させていただきます。中長期的にこの5年、10年先に日野町で起こり得るいろんな問題、それに向けた課題の解決ということの中でも、今すぐにでも考え出さなあかんやろうなと思うようなことは幾つかピックアップさせていただいて、一問一答方式でやりとりをさせていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

最初に背景となるような話を少しさせていただくんですが、これは今までもさまざまな機会に申し上げていることではあるんですが、日野町のこれまでの10年余りというのは、それより前のバブルがはじける前までに、民間あるいは公共でさまざまな投資がなされて、その投資効果というのはこの十数年の間、結構出ていたのかなど。そのおかげで、財政にしても人口動態にしても比較的安定した時代が過ぎてこられたのかなというふうに思っています。ただ、これからの5年、10年先ということ考えるといろんな変数があって、この後その話もさせていただくんですが、これまでと同じように予測するのは難しいのかなというふうに思ったりもしています。

それともう1つなんですが、日野町は合併をしないということを選択した町なんですけども、それから十数年以上たっているんですけども、誰もその結果を総括しようとはしていないです。私にとっては、これ結構不思議な現象なんですけども、ただ、もともとおおらかな町民性というのものもあるでしょうし、先ほど申し上げたように、この十数年がずっと安定した環境であったということで、余り気にかけることもなかったということもあるんでしょうけども、この先5年、10年を考えた場合は、さっきも言いましたようにいろんな変数があって、当然合併した、しなかった

のプラスマイナスは幾つかあると思うんですが、いやでもそのことを、特性を考えた上でまちづくりをやっつけていかなあかんという時期になっていくのかなというふうな気はしています。それらのことを背景に置いた上で、2025年の我が日野町ということを想像しながら、何点かをお聞きしていきます。

まず2025年といえば、いわゆる団塊の世代の方たちが75歳以上に差しかかる時期で、よく言われる2025年問題ということなんですけども、日野町でも2025年には高齢者人口が約6,500人ぐらい、推計やから分かんのですけども、そのうちの五十六、七パーセント、6割近くが75歳以上の高齢者というような推計を予想されています。本当にこれまで経験したことがないような超高齢化社会が到来するんですが、それもわずか5年先の話なんです。

そこで、まず高齢者対策ということからお話をお聞きしたいんですが、高齢者対策だけ捉えても、結構幅広い話になります。その中で、今回は特に地域包括ケアシステムというところの的を絞って、いろいろと長寿福祉課に教えていただきたいというふうに思っているんですけども、高齢者対策、今申し上げましたように、いろんな幅広い中でも、たちまちは医療とか介護とかの事務対応、そのための予算をどうする、体制をどうするという話がやっぱり一番大事です。昨日の池元議員の質疑の中でも、白寿荘が人材確保ができたという話も聞きまして、よかったなと思って聞いていたんですけども、そんなことがたちまち大事なことであることは間違いのないんですけども、その中であって、地域包括ケアというのはもう少し大きな視点で見てもおかなあかん話かなと私は思っているんですが、執行側ではどういう捉え方、見方をされているのか、まずそこから伺いたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 山田人志君の質問に対する当局の答弁を求めます。長寿福祉課長。

長寿福祉課長（山田敏之君） 皆様、おはようございます。

地域包括ケアシステムについてご質問をいただきました。地域包括ケアシステムは、高齢者の暮らしを中心に医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供していくものとされておるところでございます。これまで高齢者福祉の分野では、医療、介護といった制度的な側面に注目されてきましたが、地域包括ケアシステムではこれらの側面に加えて生活支援、介護予防といった側面がより重視されているところでございます。生活支援につきましては、現在移動支援の取り組みのように、地域で暮らし続けていくための支え合い活動を推進していこうとするものであり、また介護予防につきましてはより幅広く捉えられ、当町でも活発に取り組んでおられるおたっしや教室や、地域でのサロンなどの介護予防事業に加えまして、地域活動やボランティア活動、また趣味活動や高齢期の就労といった社会参画も含めて、取り組みを推進していこうとされているところでございます。

このように、地域包括ケアシステムにつきましては、これまでの高齢者福祉をベースにしながらも、高齢者の暮らしや生活の全体像を捉え、取り組みを進めていくとするものであり、町といたしましても今後より横断的に取り組みを進めていくことが重要であるというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 今ほど長寿福祉課から、地域包括ケアというのは医療介護といった制度的な側面、もちろんそれも大事なんですが、それに加えて、より生活支援とか介護予防とかいった側面が大事ですと、さらにはお年寄りの社会参画という部分まで含んで考えるんですよということを教えていただいたわけです。それほど考え方は変わらないと思いますので、今は教えていただいたことをちょっと分解しながら、いろいろ教えていただければというふうに思いますので、お願いします。

まず、地域包括ケアは第6期の介護保険事業計画からその考え方が、多分導入されたんじゃないかなとは思っているんですけども、現行は今、第7期ですよ。第7期の計画で、国の方針でいうと第7期のうちに地域包括ケアを深化、要するに深掘りさせて推進させていくというような方針を立てているんですが、その第7期計画も次年度、令和2年度が最終年度ということになりますので、その時点でどこまで日野町が考える地域包括ケアの完成形に近づいてきているのか、その状況を教えていただきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（山田敏之君） この第7期の事業計画におきましては、どの主体が何を取り組むかを体系的に定めるとともに、各職種の協働による取り組みや地域との協働の取り組み、協働による実践を定めたものでございまして、現在この考え方に沿って取り組みを進めているところでございます。この地域包括ケアの推進につきましては全国多くの市町村が試行錯誤を進めている段階でございまして、ほとんどの自治体が国の言うところの、今おっしゃいました深化という段階には至っておらないというふうに思っております、個々の取り組みをまだまだ模索している段階ではないのかなというふうに考えておるところでございまして、むしろ次期計画であります第8期の事業計画、さらには第9期の事業計画におきまして深化というようなものが具体的にイメージをされ、また深化の実践へとつながるようになるのではないかなと、こんなイメージを持っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 分かりました。要約すると、ちょっとまだ完成形までには距離はあるけども、とりあえず協働のシステム、体制を進めているところやということで、8期、9期に向けて、だんだんそれを深化させていくということやっただと思うんです。2025年というと、第9期に当たるんですか、ちょうど。9期の途中に当た

るんですよ。分かりました。

続けて、ちょっといろいろお尋ねしたいんですけども、現行の高齢者福祉計画、それから介護保険事業計画を策定するために、いろんな形でニーズ把握をされていると思うんです。現行の第7期計画の策定時でもニーズ把握はされたと思いますし、それはどうやってされたのか。恐らく、もうすぐにでも次期計画をつくっていかねあかんと思うんですが、そのニーズ把握はどういうふうにしようと予定されているのか、その状況を教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（山田敏之君） ニーズの把握という点でございますけれども、これにつきましては高齢者福祉と介護予防、日常生活の圏域におけるアンケート調査というのを実施しております。地域ケア会議において明らかになりました視点も踏まえて事務者において作成をし、アンケートを実施しているところでございますけれども、このアンケートでございますけれども、この令和2年1月20日から1月31日までの期間に実施をしております。在宅介護実態調査、いわゆる要支援の方、そして要介護の方ということで調査をいたしましたのと、これは在宅以外の方は除くということでございますので、特別養護老人ホーム等にお入りいただいている方はこの調査の対象にはならないということでございますが、あわせてまして認定のない方につきましては、介護予防日常生活圏域ニーズ調査ということで、65歳以上の方を対象に合計で2,377名ほどの方にアンケート調査をさせていただいて、現在の回収作業を行っておりますけれども、回収率は、正式にまだきちっとまとめておりませんが、七十数パーセント台になるのではないかなと、こんなふうな見通しでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 第7期もアンケート調査、第8期もこの1月からアンケート調査ということでやっている、そんな話だったと思うんですが、第7期のときのアンケート調査の結果、ちらっと見せていただいたこともあるんですが、結構移送サービス、移動サービスというんですか、あるいは買い物代行などの生活支援を希望されている、そんなニーズが多かったようには想像しているんですけども、そういう移動サービス、移送サービス、あるいは買い物代行、生活支援といった、大きく言うと生活支援ですけども、そういう困り事への対応は現状でどういう取り組みをされているか、この状況を教えていただければと思います。長寿福祉課にお聞きします。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（山田敏之君） 困り事ということでございますけれども、このニーズの多かったことへの実際の取り組みということになってこようかというふうに思

います。例えば高齢期の生活支援でございますと、住民が主体となった取り組み、支え合いの仕組みが構築できるような地域での話し合いを促進するという一方で、例えば具体的には東桜谷地区でのおしゃべり会による食事会でございますとか、あるいは移動支援を昨年7月から開始をいただいております。また生活コーディネーターが調整役となりまして、地域での支え合い活動の担い手を発掘した活動の推進を図るということで、社会福祉協議会の方には1名の生活支援コーディネーターも配置をさせていただいておりますし、各地区で住民が自主的に運用する高齢者交流サロンの開設も促進をさせていただいているというようなところでございます。

また介護予防、あるいは自立支援の点では要介護の状態の方の悪化防止、あるいは軽減のための自立支援に向けた介護サービスに関する啓発の推進なども含めまして、作業療法士の方を雇用いたしまして専門職による高齢者宅への訪問も行っておりますし、また地域でのおたっしゃ教室の普及を促進しておりますし、また活動支援するサポーターの養成ということで、おたっしゃサポーターの方々の活動もいただいているというところでございます。

また、各地区公民館におきましては、中心にウォーキングでございますとか、あるいは男性のための運動教室など、各種の運動教室も行っておりますし、認知症施策の面では認知症カフェということで、平成29年9月からゆめさとデイサロンの方で実施いただいておりますし、昨年の平成30年9月からは、図書館の方でもまた開催をさせていただくというようなことになっているというような状況でございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） ちょっと途中が聞き取りにくかったんですが、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターの設置の話をしていただいたんですかね。分かりました。

後半でおっしゃっていただいたおたっしゃ教室とか認知症カフェとかいうのは、お聞きした生活支援とはちょっと違う、重なるんでしょうけども、もとの趣旨がちょっと違うのかなという気もするんですか、最初におっしゃっていただいた東桜で実施されている移送サービスとか、そういうたちまちの困り事に対する対症療法というのは大事だと思います。ただ、途中でご紹介いただいた生活支援コーディネーターも現実に今、お一人ですよね。そんなことも含めて、一番ベースにやっぱり考えとかなあかんのは、日常の見守り活動をどうするかということではないのかなと私は思っているんですが、見守り活動の中で日常の話し相手になれたり、あるいはその中で健康相談、あるいは困り事の相談、それから町の施策としての情報提供ということのやりとりができればなおよいかなと思うんですが、そういう日常の見守り活動と、日々の見守り活動ということでどういった活動状況があるのか、ないのか、

もし事例を把握されているようでしたら教えていただきたいと思います。長寿福祉課にお聞きします。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（山田敏之君） この見守り活動ということでございますけれども、さまざまに地域で活動をしていただいています。例えば高齢者交流サロンなんかも実施をいただいております。平成27年度から高齢者交流サロンを実施いただいております。特に日野地区ではゆかいな寺子屋ということで、日野町全体の方々を対象にした交流サロンということで、他の地区でございますと、その字単位で交流サロンをしていただいておりますが、日野地区でございますと社会福祉協議会が中心になってやっただけというところで、ゆかいな寺子屋でございますと日野町全体の方々、どこから来ていただいても結構ですよというような形で、見守りも含めて活動もしていただいています。ただ、そういった大野木地区なんかでもよく言われておりますけれども、自分たちのことは自分たちでといったような、そういうような精神といいますか、そういったものもございまして、そういうことを踏まえながらお互いに協力して、お互いの不足を補いながらそれぞれが見守りをしていけるような体制を組んでいければなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） お年寄りの交流サロン等の事例をおっしゃっていただきましたけど、私がお聞きした日々の見守り活動とちょっとイメージが違っていて、交流サロンというのは来ていただく、どちらかというたら、広く言えばイベントの一種のようなところもあるんですが、私がお聞きした活動事例というのは日々、何かしら訪問していく理由づけは要るんですけども、その理由を持った上で訪問していけるような、そんな活動があればなと思ってお聞きしたんですけども、地域にはせっかく福祉会があったり福祉協力員がいらっしやったり、健康推進員がいらっしやるわけですから、そうした方たちがうまく機能できないかなと、イベント要員になってしまっているだけではちょっともったいないのかなというようにも思っています。

ところで、続いて長寿福祉課にお聞きするんですが、先ほどニーズ把握のための調査に関して答弁いただきました。その中で地域ケア会議の話も少し出てきたんですが、地域ケア会議で出た意見を参考にとということだったと思うんですが、実際にそのアンケート調査の調査項目を設計するのに、この地域ケア会議がどのようにかかわっておられるのか、その状態を教えてくださいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（山田敏之君） このアンケートに地域ケア会議がどのようにかかわっているかというようなことでございますけれども、地域ケア会議につきましては高齢者本人の自宅での暮らし、あるいは望む生活が続けられることを目的として、医

師の方でありますとか歯科医師、薬剤師の方、リハビリ職の方、歯科衛生士の方、管理栄養士の方、さまざまな多職種によって個々のケース検討も行っていただきながら、取り上げたケースに対する個別の対応だけでなく、個々の取り組みの方向性なんかもご検討いただいているというような場がございますので、そこから見えてきた地域課題を話し合い、町としての実践的な取り組みに検討していく場ということで取り組みを進めていただいておりますので、その中からいろいろとお話も伺いながら、もちろん事務者の中でアンケートそのものは作成を最終的にしていくわけでございますけれども、その意見というものはお聞きをし、その中でアンケートの作成にかかわっていただいていると、ベースになっているというようなことであらうというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 分かりました。ということは、地域ケア会議はアンケート調査の設計そのものをやっているわけじゃなしに、そのもっと前段階で、その方針、方向性になるようないろんな意見、アイデアをいただいていると、そんなことなのかというふうに理解させていただきました。

ところで、その日野町の地域ケア会議、いわゆるわたむきねつが母体になっているのかと思うんですが、医療、介護、福祉の連携が図られていて、さらには地域ケア個別会議というのがありますよね。そこで連携機能の強化というのをされているようでして、これは結構先進事例として評価が高いです。その評価の高い取り組みの概要を、この機会にちょっと教えていただければと思うんですが、どうでしょう。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（山田敏之君） 地域ケア個別会議というのは年4回開催をしております。それぞれ今申し上げましたようなお医者さんでございますとか歯科医師さん、歯科衛生士さん、リハビリ職の方、いろいろ専門職の方々に来ていただきまして、介護職場から出てくるいろんな課題を、それぞれ研究事例を1回に3事例ぐらいを挙げまして、それぞれ検討させていただいているということでございます。そのことをまた地域ケア会議の方に上げてまいりまして、その中で、地域ケア個別会議の中で出されました課題でございますとかを検討しながら、その対応策についてはまた地域ケア会議の中で確認をさせていただいているということでございます。

例えば地域包括支援センターに現在作業療法士を雇用しております、個別ケースに対するリハビリ的なアプローチも行っているわけでございますけれども、このような取り組みにつきましても、そういった個別会議の中からのいろんな意見を踏まえまして取り組みを進めさせていただいているというようなことでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 地域ケア会議は、それこそ医療から介護に至る専門家集団のようなどころとお聞きしたんですけども、日野町はそうした多職種連携は本当に進んでいると思うんですが、その一方で私の感覚では、地域支援についてはまだまだ発展途上なのかなというふうに感じているんですが、これ、もし住民の自発的な取り組みを待っているんですよということだけでは超高齢化社会、もう5年後に迫っている、それには間に合わないのではないかなと心配しているんですが、私は、最初に言うべきやったのかもしれないが、地域包括ケアというのは自分なりの定義づけをしまして、それはお年寄りが地域の中で安心と、それから生きがいを持って暮らしていくための戦略づくりというのが、地域包括ケアシステムの意味かなと私は思っています。そうした理念がまだまだ地域社会に浸透しているようには見えないところもありまして、そもそも地域包括ケアシステムとかいう言葉は分かりにくいですよね。あんまりなじまない言葉だと思いますし、一方で災害に備える地域防災と比較しても、あんまり日常の住民自治の中で話題に上がることが少ないように思っているんですが、長寿福祉課ではその辺の実態をどのように感じておられるでしょうか。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（山田敏之君） 今、防災の関係との比較といいますか、災害との関係で、どのように意識といいますか、そういったものを啓発していくのか、浸透していくのかというようなことやったというふうにお聞きをしたのでございますけれども、いつ起こるかは知れない、いわゆる災害の問題と、ゆっくりとしながらも確実に進んでいく超高齢化の問題については、いわゆる問題の性質が異なる部分もあるということから、同じ手法だけではなかなか啓発を進めていくのは難しいのではないかなというふうに思っております。既に日野町内でもおたっしゃ教室をはじめ、今申しましたように、近年サロンの活動でございますとか食事会、さらには東桜谷おしゃべり会のように、地域での支え合い活動にも取り組みを進めていただいておりますし、一方で町民全体への理解が浸透していないということも、実際のところあるというふうには認識しております。このことに関しましては特効薬があるというわけではありませんので、地域の住民の皆さんから社会福祉協議会に対して、サロンの立ち上げの相談も少しずつ増えてきているということも聞いておりますし、地域の中には取り組みを進めていこうとする意識を持った町民有志の方の皆さんがたくさんいらっしゃいますので、少しずつではございますけれども増えてきているのではないかなというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 枝葉の話になってしまうんですが、共助という言葉をよく聞きますよね。地域包括ケアでいう共助というのは、これは保険事業のことを言ってい

と思うんですけども、でもほとんどの人が共助という隣近所で助け合うことやというふうに思っていると思うんです。それはいわゆる地域防災でいう共助の意味が先行して浸透しているからやというふうに思うんですけども、ちなみに介護保険とかそっちの地域包括ケアの世界では、隣近所で助け合うのは互助という言い方をしますよね。それよりも共助という言葉が世の中には浸透しているということは、地域防災の話題の方が先に先行して浸透しているというあかしなのかなと思うんですが、それなら先に先行している方の地域防災に、そこに地域支援の考え方も組み込んで、組み合わせと一緒に浸透を図っていくという方法もあるのと違うかなと私は思うんですけども、先ほど山田課長の方からは同じ手法での啓発は難しいという話もありましたけども、そうおっしゃらずに、これは担当課を超えて、連携を考えて一緒に浸透をしていくということも、これはご答弁要りません。ぜひ検討をお願いしたいなというふうに思います。

また、先ほど地域包括ケア、私の勝手に定義で安心と生きがいの戦略づくりやという話をさせていただきましたが、その一環として生きがいをつくる、それからそれはフレイル予防にもつながるんですけども、お年寄りの社会参画というのもあるんやと最初に教えていただきましたので、その社会参画の現状はどうか、長寿福祉課にお聞きします。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（山田敏之君） 高齢者の社会参画の現状はどうかというようなことやというふうに思いますが、町の現状を見ておきますと、高齢化が進んでいる自治会や町内会におきまして、次世代の担い手が少ないというような状況もございますが、高齢者が地域の中で役員を担っていただいているというような部分も多いのではないかなというふうに考えております。一方で趣味でございますとか、あるいはスポーツ、ボランティアといった分野の中で活動いただいておりますのは、高齢者自身が元気で生き生きと暮らしていただくにあたって大変重要で、また素晴らしいことであるというふうに思っております。今後、超高齢化社会がより進展していくということは、広範な分野におきましていつまでもご活躍をいただくというようなことを大切にしていくことが必要でありまして、町の施策においてもそのようなことのまず意識を位置づけて取り組みを進めていくことが必要にはなってくるというふうには思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 今ほど、お年寄りの方に役員をやってもらっているとか、地域ボランティアにも活躍してもらっているというお話を伺いましたが、そういう発想は大事やと私は思います。お年寄りの社会参画というと、例えば交流サロンみたいなものを開きながら何かをしてあげるといった発想に、やっぱりとらわれがちですけ

ども、もちろんそれも大事なんです。だけど、そういう一方向のステレオタイプな発想だけじゃなしに、お年寄りから何かをしてもらうという双方向の発想というのは、やっぱりこれから超高齢化社会に向かって大事になっていくかと思っておりますので、そういう、75歳を超えてもその経験と知恵をまだまだ地域に生かしてもらって、お年寄りに地域のために何をしてもらうかという発想を大事にしていただければいいなというふうに思います。例えば若い人の活動をお年寄りが応援するというような、そういう役割を考えた上で世代間交流、この主役になってもらおうと、そういう仕組みも考えられるんじゃないかなと思っています。

今ほど、お年寄りの社会参画についてお話を聞かせていただきましたが、いわゆる地域コミュニティに対してということですが、2025年ということで、今度は地域コミュニティの側から見ると、これまで住民活動とか、それから地域活動、主役であった団塊の世代の人たちがだんだんそういったところから卒業されていかれる、離れていかれるという時期に差しかかることにもなります。そこで、今度は企画振興課に伺うんですけども、2025年から先の地域コミュニティの維持・継続について、町の考え方があればお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 単身世帯でありますとかひとり親世帯、高齢者のみ世帯の増加、それから人口減少、団塊世代の高齢化等によりまして、地域を支える力が今後弱まることが予想されると思います。また、非正規労働雇用の増加でありますとか雇用の流動化、第三次産業就労人口の増加によりまして休日の多様化など、これまでの地域づくりの前提が通用しなくなる中で、地域の中で何を優先して取り組んでいくかということを考えることが必要だと考えております。そのために、制度とか分野ごとの縦割りとか、これまでの支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながる地域をつくるのが大切だと考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 分かりました。

今ほどお聞きした、持続可能な地域コミュニティということについての考え方をお聞かせいただきましたが、それも幾つか言っていただきましたので、同じように分解しながらちょっとずつ聞いていきたいと思うんですが、地域コミュニティと、全体を捉えてもなかなかイメージしにくいので、ちょっとその中の住民自治というところに絞った上で、イメージを絞った上でちょっと深掘りさせていただきたいと思うんですが、私は持続可能な住民自治を考えるポイントは2つあるのかなと思っています。1つは、住民自治に期待する役割をまず整理した上でやっていかなあかん。もう1つは住民自治の枠組みというものの、いわゆる地域の垣根の柔

軟化です。垣根を低くするということですが、そういう2つのポイントがあるのかなと思っています。

1つ目の期待する役割についてはとりあえず、今の何でも区長さん頼み、集落頼みというやり方は少し考え直していかないかなのかなというふうに思っています。そのためには、先ほど地域防災とそれから地域支援、担当課の枠を超えて、さっき連携して下さいよというふうにお話もしたんですが、それと同じように、今ほど正木課長の方から縦割りという話も出てきましたので、その縦割りの垣根を越えて、まず役場の方で連携できるものは先に連携をまとめておいて、それから集落の方にどうですかというふうに持っていく、そういう整理の仕方というのがあると思うんですが、これはいろんな課で連携してという話から、どの課に聞いてもいいんですが、話の続きですから企画振興課長に伺いたいと思いますが、どうでしょう。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 先ほども申しましたように、これまでの地域づくりの形では通用しなくなるというふうに考えておりますので、今、山田議員がおっしゃっていただいたような、まずは役場の方が、各課が連携して地元の方にお話を持っていくというようなことも取り組みが必要かなと思います。一方で自治会の方につきましても、これまでのようなやり方で、同じような形で同じことをするというようなところ辺についても、一定棚卸しといいますか、見直しというよりは棚卸しやと思うんですけども、今、自分たちの地域の中で何が1丁目1番地なのかということを考えていただくような働きかけも必要かなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 住民自治の棚卸し、住民自治も自らを現状把握をして、選択と集中を考えて下さいと言わなきゃだめですよ、実際に。そういう、言う度胸も要りますよ、そのことを。

もう1つのポイントで申し上げました、いわゆる地域の垣根を低くするという話なんですが、やっぱり集落単位で解決できること、だんだん少なくなってきていますよね。解決できないことの方が多くなってきています。先ほど1つのアイデアでお話しした、世代間交流の主役になってもらう、若い人の活動を応援するお年寄りの役割ということ考えた場合でも、なかなか1つの集落でそんなことはできない。結局、最終的にはその効果を出そうと思ったら、オール日野町でやらなあかんような話になってくるんですけども、そこでも地域を超えて相互に応援できるような、いわゆる柔軟化ということが必要になってくると思うんですが、やっぱり現実を見ていると、日野町、65年もたっているのに、まだ地域の垣根が高いような気がします。企画振興課では地域間の交流をもうちょっと促していこうかという、何かアイデアをお持ちでしたら教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） なかなか旧村の合併の地区というのが、どの分野でも、例えば委員さんの選出におきましてもそういうような枠組みになっているというようなどこら辺も含め、なかなか難しい問題ではあるかと思うんですけども、各地区に公民館があるということも、そこの中での小規模というか、小規模の中である一定の地域づくりができていているというところも強みではあるんですが、それが弊害になっている部分もあるかもしれません。ただ、そのような取り組みの情報交換というのは、互いにいろんな先進とかできること、それからお互いにこんなことをやっているで、一緒にやらへんかみたいなことの辺の情報交換はできると思いますので、例えば高齢者のマージャン教室を、ある公民館が取り組んでおられていたことを、ある公民館がほかの公民館にも働きかけていただいて一緒にするみたいな取り組みも、確か生涯学習の方で取り組んでいただいていたと思うんですけども、今後は町全体の中でそういうような発想を持って、情報交換等、取り組みの交流を進められたらというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 地区公民館が集約の場にもなっているし、逆にそこが垣根にもなっているというのは、まさにそのとおりやと思います。これ、話は12月議会でやらしていただいたことですので、その深堀りはやめておきます。同じ話になりますので。

今お聞きした地域間の垣根とともにもう1つ、先ほど価値観という話も出てきたんですが、多様化という話も出てきたんですが、世代間の垣根もやっぱり高くなっているような気がします。私は、これは発想レベル、アイデアレベルなんですけども、地域間と世代間を同時につなげる材料として、1つのネタとして文化というものが結構役に立つんちゃうかなと、実は内々思っているんです。文化というものを材料に使えば、もちろん世代の間もつなげていけるし、地域の間もつなげていけるネタになるんじゃないかなと思っているんですが、これちょっと文化ということですから、ぜひ教育長にご意見を聞いてみたいと思うんですが、どうでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 皆様、おはようございます。

ただいま山田議員から、地域間ですとか世代間を超えたつながり、コミュニティーの形成というのは、またその文化を核にしてということになるのかなというふうに思うわけですけども、どのように役に立つというか、役割を果たすことができるのかというようなお尋ねをいただいたのかなというふうに思います。

まさしくこの日野町といいますのは、有形無形の多くの文化財を抱えているというか、有しているという町であるというふうに思いますし、そしてまた長年にわた

って、人々の暮らしの中での民俗といいますか、風習といいますか、そうしたのも身近なところで感じられる地域であるかなというふうに思っております。そうした中でいろいろと、町の地域の方々の取り組みなんかを考えてみますと、身近なといいますか、私もよく行かせていただいている主体的な会というのがございます。それは自分たちの町の文化を理解しようとか、そしてまたその町の文化から学ぼうとか、また研修していこうというような取り組みをされているという会がございまして、その会の方々は町の中の旧村を超えて、いろんな地域から集まってきていらっしゃるという、そういうふうなところでございますので、この町の歴史、自然、文化をしっかりと学ぶということを通してつながっておられるのかなというふうに感じています。

それから、世代間を超えたということでございますけれども、学校の子どもたちのことを考えてみますと、5小学校、1中学校でございまして、それぞれの校区でやはり特色のある活動がたくさんあるかなというふうに思っているわけでございますが、例えば日野小学校ですと日野祭ばやしにお越しいただきまして、地域の方々と交流をしながらその文化を伝えていただいて、その技術も身につけながら喜びも感じているということもございまして、それからまた必佐小学校、先日中日新聞で取り上げていただきましたが、ほいのぼりを小学校6年生の子どもたちが自分たちの手でつくって卒業式を祝うというようなこともしております。これも何年か続けていただいておりますし、そういうことをしながら、いわゆる花びらのこよりを作るという、そういうふうなことも、ほとんど子どもたちの日常ではない作業、仕事でございましてけれども、そういったものも教えていただきながら挑戦して、また新たな発見をしているとか。

それから西大路小学校や桜谷小学校は、特にこの冬の時期に百人一首を一生懸命覚えるんですけれども、いよいよ百人一首の大会のときには、本当に地域の専門的と言ったらいいのでしょうか、すばらしい歌い手の方に詠んでいただいて、また競技テクニックというのも教えていただきながらしているということもございまして、南比都佐小学校もまさに日野菜の学習を、原種を守っておられるというそのことも聞かせていただきながら、自分たちもともに育てるということで、ここにしかないものを守っておられるということを知り、そしてまた自分たちもそういったことにかかわるというような、知っていき、誇りに思っていくというようなことをすることによって、世代間の交流というのが生まれているのかなというふうに思っているところでございまして、そういったものを核に大切にしていきたいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 大体分かりました。

途中でおっしゃった町の文化というのは、恐らく広い意味でおっしゃったんでしょうけども、後半の、後段の話を聞くと、どちらかというと伝統文化の方のイメージがちょっと強めにおっしゃっていただいたのかなと思います。文化と一口に言っても、そういう歴史伝統に裏打ちされた、いわゆる伝統文化的資源という文化もありますし、西大路小学校の百人一首はちょっと違うのかもしれませんが、歴史伝統とは、いずれにしてもそういうことをイメージしやすい。

そういう歴史伝統文化というのはもともと地域との関わりが深いものですから、地域の誇りにもなっていますし、反面地域の負担にもなっているというのも現実です。それであるなら、それぞれの地域の文化的資源を相互に、お互いにアピールし合ひましよう、自慢し合ひましよう。と同時に、お互い助け合ひましよう、応援しましようという施策を講じることで、地域を超えるつながりというのが1つ生まれてくるんじゃないかなと思いますし、それと同じ文化といっても、広く捉えれば芸術とか音楽とか、そういう文化もありますよね。そういった分野は余りこれまで住民活動とは、あんまり連携はとれていなかったんですけども、ただ住民個人で応援されていて、その個人がネットワークをつくっているというのはいろんなケースが、町内でもあるんです。そこに住民も一緒に応援しましよう、地域で応援しましようということを組み込んで、さらにネットワークを広げることによって、地域と世代を同時に超えるようなつながりづくりのきっかけになるんじゃないかなと思います。持続可能な地域コミュニティを考えていくというのに、そうした柔軟な発想も今後は取り入れていかなあかんのちゃうかなと私は思っています。

これも先ほどの地域支援の、包括ケアの話と一緒に、住民側から自発的に話し合いを始めて下さいというのでは、何かもう間に合わないような気がしていますので、キャッチボールの最初のボールは、やっぱり全体が分かっている、全体を見渡せる役場から、最初のボールを投げなあかんと思っているんです。そのためには、これはいつも言っていることですが、ロジカルシンキングと経験値、それから文化も使うとなったらそれなりの感性も要りますので、そうしたことを兼ね備えた人材をつくって、人づくりをして、それを活用していただければと思います。

ところで、今年が町制65周年ですか、この町内の住民自治の仕組みは、この65年間ずっとやってきた仕組み、ひょっとしたら65年より前からやっていることが多いですよね。今、住民自治の中心になっている区というのも、聞いた話では明治22年か何かの、旧の日野町ができたときにできた制度やというようなことも、検証はしていませんが、そんな話も聞いたりしていますので、さらに町内とかいうのはそれより前の、ひょっとしたら江戸時代ぐらいから続いているような住民自治の枠組みもあって、それを連綿と代がわりをしながら続けていっているんですが、それがこの先人口減少と、これはさっき正木課長がおっしゃっていただいたとおりで、ある

いは暮らし、あるいは働き方の多様化、価値観の多様化、そうしたものでだんだん代がわりが難しくなっていくというのが、これから先、2025年から先を見据えた、日野町に限らずですけど、日野町の姿と。であるならば、2025年は町制70周年ですよ。これ、1つの提案ですけど、70周年を1つの目標にして新しい住民自治のあり方みたいなことを、何を残すか、残すべきものは残しながら、何を变えていくかということ話し合っていくような、そんな70周年の目標みたいなことで考えられないでしょうか、どうでしょうか。いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 今のお話は、70周年を目標に町の方から各自治会単位に働きかけるといようなご提案ということによろしいですか。住民自治というのは、基本的には自分たちで治めるといものですので、住民の方の権利であるので、どこまで役場がそういう危機感といいますか、5年先、10年先を見越した中でそのようご提案をするのかといのは、ご提案の仕方も含め勉強させていただきたいなと思ひます。ただ、その5年先といところ辺も含め、皆さんがお気づきの点は多々あると思ひんです。

例えば各自治会とか各集落でお話を伺ひますと、どうしようと思ひておられるようお声は聞ひますので、そこをやっぱりしっかりとキャッチしていただき、一緒に考えていくと。その中で、じゃあどういふふうに取り組んでいくのかと。危機感を持っておられるのが、自治会とか集落へ行かせていただくと、60代以上の男性ばかりが集まった中で、これまでしてきたことをどう守ろうかなみたいな話ばかりになるんですけども、そこにやっぱり時代の変化に伴った考え方でありますとか、これからの地域を支える人の意見をどういふふうに聞ひかとか、当然男性も女性も子どもも含め、この先を一緒に考えていくといようなところ辺のまちづくりの視点を、住民自治とい視点で言ひますと、住民の方も含め一緒に、町からの一方的な危機感のあおりやなくて、そのような提案をしていくことが大切かなといふふうに思ひます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 先ほど申し上げましたように、やっぱり最初のボールは役場が投げなあかんと思ひますし、その覚悟なり勇氣も必要やと思ひますので。70周年といのはアイデアレベルの話ですけども、最初のボールを投げるといことは、やっぱり心がけていただければなといふうに思ひます。

さて、ここまではこれまでの世代の人たち、それから今の世代、これからの世代の人の話をしてきたんですが、2025年といことを考えると、さらに次の世代の人たち、今の子どもたちがだんだん進学とか就職とか、それから、ひよっとしたら結婚はまだ早いかな、みたいなこと理由で、町外に転出していく機会といのが増

え始める時期ということになるんですが、ご担当の企画振興課に伺うんですけども、町のつくられた人口ビジョンでいうと、社会増減の推計もされていますよね。社会増減の推計は難しいと思うんですけども、これ、どうやってされたのか教えていただけますか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 社会増減につきましては、人口ビジョン、5年前に出したやつにつきましては、これまでの国立社会保障・人口問題研究所の出している推移のグラフと、それからこの先、期待値、目標値も含めというところを出しておりますので、具体的にじゃあその年代がどうなるかというところまでは発表していないので、今の段階も、今、議員おっしゃられたように、若い世代が進学とか就職とか結婚のステージでこの町を離れるというような、社会減という現象は変わらないというか、この町で進学をしようと思ってもなかなか難しいですし、ここから進学といいましても、大学の行ける範囲とかもありますので、そこについてはなかなか、激変するような予測はしておりません。ただ、子どものころからこの町に誇りと愛着を持つというような教育は今、学校教育も含め、もっと地域でもしていかなあかんと思うんですけども、そういう中で、自分の町を誇らしく思える人を育てる中で、何かのタイミングにはまた日野のこと思い、日野に帰ってくる、もしくは日野に思いをはせる人づくりが大切かなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） ちょっと最後の方でごまかされてしまいましたけども、出だしで、社人研の推計を使うてはるんですよね。分かった上で聞いたんですけども、社人研の推計で、恐らく時系列の趨勢をそのままこの先にも延長させていると、多分そんな考え方やと思うんですけども、5年先も変わらないとおっしゃいましたけども、果たしてそうでしょうか。これまでは10代後半で転出されても、その後何年かしてUターンしてくるという事例もありましたし、あるいは仕事の都合とか、それから結婚を機に町外、県外から日野町に転入してこられるというケースも結構あったんですけども、それは最初に言いましたように、これまでの投資効果で住む場所があって、町内あるいは通勤可能な範囲内に働く場所があったからだと思うんですが、そうした日野町の内部環境をもとにした趨勢が今後もずっと続いていくかという、そうなのかなと思うんですが、改めてそのご認識を企画振興課に伺いたいと思うんです。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） そこまで詳しい分析が、まだ十分にできておりませんので、希望的観測も入っているのかもしれませんが、日野町の今の自然と文化と、この風土をよいなとって入ってきて下さる方もいらっしゃいますし、工業団地を

含め、製造業で働かれる方というのはまだまだ労働力不足でありますので、そういうタイミングで日野にお入りいただいている方もある中です。もっと言いますと、一遍出たけども、やっぱり隣の敷地に家を建てて帰ってくるという集落がまだまだありますので、同居という概念はかなり厳しくなっておりますが、そのような希望と申しますか、希望的な部分もあるのかなど。ただ、おっしゃるような内部環境を分析してというところ辺で言いますと、まだ情報は持ち合わせておりません。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 私は、2025年は、最初に言ったように超高齢化社会に差しかかると同時に、急激な生産年齢人口の減少に同時に差しかかる時期じゃないかなど、実はすごく心配しているんです。今、企画振興課長がおっしゃったように、希望的観測だけで構えていてもいいわけではないと私は思っているんですが、そこで住み続ける町、あるいは移り住んでもらう町ということで、今、定住・移住という話にどうしてもなるんですが、定住・移住促進の政策というのは、町の中での優先度というのは高いんですか。どうでしょう、教えていただけますか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） そこだけが特に高いということではなくて、人口減少を防ぐ中で、まずはこの町に住み続けていただくことが最優先かなど。人口と申しますのは、日本全国で生産年齢人口も含め減っていますので、日野町だけが突出するということは、今の状況ではなかなか厳しいのかなど。その中で奪い合いをするという話ではなくて、この町が持続可能に続くためにはどういうまちづくりをしていくかというような考え方の方が大切かというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） おっしゃるように、まずは住み続けたい町、定住の促進というのは基本やと思います。それでもやっぱり現在の価値観の多様化とか、それから日野町の置かれている内部環境から考えると、やっぱり一定の割合で転出があるのは仕方がないですね。そのためには奪い合いということになるかもしれないんですが、やっぱり移住ということで日野町の町の魅力をPRするというのも、一定大事なのかなというふうに思っています。まずは住み続けてもらう、それでもやっぱり転出がある場合の、若干の補完ということで移り住んでもらうことも進めるというためには、今の子どもたちの世代の価値観、どんな価値観に訴求していったらいいのか、訴えかけていったらいいのかなどと思っておられますか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 昨日の、多分野矢議員の質疑の中でも少し言わせていただいたかと思うんですけども、やっぱりこの町に誇りを持っていただいて、周りに目を向けられる教育と申しますか、人が育つことが大切かなど。そういう人が育

つことで、この日野町が持続的に続けられる町になるのかなど。自分のことだけを考える人、そういうような人が集まっても、結局自治の機能というのはできませんので、いくら新しい区画に家を建ててもそこに自治機能が存在しなくなって、全てのことは行政に言うたらいい、ごみが落ちてあったで、どうしたらええの、これ隣の人、隣の人にまだ気づくぐらいならいいですけども、自分の困り事すらも役場に電話したら全て解決するというような、やっぱり自分たちの地域のことは自分たちで、どういうふうにしようかと考えるというような自治の力というのは育まれないと思いますので、学校教育とか地域の教育、生涯学習を含め、子どものころからのそういう周りの人に目をやれる、地域のことを考えられる、自分たちの町に誇りを持って人づくりが大切かというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 今、企画振興課長がおっしゃっておられた、人がまず育つために周りも取り込んでという話、助け合ってという話だと思うんですが、その話と重なる部分もあるし、違う部分もあるんですけど、私の考え方の一例をちょっとお話しすると、都会、都心というのは、いわばこれまでに開発されたいろんな物事の集約された姿が都会だと思っているんです。だからその開発されたものの豊富さに魅力を感じる人は、やっぱり都会に出ていくと。これは一定仕方がないことだと思います。そういう価値観なんですから。

逆に考えると、地方の田舎の方は、発想とか価値観を変えれば開発の余地はまだまだいっぱいあるように、私は思うんです。だから、それならば人の育つということにもここは重なるんでしょうけども、日野町は新たに開発するということの魅力を訴求してはどうかと思うんです。そのために人がつながって、開発にチャレンジしやすい環境をつくる。それを目に見える形でも訴えかけていくと。日野町は、価値観を変えて新たな開発をしていくのにこんなにチャレンジしやすい町なんですよということを、目に見えた形で訴えていくということも1つのアイデアかなと思っています。ご答弁は要りません。もしそんなことを考えていくにしても、ハード面であんまり投資はできませんよね、この先考えたら。だから、ソフト面で知恵を絞っていく必要があると思うんですが、ぜひ知恵を絞ってみてほしいなというふうに思っています。

ハード面で投資が難しいなと言ったのは、なぜならば2025年は町の財政事情も考えた上で、やっぱりさらに厳しくなるのかなと思っていますが、今度は総務課にお聞きするんですけども、5年後の町の財政事情はどのように予測されているのか、教えていただきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 5年後の財政事情についてということでございます。

大きく国の方の経済の動きというのは、1つ大きなポイントでございます。国の経済の成長については経済成長路線ということで、今後も伸びていく、成長していくという考えでございますし、その成長に沿って国の予算も大きくなりますし、地方財政計画も当然膨らんでくると。そういった枠の中で、町の予算規模も同じように膨らんでいくのかなというふうに思っております。そういった枠組みの中で、今後社会保障の充実ということで、これは法令で制度化された地方公共団体の負担がございますので、そういった義務的な扶助費が増加していきたくらうなというふうに見込んでいるところでございます。またそれと、これは全国的な課題でございますが、町道とかインフラ、公共施設の老朽化がございます。それに対する長寿命化に対する公共投資が待っております。それと今、近々ではございますが、町道西大路鎌掛線は取り組んでいるところでございますので、そういった投資的経費は膨らんでくるのかなというふうに思っております。

その他、ほかにも行政需要がございますので、そういった行政需要に応じていくということで、厳しい状況は見込まれるというふうに思っております。そういったことで、歳入に見合った歳出の考え方で、いろいろな経費の節減や事務事業の見直しを図りながら、健全な財政運営を図っていくというのが今の考えでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 最初の方で経済成長に伴っての拡大という話をさせていただきましたが、あんまり成長神話にとらわれん方がいいと思います。少なくとも日野町は成長よりも持続ということの方が大事なような気がします。途中に、やっぱりインフラ施設とか公共施設の老朽化の話もさせていただきましたが、現状で既に減価償却費の累計が70パーセントに達しているインフラ資産、さらに老朽化が進むと思うんです。これはよく言われることです。同じくよく言われることで、教育関連施設も、もう2025年になったら小学校、幼稚園、全てが築30年を超えていきますよね。

そこで町は公共施設の総合管理計画をつくられて、順次、1個1個長寿命化計画というのをつくって、中にはもう一部開始を、手をつけようかという施設もありますけども、長寿命化計画というのは、分かりやすく言えばですけども、小さな改修を続けながら大事に使って長もちさせましょうというやり方で、いわば問題をだんだん先送りしていきましようということでもあるのかなという気がしているんです。でも、2025年ごろになったらそうも言っていられなくなって、インフラ資産にしても事業資産についても、この資産そのものがその後も、その先も持ち続けるのか、保有、所有ということも含めて、抜本的な更新ということを考えないかと思うんですけども、その5年後に向けてそういうような検討は進められているのか、始められているのか、状況を教えて下さい。総務課にお聞きします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 今お話ございました長寿命化に関しての抜本的な考え方と
いうことでございます。

基本的には今現在、長寿命化に向けて個別の施設の計画を今、調査をさせていただいているという段階でございます。まだ全ての施設が終わったわけではございませんが、本年度、公園施設と、それと小中学校、それからわたむきホールを、調査がもう終わろうとしているところでございますが、古い施設もあれば中学校のようにまだ新しい施設もございますが、修繕は、基本的には30年もつとところを40年までもたそうと、10年間延ばそうと、それから、いずれ更新がやってきますので、60年後には更新が来るけれども、その更新をしてさらに20年延ばそうというのが長寿命化の考えでございます。

では、今の町の施設をどの時点でどうするかというのは、まだこの数字が並んでから対応というか、考えていくものというふうに思っておりますし、令和2年度では各公民館、それから図書館を調査しますので、もう少し並べてからでないと、なかなか難しいなというふうに思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 私は経営感覚で、もう少し早目早目に対策を考えるとかなあかんのちゃうかなと思うんですが、もう時間も経過していますから、これ以上突っ込みません。同じ財政事情ということで、総務政策主監に1個伺ってもよろしいか。

今の資産の老朽化だけやなしに、2025年を想像すると、社会の超高齢化ということもありまして、これは今、総務課長からも言っていたように、健康寿命の延長に努力するにしても、フレイル予防に努力するにしても、やっぱり医療、介護とかその辺を中心にした、扶助費とおっしゃいましたけども、民生費が増えることはあっても、減ることはないですよ。しかも日野町、もともと経常収支比率が高く弾力性が乏しい財政でもありますので、もうそのころになったらいやでも選択と集中を本気で考えなあかん時期に差しかかると思うんですけども、今からその選択と集中を考えるための現状把握、分析、予測ということを始められているのか、進めようとしているのか、その辺の状況をお聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 総務政策主監。

総務政策主監（安田尚司君） 進めているのか、もうできているのかという話からいきますと、6次の計画を今されていますよね。その中で当然考えていくんですが、現段階で申し上げますと、やはりハードとソフトと若干分けて考える必要があるのかなというふうには考えています。ソフト面では先ほどおっしゃったように、2025年のその話以降の分も含めて、いわゆる1人も取りこぼさないというか、そういう姿勢が必要なんだろうということから考えますと、先ほどの、今の高齢者もおられますけども、子ども、そして貧困、こうした地域の課題というのがあるわけですが、

それをどのように、暮らしとして見て町がそれを支える部分もありますし、地域で支えていただく、いわゆる地域共生という考え方の中で、行政がそこにどのようにコーディネートをしたり支援をしたりできるのかという部分から言えば、行政がまずは総合的な体制、いわゆる縦割りではない、横軸に生活を支えるという視点で、どのような体制が取れるのかという、そうした部分がソフト面では大事になってくるんだろうなと。

ただ、行政だけでは当然治まりませんので、民間の活力、いわゆる民間とのつながりを持ったり、当然国・県との関係も当然持っていくわけですが、そうした相互的な、それぞれの地域での暮らしをどう支えていくのかという、土台となる行政側の仕組みをまずはしっかりつくらなアカン部分もあるやろうなというふうに思っています。これはソフト面です。これは財政的には、人員的には必要ですけども、投資という形のものではないので、そういう形では進められるかなというふうに考えています。ただ、ハード面も当然一緒に進めていかんなんので、それにつきましては一定、国の動向にかなり影響される部分がございます。ですから、それによって進捗は変わるか分かりませんが、それは計画で進めんなん。

もう1つはやはり少子高齢の中で、そのまま今のままの、例えば未就学児の問題であれば、あちこちでいろいろ見ていることがよいのかどうかも含めて、もう少し弾力性のある合理的な施設としてしっかりと対応して、人の経費、設備の経費、そういうものも含めて考えていくことになるのではないかなというふうには考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 分かりました。お聞きした現状分析はどうかということについてはあんまり答えてもらえなかったけども、その先の方向性についてはおっしゃっていただいたので、その辺は大分同意できる部分ではあります。

今おっしゃっていただいたように、何を優先するかというのを明確にするものがビジョンでして、今これ、主監の中にも出てきましたが、2025年という、今ちょうど策定が進められている第6次総合計画の中間年に差しかかる時期ですよ。しかも今度の第6次計画は5年後に基本計画から見直すという話も聞いていますので、ちょうどその時期になるんですけども、ただその2025年に向けては、今回お聞きしただけでも超高齢化社会の話であるとかコミュニティーの話、それから定住・移住、財政事情、いろんな問題、そのほかにも多分いろんな変数が加わってくると思うんですが、その中で5年後、中間評価の時点で、今つくっている総合評価がどんなように評価を受けていたらいいかなとイメージされているのか、ご担当の企画振興課に期待値も含めてお聞きしたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 第6次日野町総合計画では、10年後の町の姿を示すものとして基本構想を持ち、その町の姿を実現するための施策や主要事業を示すものとして、基本計画を策定します。5年後には中間評価をした上で、後期の基本計画の策定の予定をしております。その時点で基本構想、基本計画に基づき、住民の皆さんが安全・安心に暮らせる町であるために、施策の実現のため、毎年改定する実施計画に基づいた事務事業が着実に実施できていることを目標にしたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 当然そういうご答弁しかしようがないとは思いますが、難しいですとは言えんでしょうから。少し、ちょっと苦言も含めて申し上げたい。

いつも言っている話ではあるんですけども、現在総合計画懇話会で基本構想の部分で話し合いが進められていますよね。いきなりグループワークなんです。ここ最近、ずっとグループワークをやっています。このやり方ではちょっと違うのと違うかということは今まででも何回か申し上げていました。これは私の意見だけじゃなしに、少なくとも同じテーブルで話をしている人、大体みんなそのような意見なんですけども、それでも進行にやっぱり協力せなあかんと思って、ちゃんと議論もしていますし、アイデアも出してはいるんですけども、ただこのやり方で一生懸命やっても、ほかのグループでどんな話をしたのか全然分からないわけです。

これ、10年前の第5次をつくらはるときの委員さん、メンバーに聞いても同じようなことを言うてはりました。よそが何をやっているのか全然分からんうちに話をしているんやと。ほんまに町政に対して真剣に考えている人は、その分野を超えて連携できることもあるやろうし、そんなことも考えながら参加してはると思うんですが、その話ができひんというジレンマがありますよね。それ以前に、どんな目指す町の姿に向かっているのか分からないままに、各論の話をみんな勝手勝手にやっていて、いわばどんな木の姿か分からんものに対して、枝葉がどんなんがつくんやろうみたいなことを、勝手勝手に話をしているみたいなところがあって、言い方は、申しわけないけど、結果、毎回何か世間話をして終わっているような感じがせんでもないわけです。こういう状態からどうやって基本方針、基本構想が導かれていくのかなというのは、いまだに分からないです。前回の懇話会で少しその話は出ましたけども、理解できなかつたです。理解できるように教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 総合計画の委員として、いつもありがとうございます。

現在5回の委員会が終わりました。3回目、4回目、5回目では第5次の評価シートに基づいての各論というか、分野ごとに分かれて、委員の皆さんのボトムアップのためのディスカッションというか、意見交換をしていただく中で、キーワード

でありますとか町の目指す姿みたいなどころ辺のお話をいただいたと思います。今、これを事務局の方で取りまとめをしておりますので、そこの中にやはり、これからのまちづくりのキーワードであったりとか柱になる部分が出てくるというふうに思っておりますので、そこから基本構想をつくっていくという話の中で、前回の懇話会では、まずはその中で30の柱を、次回の4月の懇話会では委員の皆さんに組み立てていただこうという話をしております。いろんな手法があると思うんですけども、町から先に案を示したものを皆さんにご議論いただくという方法もある一方で、第5次のこれまでのボトムアップの、住民の皆さんのいろんな声を拾って、そこをつなぎ合わせて町の計画をつくっていくという手法で今、取り組んでいますので、どうぞご理解とご協力の方をよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） ボトムアップと言っていたいただきました、30の柱という話もお聞きしましたけども、その30の柱を立てるのに、例えばKJ法みたいなやり方でやるんですかとお聞きしたら、それもあつたし、そうでもないという話も伺って、結局よく分からんというところがあつたんですけども、最終的にはもうこれ、えいやでぽんと置かなしょうがないんちゃうかなと、そんな気もしているんです。

それともう1つ言っているのは、客観的な現状把握をしないままで議論がスタートしているという問題点も何回か申し上げてはいるんですが、それに対して、以前に住民意識調査で現状把握をしているんやというようなご回答もあつたかと思うんですが、意識調査は、要は主観の集約ですよ。客観的に見ているとは限らないところもありまして、1つの例を言いますと、住民意識調査のポートフォリオ分析を出しておられますよね。あの中で地元商業の振興という項目があるんですが、地元商業の振興が、ご存じやと思うんですけども、実績もないし優先度も低いというところに位置している結果になっているんです。ほんまにそうでしょうか。ここはもうご答弁は結構ですけども、というところに位置しています。

これについてはさらに言いますと、地元企業の発展と言葉を変えたら途端に評価がぼんと上がるという、そういうふうな落ちもついてはいるんですけども、結局よく分からんというところにはなっているんですが、この点についてはもう時間の経過もしていますので、最後にちょっと町長にもお聞きしておきたいんですけども、意識調査でこういう結果が出ているのは、私が見ているのは、多くの町民にとっては地域経済のことがあんまりよう分からへんと、あんまりよう分からへんから関心がないと、関心がないから優先度も低いというふうに、どうしても出てしまうと。そんなあらわれなのかなというふうに思っています。

お聞きしたいのは私を感じていることで、そうした傾向というのは町もそうやけども、役場にもそういう傾向というのは漂っているんじゃないかなと、当てはまっ

ているんじゃないかなという見方をしているんですが、実際のところ、どうでしょうか。町長にお聞きします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 地域経済に対してどのような対応をするのかということですが、これは日野町役場において明確でありまして、地元の事業者さんをしっかりと支え、そこを活用していくということでもあります。日野町におきましては私が就任以来、当時の建築組合などが住宅リフォーム制度の設立を要請されて、その要請の中でその思いといたしまして、そういう運動を建築組合等がなされたことを受けて、町当局としてそれを受け止めて住宅リフォーム制度を、これまでからずっと続けてきているわけではありますが、そういうふうに、多分県下の中で住宅リフォーム制度を途切れることなく続けているところは、ほかにはないのではないかと。一過的に金額を上げたりして脚光を浴びた町はあったかもしれませんが、ずっとこの間、しっかりと続けている。そして商工会や建築組合等と意見交換もしながら、1回使った人は使わないよということじゃなくて、また使い勝手がええようにしようということを決えず業者サイドと議論をしながらやっているということは、私はそういう地元の事業者さんを大事にするということのあらわれであるというふうに思いますし、また地元の発注の工事等につきましても、基本的に日野町内の建設業者さんにできるものは、全て建設業者さんに発注をしているということも、これは多分県内のいろんな市町の中にあっても、日野町は突出して明確な方針を出している町であるというふうに思っております。

だからこそ雪寒対策においても、工業会の皆さんが全ての路線を、県の路線も含めて我が町のこととして対応をいただいておりますし、災害応援協定において、台風災害のときにも出動をいただいておりますし、今回の奥師における林道の崩落についても直ちに現場を、要請を受けて直ちに見に行き、次の日には直ちに撤去作業をしていただくという連携も図れているということでもありますので、日野町において地元の事業者さんを大事にしながら、地域の循環を大切にしていくというのは、少なくともいいでしょうか、日野町においても、日野町役場においても、商工会においてもこれは明確な揺るぎない方針であるというふうに私は思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 住宅リフォーム制度をもって地域経済全体のことを言われても困るところもあるんですが、地元発注の割合は、確かにおっしゃるとおりでしょう。そこは評価させていただいているところではあるんですが、いずれにしても経済政策の話ですから、地元企業を大事にしているということのための政策をきちんと回していきましようねということですので、その辺がもう少し、認識はもう少し上げていただく必要があるのかなということでお聞きしていた話ですので、その辺には

答えていただかなかったような気がします。いずれにしても、もう質問はしません。答えましたか。もう質問はやめておきます。

総合計画の懇話会の第1回会議で、私は機会損失になるんじゃないかという話をしたことを覚えてはりますよね。機会というのはチャンスのことなんですけども、チャンスを逃すような損失ということなんですけども、今回は2025年の日野町というテーマで、幾つかの問題提起をさせていただきました。これらの問題の現状を把握して分析して、客観的な将来予測を行うのに、総合計画というのを策定という、今、絶好の機会があるのに、それを逃すようなことがあってはならないということなんですけども、もし機会損失が起こってしまって、それもほとんどの町民が気づかないままに町政が流れてしまうと、これほど不幸なことはありませんので、その辺はしっかり考えておいていただきたいと思います。

それと今回の質問の一番最初の背景のところで、合併をしなかった結果の総括はされないんですねという話もさせていただきましたが、合併をしなかった町のプラスマイナス、功罪というのは、特にプラス面というのは何ととっても小回りのきく、機動力を発揮してダイナミックな政策が打てるということやと思うんです。ところが、平成の市町村大合併のときには同時に三位一体改革もありましたし、地方分権もありましたし、それによって、その辺の時期を転機にして、結構地方自治体に対してスケールアップを要求されている、いわゆる仕事をたくさん、権限移譲の名のもとに、どんどん仕事が増えてきている転機になっていると思うんです。というか、そのために合併は進められたというふうに考え方もできるんですけども、結局小さな町にとってはメリットの機動力を生かすどころか、機動力をそがれているという現状があるかと思うんです。

そのためにも仕事を、選択と集中を本気で実践した上で機動力を取り戻していかなあかんと思いますし、選択と集中を実践するためには、もととなる明確なビジョンはやっぱりどうしても必要です。せっかく目の前にそういうビジョンをつくるチャンスがあるのに、それが無駄にならないように、町政のターニングポイントになりそうな2025年の展望をしっかりと見据えていただくようお願い申し上げまして、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は10時45分から再開いたします。

—休憩 10時24分—

—再開 10時44分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

その前に、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（藤澤直広君） 議長のお許しを得て発言をさせていただきます。

先ほどの山田議員との一問一答の場において、議長の発言許可を求めずに発言をしたことについては、申しわけなく思っております。以後気をつけますので、よろしく申し上げます。

議長（杉浦和人君） 次に7番、奥平英雄君。

7番（奥平英雄君） 皆さん、おはようございます。質問の前に、建設計画課の方にお礼をいたしたいと思います。12月議会の中で、歩道の根が張った道路を直してくれという一般質問をさせていただきました中で、この間、きれいに直していただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、私の方からは分割で質問したいと思います。この質問なんですけれども、令和元年11月30日に開催された意見交換会で、五月台の方から子育て、教育のテーマの課題の中から意見を聞かせていただきました。道路の中で、五月台から出る県道41号線の横断歩道を東側から西に渡り、御代参橋を越え、また西から東へ戻り、子どもたちが通学しております。西側に渡らなくても、御代参橋を越えて通学できないかという意見でした。

これ、資料、皆さんのお手元に行っていると思うんですけども、1番目の写真なんですけど、これ右側が東なんです。ここから西べらに渡られて、2番目の写真、これが御代参橋なんですけれども、これが、なぜか私も分かりませんが、左側にあるんです、西側に。それを渡られた後に、3番目の写真です。また東側に戻れるということで、これのことで五月台の方から質問されて、何とかならないかということでした。

それにかかわりまして、また通学路には五月台から椿野台の間で川があり、幅約1メートル20、深さ80センチから1メートルの深さの川が13メートルほど続き、ガードレールもなく子どもたちが川に落ちてもおかしくない状態ですということなんです。これ、また写真で見ていただきたいんですが、ちょっと私、事務局に渡した番号を間違ってしまったんですけど、7番目の写真が五月台から椿野台へ抜ける際にある川です。これも、5番も6番も全部、1メートル20、幅が大体ありまして、深さもはかりますと、1メートルから80センチあります。その中で、そこから先、また五月台の出口から小井口の間も、幅1メートル20、深さ80センチの川があり、そこもまたガードレールもありません。幅も狭くカーブになっており、道路際には幅93センチ、深さ70センチの歩道の溝があり、大変危険な状態です。町は県に対して、通学路に対して県に要望されているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 7番、奥平英雄君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長（藤澤直広君） 主要地方道土山蒲生近江八幡線の沿線にございます五月台、椿

野台の通学路対策についてでございますが、通学路の安全確保については行政懇談会やPTAなどから要望をいただいております、その都度県に伝えておるところでございます。通学路の安全点検は公安委員会等とともに実施をしており、現状は共有しているところでございます。

ご指摘の点については、安全点検時に現状を確認しており、今年度、県により横断歩道の前後に注意喚起を促す路面標示を実施していただきました。歩道のない区間では路肩にグリーンベルトを設置していますが、ご指摘の水路と並行している区間についても、転落防止柵やポストコーンの設置を県に要望いたしております。設置することによって歩行スペースが狭くなるなどの課題があることも認識しておりますが、引き続き要望をしいまいたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

7番（奥平英雄君） けさ、私、先ほど言われたように注意喚起を促す、道路面に意思表示をしていただいたということで、けさ見に行ってきました、2番目の写真なんですけれども、これ、右側が道なんですけれども、かなりかまぼこになっている道で、どこに標示してあるのかなと思って、私個人的には1番と3番の手前に書いてあるのかなと思ったら、橋の間の中に、前後に横断歩道注意の字が書かれていました。これ、私、写真撮ったのが2月13日なんですけれども、このときは確かになかったと思うんですけれども、これ、前後と違くて手前にも字を書きただけなかったのかなと、私個人的に思っているんですけど、何か法的なものがあるのかちょっと分かりませんが、その辺ちょっとお聞かせ願いたいのと、今の話に関連するねんけど、鎌掛の方から来られる方、また小井口から来られる方から見ると、横断歩道を渡ってからしか、横断歩道注意ですよという標示しか分からないんです、実際の話、今日行ってきたら。この辺がちょっと、私もう一つ分からないんですけれども。

それと勉強不足で悪いんですけど、ポストコーンというのはどんなものなのか、ちょっと教えていただきたい。これで子どもの転落防止ができるのかなと私は思っているんですけど、私個人的にはパイプの、以前言ったと思うんですが、南比の小学校にある茶色の細いポール、ちょうどこれぐらいのやつですか、こういうのを設置していただけたらと思うのが1点と、それと自治会と県と話をされているのか、この問題は以前中西議員も一般質問されたと思うんですけれども、大分日もたって、時期もたっていると思いますけど、自治会と県と話をされているのか。どこまで話をされているのかちょっとお聞かせ願いたいのと、もしできたら、用水路になっているとかいう話も聞いたんですが、ふたをできたらしていただけて、道が狭くなるということもあるんですけども、そこでグレーチングを、間に大きいグレーチングがあると思うんですけれども、こういうようなのを設置していただけるよう

な話はできていないのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 奥平議員より再質問いただきました。

まず注意喚起の路面標示でございますが、実は私も現地の方は確認させていただきました、「これは」というのは思っています。県の方にもその辺の確認をしておるんですけども、とりあえずあそこでさせてもらいましたという回答しか今、もらっていないんですけども、あれでは意味がないんじゃないかということは県の方には伝えております。

それからポストコーンとはどんなのですかということなんですが、今いただいたこの資料の8番の写真、ここにオレンジのポールがあると思うんですけども、これがポストコーンになります。ポストコーンについては、ここに段差がありますよというような注意喚起を促すという意味で、ほかでも何か所かは県の方に依頼してつけてもらった部分もありますし、町の方で設置している部分もございます。ただ、議員おっしゃられるように、ここはポストコーンよりも転落防止柵の方が有効であるというふうに思っておりますので、これについても以前から、随分前から要望の方をいただいておりますので、その都度県の方にも要望はしておりますし、今年度の春の交通安全点検のときには交安、東近江警察署、ならびに土木事務所の方の関係課の方も一緒に点検をしておりますので、その辺確認もいただいているところなんですけれども、なかなか設置基準に合わん、それからグリーンベルトが狭くなるなどの理由によって、まだ現在設置には至っていないところでございます。これについてはずっと継続して要望しておりますので、これについても引き続き要望していきたいなというふうに思っています。

それから、自治会と県との間で話はしてあるんですかということなんですが、私の記憶をしているところでは、直接自治会と県との話はないと思います。町が経由して、当然話はさせてもらっていますが、直接の話はできていないというふうに思います。これについてもそういう機会が設けられるように、県の方に要望したいなというふうに思います。

それから、ふたの設置の件でございます。これは議員もおっしゃったように用水路であるということで、県の方からはなかなかふたの設置は難しいというふうに聞いておりますので、町としては転落防止柵を設置いただくように、引き続き強く要望していきたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

7番（奥平英雄君） 今、課長言われたように、確かに、私も見て、表示は全然意味ないんじゃないかなと思っていますので、このことについては県にできるだけ早く要望していただきまして、もう一度書き直すことはしなくてもいいんですけども、書

いてもらえるように頼んでいただけたらなと思います。

ふたができないということなんですけれども、これ、確かにグリーンベルトは引いているんですけど、これも要所要所消えているところも多々見られています。せめて、今これ、写真には写っていないんですけども、9番目の写真から上、大窪の方、こっちはどっちかといったら60センチぐらいの溝があるんです。そこも子どもさんたちがはまられてもおかしくないような幅で、あれも10メートルのよう続いていると思うんですけど、ここもずっとカーブになって、確かに危ないところなんです。今日も私、路線バスの後ろを走っていたんですけど、本当に対向車が来たらもうブレーキ踏み倒さんとあかんような細い道なので、子どもさんがここにいられたら、かなり危険だと思うんです。避けられると、やっぱり溝この方に行ってしまう場合もあるので、以前甲賀の方で亡くなられた、用水路の中にはまられて亡くなられた話もあったので、できるだけ、今は風水害が多い時代なので、できるだけこれは早く、常にですけど、毎回毎回ですけども要望していただいて、進めていただきたいなと思っているところでございます。

もう1つ、8番の写真なんですけれども、ここは8番と書いている方側にちょっと道があるんです。ここの鉄板はなぜふたをして、これは個人の持ち物のところなのか、ちょっと私、分からない。ここに今言っているポストコーンが立っているんですけども、これは町が管理しているところなのか、個人なのか、ちょっとこの辺、再々質問になりますけれどもお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 再質問いただきました。

まず8番の、側溝のふたの件でございます。これは隣の9番の拡大写真ですね。この鉄板については、多分ですが県の方で設置されたものやと思いますので、確認はさせていただきますが、県道ですので県の方で設置をされたものという認識でございます。

それから、今おっしゃいました9番のカーブのところのグリーンベルトの色が大分落ちてきているというのも、うちの方でも把握をしております。これも含めまして、県の方に要望させていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

7番（奥平英雄君） 毎回私、言いますけど、事故が起きてからでは遅いので、できるだけ早く動いていただいて、要望をきつく言っていただけたらなと思うところでございます。

以上で1問目は終わりたいと思います。

2つ目なんですけれども、これも毎回私、言っているんですけど、令和2年2月11日に、南大窪町から金英町、県道41号線の交差点で車2台が絡む事故がまた起き

ました。この交差点は、今も言いましたけど、今までに町に対して質問してきましたが、町は何か事故が起こらないような対応をされているのか、また県に対して要望をされているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 町道本町南1号線と主要地方道土山蒲生近江八幡線の交差点の事故対策についてでございますが、町道ではカーブミラーや区画線の設置等により対策を講じております。また、県道では交差点内のカラーペイントやグリーンベルトの設置で対応をいただいております。今回、町道側ではカラーペイントにより、一旦停止を促す対策を行ったところでございます。運転者に対する啓発も含めて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

7番（奥平英雄君） この道に関しても対応していただいて、カラーペイント、建設計画課の北川君とともに現場へ行きまして、今日引きますという話をしていただきまして、早速赤いラインを引いていただきまして、止まれと書かれたの標示、あの周りを囲んでいただいたんですけども、ただ、止まれと書いた文字なんですけども、法的に、漢字で止まれと書いてあるのと平仮名で書いてあるのとは違うんやというのを聞きまして、ここの交差点につきましては漢字で止まれと書いてあるということで、これは警察署に行ってくれんとあかんという話で、私、個々に日野交番所に行きまして、そこからまた八日市の方に電話していただいて、ちょっとこういう事情で来られているんやという話をしていただいて要望したんですけども。

ただ、建設計画課の北川君ともしゃべっていたんですけど、以前言ったと思うんですけど、南大窪町の方から来るとややカーブになっていまして、止まれの標識が奥に入るとるんです。これは日野祭の曳山が通る関係で中へ入ってあるのか、ちょっと分からないんですけども、これをはみ出してしてもらえるのか、金英町側の島田さん宅のところに電柱があるんです。そこの右側につけられへんのかというのをちょっと聞いてくれということ警察の方に言いまして、町からもちょっと要望してくれという話をしたんですけども、その辺はしていただけたのかお聞かせ願いたいのと、あと、大概事故されているのが日野町外の人、毎回私、ここで同じ話をしていると思うんですけども、よそから来られた方にも分かるような標示を、町として何か考えていただけへんのかなと。町が動くとも県も動いてくれるやろうという話もあるんです、実際の話が。誰かがせんと、全然大丈夫やなと思われているのか、ちょっと分からないんですけども。

この間の2月11日も、あれ、ひなまつり紀行が始まって途端だったんです。ほんで、ちょっと警察の方にも、日野の方なのかちょっと教えてくれと言うたんやけどだめですと言われたので、ちょっとこの辺は分からないんですけど、以前は京都ナ

ンバーの方とか八日市から来られた方が事故をされていまして。今までから、私、ここでしゃべっている中で、発言させてもらった中で。その中で、やっぱり日野町の人は、あそこは事故が多いのはほとんどの方が知っておられるので注意されているんですけど、そこで安全やと思って出ていかはったら、どんと当たらはるのが、やっぱり他府県の人とか日野町外の人なので、この辺を町として何か考えることがあれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 奥平議員より再質問をいただきました。

赤のペイントにつきましては、あの町道は今言っただけで交差点と反対側の横町線の交差点が、いわゆるあの町道の一旦停止の位置づけになっていて、その間の町道については、枝の方から出てくる方が一旦停止になってるので、なかなかあそこを下からずっと上がってくると、全然一旦停止せんでもよいと思われかけたら、一旦停止せんなんというふうなことでなっていますので、あの標示については横町線と同じ形で引こうということで引かせてもらったところがございます。

それから、止まれの看板等が見えにくいというのも、確かにおっしゃるとおりであるんですけども、1つは日野祭の曳山の巡行経路になっている云々がありまして、今の形になってあるものやというふうには認識をしております。ただ、もっと見やすい位置に出して、そのときだけ戻したらええやんけというご意見もございしますので、その辺についてはまた県とも相談をしたいなというふうに思います。

それから、必然的にスピードを落とすということで、ハンプを設置しようかとかいう話もしているんですけども、それにつきましても曳山の巡行のかげんがありますので、極端に言えば平和堂にあるみたいな、あんなぱかぱかとしたのをつけたらかなりスピードが落ちると思うんですけども、これもまた曳山巡行の時期になったら撤去せんなん云々という問題も出てくるかと思っておりますので、できる限りの工夫はしたいなと思うんですけども、なかなか、難しいというのが現状でございます。

それから今、議員言っただけで内容について、県の方にもう要望してくれただけということですが、まだやっておりません。これについては、交安の関係の住民課とも協議をしながら要望の方をさせていただきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

7番（奥平英雄君） ちょっと、先ほど言い忘れていたんですけど、あそこも通学路で、今の島田さん宅のところからこっちの横断歩道を渡られるんです、子どもさんたちが。大津のような事故が例えばああいうところで起きたら、今、囲っているものなけりゃ、何もない状態な交差点なので、その辺の、先ほど言ったパイプ、あ

あいうパイプガードみたいなものも県の方に要望してもらえないのか、ちょっとお聞かせ願えたらと思います。再々質問、済みません。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 今のご質問でございます。

交差点の形状と、言ってみたら大きさ、いわゆる防護柵をつけたときに道路の幅員が狭くなるとか、余計に曲がりにくくなるとかということもあると思いますので、その辺についてはその基準も含めて可能かどうか調査した上で、可能であれば県の方にも要望していきたいと思いますが、まずもってその設置が可能な交差点であるかどうかというのをまず確認させていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

7番（奥平英雄君） これ以上質問はできないんですけども、要望として、本当に毎回毎回事故が、あそこは減らないので、できるだけ早く、きつく県の方にも、また警察の方にも行っていただいて、私も微力ですけども動いて、また頼みにも行きますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これで一般質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 次に、3番、高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） それでは通告に従いまして、分割にて2つ質問をさせていただきます。

1つ目、介護予防の充実と介護ヘルパーの確保をということで質問をさせていただきます。2000年の4月に介護保険法が施行されまして、20年が経過しようとしているところです。この制度はほぼ3年に1度見直しをすとなっているところでございますが、この制度の発足当時、介護認定を受ける人や介護の制度を利用する人が、本人とか家族の事情などで少なかったため、認定と利用をされる方が少なく、行政などが促進していた時期がございました。しかし、この制度が施行されてから10年を待たずして、認定者の利用が急激に増えてきまして、今度は介護従事者が、特に訪問介護ヘルパーが足りない、不足するという問題が生じてきました。

ここでちょっと資料を、お手元に配付の資料①なんですけども、ちょっとこれを見てくださいというふうに思います。ここに、実は日野町のポケット統計に基づきまして調べたんですけども、2006年から調べています、平成18年です。ところが、スタートしたのが2000年、平成12年ですので、6年間分の情報がなくて大変申しわけないです。それで私、資料を出してから家でいろいろ探したら、2004年のポケット統計が出てきまして、このポケット統計によりますと、介護の認定を受けた方が、平成12年、2000年です、477人というふうに書いていました。そこで、ちょっとこの最初のところに477人というのをつけ加えていただきたいと思いますというふうに思います。それから、その数字がちょうど400人から600人の間あたりです。発

足当時はそれぐらいの介護の認定者がおられたということを、ちょっと追加でご説明させていただきました。

これを見ていますと、発足当時が477人、その次の年が14パーセント上がっています。さらにその次の年は27パーセント、そしてどんどん増えていって、平成22年には、ちょうど発足してから10年後には812人ということで、477人から見ると約170パーセント、7割増えているということで、当初の段階で急激に増えたということが分かるかと思います。ここに載っている18年から22年はそれほど増えていませんけども、最初の5年ほどで急激に増えているという状況がございます。そして平成25年の段階で989人の介護認定者がおられて、ちょうどこれは477人の2倍を超えているところです。ちょうど13年目で介護認定者が2倍を超えたということでございます。そして令和元年度が1,092人、あと、今後の予測として令和2年、そしてさらに団塊の世代の方が75歳を迎えられる令和7年には1,243人ぐらいになるだろうという推測がされているところでございます。このように介護認定者がどんどん増えてきて、ヘルパーが足りない状況ということになってきているところです。

引き続いて、この訪問介護ヘルパーについては1人で家庭の中に訪問するため、入浴介助等では身体的に非常にきついものがありまして、腰などを痛める人が多く見られるようになったところでございます。

さて、この介護の仕事で、1つの事業所で長く働く人がいる一方で、実は同業の他の事業所を転々と就職、離職を繰り返している方もおられるのが現状です。これはなぜこんなことになるかといいますと、少しでも労働条件が安定していて、かつ賃金が少しでも高い事業所を探して、自分の生活を安定させようとしている介護労働者の意思表示のあらわれではないかというふうに思われるわけでございます。

ここで配付資料の2番目を見ていただきたいと思います。ここで全産業の、職種別の年齢ごとの賃金グラフで、男性の場合と女性の場合とを分けて示していますが、全産業が、まず男性の場合、青い水色の線です。そして茶色の線が看護師、そして灰色の線がケアマネジャー、黄色い線がホームヘルパー、訪問介護職員です。そして一番最後のこの青い濃い方の色が施設の介護職員、これはデイサービス等も含まれると思うわけでございますけども、これが、1カ月の賃金平均がここに出ています。この一番黄色い線、これが非常に低いわけです。20歳から24歳の間での出発点はそれほど賃金は変わらないのに、年を追うごとにだんだん開いてきています。ほとんど黄色い線、ホームヘルパーは平行線みたいな形になっていますし、また福祉施設での介護職員も、同じく平行線のようになっています。ほぼ同じところ、位置にあるわけです。

これは女性の方でも言えると思います。黄色い線が一番低い。その次が福祉施設での介護職員の給料です。そしてその上がケアマネジャー、そしてその上が、全産

業で一番高いのが看護師、このようになっているわけでございます。しかしそれでも、男女差もちろんありますけども、職種によっても大分違ってきます。この黄色い線がこれほど低いということは、ほかの職種と比べると、やはりホームヘルパーの賃金が一番安いということが分かるかと思えます。一応、説明はここまでです。

それで、これと同時にもう1つの問題点が今、浮かび上がってきているわけですが、介護従事者、特に訪問介護ヘルパーが高齢化してきているという問題です。これも配付資料の3番目、資料③を見ていただければと思います。資料③でいきますと、ここにグラフがあるわけなんですけども、訪問介護の職員が濃い青色です。そして施設の介護職員は茶色の線です。そしてケアマネジャーは薄い灰色の線です。ほぼ、施設の介護職員とケアマネジャーは40歳代を中心に、左右に同じ形で広がっている形の分布になっているところなんです。ところが、訪問介護職員だけは一番高いところが50歳代ということで、さらにその2番目に高い数字が60歳代、30パーセントですね。34パーセント、30パーセント。まだ70歳代でも8パーセントの方が働いておられると。これはもう人が足りないので、うちの会社とか事業所へ来てほしいと、やめんといてほしいということで引き止められている場合がほとんどでございますけども、こういった状況で、しかしいずれ70歳を過ぎたら限界が来まして、介護の仕事を受けるのではなくて、今度は介護のお世話にならんなんという年代に差しかかっているわけでございます。一応、昔は介護従事者の平均年齢は非常に若かったわけです。

さらにこの③の資料の一番下の棒グラフを見ていただきますと、平成18年の時点では、60歳以上の訪問介護職員は15パーセントでした。それが平成24年になりますと30パーセントで、倍に増えています。そして平成29年段階では38パーセントと、毎年2パーセントないし1パーセントずつ60歳以上の介護職員が増えていっているわけですが、この方々もいずれは年齢的に仕事をやめざるを得なくなってきたり、一度に3分の1ぐらい減ることもあるというふうに思われるわけでございます。そういうことで、昔は若かったんですけども、今は平均年齢が非常に、他の職種と比べても高くなってきているということです。それと同時に、60歳や65歳を待たずしてやめていく人も非常に多くおられます。また、家庭の事情等でやめていく人もおられます。それと同時に、新たな担い手や若い人の就業も減ってきてまして、歯止めがかからないのが現状でございます。

少子化と高齢化が同時に進む我が国において、子どもの数が本当に急激に減少してきて、これに比例するかのように入職従事者のなり手も減ってきているところでございます。一方、高齢者の寿命は年々延びてきていることから、高齢者の数も増えてきていますし、これに比例する形で介護認定者の数も増えていくのではないかと考えられるところでございます。すなわち、介護従事者が減る一方で介護認定者

が増えるということであれば、今後需要に対応し切れない現状となってきますので、この傾向性が加速していくと予想されますので、本当に考えていかないといけない状況にきています。

このために、今後こうした状況に至った経過を振り返ってみますと、私が思いますには認定者の数を減らすしかないなと思います。認定者の数を減らすということは、結局その前の段階である介護予防にもっと力を入れなければならないと。あるいは、介護予防に先行投資をしていくということが非常に重要ではないかなというふうに思うわけでございます。介護予防の先行投資をどういうふうな形であるかということについては、今後十分な議論が必要なわけですが、いろいろな面から創意工夫していけば、それはできるのではないかと思うところでございます。

さらに、これと並行して介護従事者の確保、特に訪問介護ヘルパーの確保が重要になってくると思います。介護の資格を持っている方、今現在でも初任者研修修了者ということですが、以前は介護ヘルパー2級、これを持っておられる方がたくさんおられるんですけども、おられるにもかかわらず介護以外のサービス業についておられる方も多くおられます。また、資格を持っていながら無職の方もおられるわけですが、こうした資格を持っておられる人に介護サービスに従事していただけるだけの優遇措置、あるいは魅力を発信することが重要ではないかと私は考えるわけでございます。

ここでいう優遇措置とか魅力とは何かといいますと、結局介護ヘルパーの人手不足の要因が、いろいろ調べていますと賃金の低さということになるわけでございます。50パーセント以上の方が賃金が低いというふうに答えておられるわけですが、それともう1つは収入が安定していないということです。これは先ほど資料②で示したとおりでございますけども、さらに若い人や学生たちも、福祉や介護事業に早くから関心を持っていただいて従事していただけるよう、道を開く対策も必要かと考えます。

そこで2点質問なのですが、町の第7期高齢者福祉および介護保険事業計画では、「元気・長寿・夢のあるまち“日野”」とありますけども、その中でも、誰もが安心して介護を受けることができるよう、必要な介護サービスの量や費用額を見込んでいるというふうに、計画にはあります。こうした計画の中でまず1点目として、介護予防の対策を町としてはどういう考え方なりビジョンを持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

それと2点目としましては、介護計画の目標を達成するために、介護従事者の高齢化や離職の問題について、今後若い世代の介護従事者をどのように確保していくのか。そして賃金の改善につきましても、やはりサービス業全体の平均賃金に並ぶところまで改善することが必要だと思うわけでございますけれども、こういったこ

とも含めまして、町の考え方なり方針についてお聞かせ願いたいと思います。この問題は私の選挙公約でもありましたので、今回質問をさせていただきました。

以上2点について、よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 3番、高橋源三郎君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長（藤澤直広君） 介護予防の充実と介護ヘルパーの確保についてでございますが、今後高齢化がさらに進んでいく中で、介護予防の取り組みはより重要になってくるものと考えております。介護予防につきましては、以前は身体機能の低下を予防する運動機能の維持、向上を図るものとされてきましたが、現在は加えて社会参加といった視点が重要とされております。町では平成18年度から、地域の皆さんの力により運動機能の維持、向上を図るおたっしや教室を始めており、平成27年度からは社会参加の視点からも介護予防を進めるため、高齢者交流サロンの取り組みを進めてきております。少しずつ広がっておるところでございます。近年では重度化を防止するために、作業療法士や管理栄養士による在宅への訪問支援を行っており、福祉用具の選定や住環境の調整、在宅での運動、栄養指導などにも取り組んでおります。

次に、介護従事者等の確保という点でございますが、町では人材確保のために、介護職員初任者研修に関する周知や受講者に対する補助、また就労者に対する奨励金の交付に取り組んでおります。人材育成のためには、子どものころから介護や福祉といった分野に関心を持ってもらうことが必要であることから、日野中学校、日野高等学校には毎年認知症の講座を開催しております。また、既に各事業所で活躍されております介護職員への支援としては、わたむきねっとにおいて定期的に研修会を開催し、現場において活用できる知識、技術の習得に取り組んでおります。

賃金の改善等につきましては、介護保険制度全体の中で定められておりますから、国に対して介護保険の国庫負担割合の引き上げ、他産業と遜色のない賃金水準を実現するよう、介護報酬の抜本的な見直し、底上げを求めていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） 1点目の介護予防の充実につきましては、町の考え方として、現在の取り組み状況について説明していただきました。具体例を挙げて答弁いただきまして、ありがとうございました。

今の答弁にありますように、高齢者の住環境の調整、あるいは在宅での運動、あるいは栄養指導、これは高齢者にとって介護予防の観点から非常に重要な要素であるというふうに、私も思っているところでございます。介護予防はまさに先行投資でありますから、介護そのものに要する経費から見たならば、介護予防の経費というのははるかに少なくて済むというふうに思うわけでございます。これは行く行く

は介護保険料の値下げにもつながっていくものでありますから、やはりそういう意味からも今後、町として介護の予防に対して、指導や取り組みについてぜひとも力を入れていただきたいと、このようにお願いしたいというふうに思っています。この点については、私からの要望ということでお願いをしたいと思えます。

次に2点目でございますけども、介護従事者の確保と賃金の改善のところについてですけども、国にも要望していくというご回答をいただきましたけども、この答弁につきまして、3点再質問をさせていただきたいというふうに思えます。

まず1点目としましては、私が参考資料で示しましたように、訪問介護職員の高齢化については、恐らく日野町内の事業所でも同じような問題が、あるいは傾向性があるのではないかと思うわけですが、もし町内の状況を調査されておられましたら、公表をお願いしたいというふうに思えます。

それと2点目としましては、初任者研修の受講者に対して補助金を出しているということでございます。これは年間どのぐらいの補助金を出しておられるのか、お伺いしたいと思います。

3点目としましては、就労者に奨励金を交付しているとのことのご回答でございましたけども、この奨励金というものについてもう少し詳しく教えていただけないかなというふうに思いますので、以上3点について、よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（山田敏之君） ただいま高橋議員より再質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず1点目でございますが、町内の事業所での訪問介護の状況はどういう状況であるかということでございます。町内の訪問サービスを提供する事業者は町内に2カ所ございますので、状況をお聞きいたしましたところ、まず1点、ひだまり事業所では訪問介護職員の平均年齢が58.7歳で、19人中60歳代が9人、70歳代が2人ということでした。また、いずみ介護サービスのひふみさんの訪問介護では平均年齢が61.9歳ということございまして、16人中60歳代が7人、70歳代が4人となっております。町内の事業所で介護職員の職種別年齢構成を見ますと、ケアマネジャーさんの場合は60歳代の方が46パーセントと約半数を占めておりますけれども、デイサービス、通所介護の職員さんは40歳代が全体の31パーセントということで、60歳代が25パーセント、70歳代が7パーセントということでした。

議員がおっしゃっていただきましたように、やはり訪問介護職員やケアマネジャーというところは、通所介護の職員さんと比べますと年齢構成が非常に、やっぱり高くなっているという状況でございます。やはりこのデイサービス、通所介護の場合はチームでの対応が可能になるというふうに思うんですが、訪問介護、いわゆる

ヘルパーさんは介護現場で1人で対応していただかなければならないというように、なことがございますので、多くの経験を重ねた上での対応がやはり必要になってくるというふうに思われまして、デイサービスの経験などがございませんと、なかなかいきなりヘルパーというのは難しい状況であるというようなこともお伺いしております。年齢層が比較的高くなっているのではないかなと、このように思っております。

2点目といたしまして、初任者研修の受講者に対しての補助金ということでございますが、介護職員初任者研修の受講者支援事業補助金というのがございます。こちらの補助金につきましては平成26年から補助金を交付しておりますけれども、この6年間で8人の方に12万7,000円を交付しております。

また、第3点目といたしまして、就労者に対する奨励金ということでございますけれども、介護職員の就労奨励金というのを設けております。こちらの方は平成27年から制度を設けておりまして、5年間でお一人でございますけれども、2万円の支給をしております。この介護職員の奨励金でございますけれども、こちらは日野町内に引き続き1年以上住所を有している方ということでございまして、前年度に初任者研修の受講をされた方ということになってございます。町内の介護サービス事業所にお勤めの方で、1年以上継続してご勤務をいただいている方に交付をさせていただいているというものでございます。

ただいま、町内の事業所に公表するかどうかというようなことでございますけれども、このような傾向につきまして、今後ケアマネジャーさんの会議でございまして、介護保険の運営協議会もございまして、また社会福祉協議会の中には町内の法人組織でつくっておられます、そうした社福連協がございまして、そういった中でもそのような情報はお伝えをするというようなことで、情報は共有していきたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） 介護は今後も非常に重要なテーマになりますし、団塊の世代の方が75歳以上になられたら、やはりどうしても増えてきます。一方で、介護に従事される方は減ってきますので、本当にこれは国においても同じ問題ですし、日野町においても同じ問題ですので、こういった問題をどうすれば解決できるか、今後本当に地域も含めて真剣に考えていかないといけない問題だと思っておりますので、この点についても、町としましてもどうかよろしくお願ひしたいと思っております。これについては、質問については以上でございます。ありがとうございました。

次に2つ目の質問に行きます。

中国からの国内回帰企業の優先誘致をということで質問をさせていただきます。日本国内には非常に多くの企業があるわけでございますが、その中には安価な労働

力の確保と巨大な人口を有する中国市場の獲得を狙って、中国へ進出している企業が非常にたくさんあるわけでございます。私が調べました範囲では、2019年、昨年5月時点では中国への進出企業は1万3,700社ありまして、このうちの一部上場企業が13パーセントの1,780社あるということが分かりました。また、中国進出企業のうちの半数弱、これは42パーセントなんですけども、製造業を営んでおられまして、近年におきましては米中貿易摩擦が激化しているということで、皆様方も新聞でよくご存じかと思うわけですが、そういう意味で中国経済の先行きが非常に不透明になってきて、チャイナリスクが高まっていたところでございました。

ところが、非常にそうしたさなかに、中国の武漢で発生した新型コロナウイルスの感染が中国国内に蔓延してきて、中国への進出規模の縮小どころか本格的な工場撤退を余儀なくされるという事態が発生してきています。対中戦略の見直しが急がれるわけですけども、そうしますと中国への進出企業の多くは日本へ国内回帰せざるを得なくなってきていまして、半数近くある製造業の多くは、製造拠点を国内に戻すことを考えているのが実情です。中国メディアの新華社通信によりますと、大手企業ではパナソニックとかシャープ、TDK、キヤノン、ダイキン、無印良品、資生堂などが生産工場を日本国内に移すことを考えているというふうに報じているところでございますけども、この動きは結局、新型コロナウイルスの感染拡大により、さらに加速しているのではないかというふうに思うところですし、また加えて安倍政権も、先の経済成長戦略では企業の本社や工場を地方へ移転することを促すために、法人税などの優遇措置、減税を設ける政策を導入しているところでございます。

それゆえ、このタイミングでこそ日本の過疎化している地域へ、中国から撤退してきた企業や工場を優先的に受け入れるという誘致政策、あるいは戦略を進めるべきだと私は思うわけでございます。大都会への一極集中による人口増加の面から、また工場用地の確保の難しさから見ても、都会はもはや限界に来ていますので、地方へそれを持っていくと。政府もそんな、今現在では橋渡しをしている余裕は全くない状況ですので、このことは地方から声を上げなければならないのではないかと思うところでございます。

以上のことから、日野町の場合ですと鳥居平新田地先に民間による鳥居平工業団地4.6ヘクタールが完成していまして、当初5つの企業が進出の名のりを上げていたとお聞きしていますが、そのうち4社が辞退を申し出ているという情報も私、聞き及んでおりますけども、既に準備が完了して受け入れ体制が整っている工業団地をこの機会に生かさない手はないというふうに思うわけでございます。それゆえ、日野町もこの造成会社と協力して中国から撤退してきた企業の工場を受け入れるべく、他の市町に先駆けて受け入れに力を入れてはどうかと考えますが、町当局の

お考えをお伺いします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 中国から日本国内へ回帰する企業の優先誘致についてでございますが、中国など海外における生産コストの上昇などから、生産拠点の国内回帰が進んでいるとも言われています。既に完成している鳥居平の工業用地については商談中であり、協議がまとまりつつある状況でございます。

なお、鳥居平工業団地に隣接する工業地域、特別工業地域の開発が計画をされておりまして、本社機能の移転や、中国など海外からの国内へ回帰する企業などの情報にもアンテナを張りながら、開発事業者と連携して情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） 私が誘致企業のことによく思うことがあるんですけども、企業というのは、例えて言えば金の卵を産んでくれるガチョウではないかというふうに思うわけです。やはり税金をたくさん納めていただくという意味からそのように思うわけですけども、そういう意味では日野町内に進出してこられる企業一社一社に対して、一社一社を大切にしなければならないのではないかなというふうに思うわけでございます。金の卵を産むガチョウをやはり大切にしなければ、ガチョウそのものを食べてしまったら何の意味もなくなりますので、やはり大切に育てて税収面で力を入れてもらわないといけないと、このように思うわけでございます。

日野町で一番大きな企業といいますと、ダイフクが挙げられるわけでございます。私、先日写真の整理をしていましたらダイフクの調印式の写真が出てきまして、ちょうどおやじが44歳のときに蓮花寺の区長をしていまして、そのときに旧の役場の議会で写真撮った、全体の写真が出てきたわけですけど、それを見ていると、昭和45年1月30日調印と書いてあるわけです。これは1970年ですので、1970年から、今2020年でちょうど丸50年、今年の1月30日で丸50年が経過するわけでございます。ダイフクが進出してきてから50年ということは、やはり日野町で一番大きな、今2,500人以上従業員がおられるんですけども、町に対する貢献度といいますか、税金の面で非常に大きなものがあると思うんです。金額はちょっと定かに分かりませんが、この50年間にダイフクさんが納められた税金は、町の1年間分の予算に匹敵するのではないかと思っているわけでございますけども、そういう大きな企業を日野町に誘致することは非常に大事なことですし、町の発展にもつながるといふふうに思うわけでございます。そういう意味では、今回のコロナウイルスに係る中国からの国内への回帰企業、この中にやはり一部上場企業もたくさんありますので、そういった会社を見つけて、そして誘致してはどうかと思うわけでございます。

このコロナウイルスの感染拡大が、今後も歯止めがかからないような状況になっ

てきています。ある一説によりますと、もし歯止めがかからない場合は中国への出入りが完全に封鎖されるのではないかという専門家の意見もあるわけですが、もちろん困りますし、大変なことになるわけですが、そういう意味では回帰される企業が非常に急いでおられるというふうに思うわけです。ということは、工場用地や工業団地が既に用意されているということは非常にありがたいことです。これから造成するとなったら非常に年月がかかりますけれども、もう既に鳥居平工業団地で準備されているということは、ここを利用する手はないかというふうに思いますので、やはり今すぐにも誘致を進めていただきたいと、このように思うわけですが。そういう意味からも今回、先ほどの町長さんの答弁でいきますと、回帰する企業の情報についてはアンテナを張って、開発事業者と連携して情報発信に努めるというふうにご答弁いただいたところでございます。

ここで1点再質問なんですけれども、この開発事業者と連携して情報発信に努めるとは、具体的にどのような行動を指すのか、これについてお伺いしたいと思います。私が思うには、例えば私の考え方としては、多くの企業が見込めるわけですが、何十社か抽出しまして、その本社へアンケートをとるというのも1つの方法かというふうに思います。どれぐらいの面積が必要ですかとか、上下水道はどれぐらいの整備が必要ですかとか、いろいろ尋ねることはあると思いますので、日野町は受け入れ体制ができていますよということをアピールすれば、やはり手を挙げてくれる企業は複数あると思いますので、ぜひともそういった情報発信について力を入れていただければと思います。その点で、町の考え方をお伺いさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） ただいま高橋議員より、鳥居平の既にできています工業用地への、中国などからの回帰企業の誘致を今からでも進めたらどうかということで再質問を頂戴したところでございます。

現在完成しております工業用地につきましては、既に5社との商談がございまして、その中でやはり順番というものがございまして、順番に協議を進めていく、1社目が撤退をされるということになれば2番目の企業さんと協議をしていく、そういう中で今現在、1社さんとほぼ協議がまとまりつつあるという状況まで来ておるところでございまして、今の完成しておる鳥居平工業用地につきましては、これから別の企業を誘致するという事は、今の交渉状況からは非常に難しいところがございます。しかし、工専の部分につきましてはこれからというところがございますので、そこにどう情報発信をしていくかということは非常に重要になるかと思っております。開発事業者は開発事業者としていろんなつながりの中で、そういうルートもお持ちでございまして、町の方にもいろんな企業さんから、多くはコンサル関係か

ら情報といいますか、問い合わせを頂戴するわけですが、その段階ではなかなか企業名であったりとか、規模はお伺いはするんですが、こういった企業さんですかということとはなかなか詳細まではお伝えいただけないというところもございます。しかしながら、そういった情報をいただいたら即事業者と共有するなり紹介をする、今後の計画はこういうこともございますよというところもご紹介しながら、事業者への紹介なども心がけているところでございますし、そういった部分についてはこれからも引き続き取り組んでいく必要があるであろうというふうに思います。

開発につきましては、まだ時間のかかることでもございますが、企業さんの計画の進捗によっては東京、首都圏からの地方への移転、そして中国だけではなくて海外からの国内回帰という可能性もございますので、そういったところにつきましても県のご協力もいただいたりという形で情報発信をしていく、そしてその県、事業者、そして町の方も情報共有しながら、そういったところにどういった形でアプローチをしていけばいいかということも含めまして研究に努めていって、いい形で事業者につながっていけるといいなというふうに思っております。

具体的にアンケートをとるとということもご提案もいただいたところでございますけども、そういったことも1つの方法として考えていって、どういった方法がアプローチしていくのに有効であるのか、ただアンケートよりも、既に照会が来ますと、やっぱりそちらの方を交渉としては優先せざるを得ないというところもございます。そちらのニーズをしっかりと把握する中で、しっかりと工業用地の開発が進み、立地が進んでいくように取り組んでいきたいなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） どうも詳しいご答弁、ありがとうございます。企業が進出してくるということは、やはりそこに雇用が生まれるわけですし、あるいはまた固定資産税もたくさん入ってくるわけですので、ぜひとも企業として多くの従業員を採用してくれるような企業を選んでいただければと思いますし、また固定資産税も納めていただきたいと、町の財源として非常に潤うことになりますので、一日も早い操業にこぎつけられるように、町ならびに開発業者と協力して進めていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、12番、西澤正治君。

12番（西澤正治君） 1問ですので、お昼までには終わらせてもらえと思いますが、どうぞひとつよろしく願います。

公衆トイレということで、ちょっとお聞きしたいなと思っております。今年は例

年になく春の訪れも早いのではないかなと思っております。桜の花も間もなく開花されます。春の観光シーズンになりますと、本当に鎌掛にも多くのお客さんが来てくれます。今年は新型コロナウイルスでちょっと危ぶまれておりますが、本当に多くの方々が鎌掛に観光に来てくれております。特に鎌掛では城山跡がございまして、また山屋敷跡ということで、本当に古いお城を見る方々にとっては、本当に楽しみなということで、登山やハイキングに多くの方が来てくれております。最近、新型コロナウイルスによって学校が休みになりまして、家の中でずっといるよりか、外の空気を吸うた方がいいということで、子どもさん、また親御さんも、ちょっと家で仕事をされている方が息抜きにということで、子どもさんを連れて遠くの方からハイキング、登山に、外のよい空気を吸いにということで来てくれておる方を、ちょいちょい見かけております。

去年は、観光用トイレとして藤の寺の下のトイレを和式から洋式にさせていただいております。本当に観光協会、商工観光課の方々のご努力を得まして改修していただきまして、利用者の方々からは大変喜ばれ、気持ちよく使用していただいております。

本年は新しく、当地域で道標や観光案内の看板を設置しようと、このように考えておるところでもございます。かやの会館の前まで来られまして、自動車、また路線バスにて来られ、そこへ車を駐車されまして、かやの会館の前でよく、城山はどう登ったらええねや、山屋敷はどう行ったらよいんやとよく聞かれるわけでございます。そこでついでにトイレを済まして行きたいねんけどということでございまして、トイレはかやの会館の前にあります森林交流センターに、あの前にトイレもございまして、そのトイレを利用して下さいという案内をしておるわけなんですございますが、いかんせん昔のトイレでございまして、和式でございまして、「和式のトイレか」と、入られて言われます。「洋式はないのか」と。洋式は公民館に新しく去年度設置していただいたので、公民館の方へ行って下さいと言っておるわけなんですございますが、公民館の休館日とか、また時間が早くて公民館が開いていないときがよくあるわけでございます。本当に、それで正法寺のトイレには改修していただいたので、あそこは洋式になっておりますので、あそこまで辛抱して行ってもらえんかというような始末で案内しておるわけでございます。

森林交流センターには2個の和式のトイレが設置してありますが、一般用公衆トイレとして開放しているわけでございます。よく利用していただいておりますが、この中の掃除、またトイレトペーパーの交換などは、鎌掛運営会の方で清掃、また管理をしておるところでございまして、どなた様方にも気持ちよく使ってもらえるよう心がけておるところでございまして、公衆トイレとして利用していただいている以上、和式を洋式に変えていただけないものか、その点をお伺いしたいと思いま

すので、よろしく申し上げます。

議長（杉浦和人君） 12番、西澤正治君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 公衆トイレの改修についてご質問いただきました。

鎌掛森林交流センターにつきましては平成3年度に整備をされ、その後は鎌掛施設管理組合が管理されていると承知しております。観光バスの乗降場所や公民館のトイレをご利用いただくなど、観光客に対する工夫もしていただいております。利便性の向上を図っていただいております。そうした中でトイレの洋式化というご質問でございますが、今後、補助制度の活用などができるのかどうかなど、研究をしてみたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

12番（西澤正治君） 昨年度は正法寺の公衆トイレを町長のお力で本当によくしていただいて、藤の観光客、またダリア園の観光客には、ようこんな山の中にすばらしいトイレがあるなど褒めていただいております。今の交流センターの前は、本当に鎌掛の中心のところのトイレでございます。

路線バス、また、このごろ宅急便屋の方々もよく、本当に利用していただいております。それからバスの待ち時間の、鎌掛のお年寄り方、路線バスを利用していただいているお年寄り方も、本当によく利用していただいておりますが、皆、どひさんとか日野記念病院へ行かれるお客さんばかりでございますので、本当に足腰が弱っておられる方でございます。難儀してトイレを使用していただいております。やはり皆さんに気持ちよく使用していただけるようなトイレにしていきたい。これは商工観光課長にお頼みせないかんことでございますが、ぜひとも鎌掛のために、課長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） ただいま西澤議員より、公衆トイレの改修につきまして再質問を頂戴いたしました。

市民交流センターのトイレの使用状況につきましては、なかなか昼間の状況を私も把握するまでに至っていないんですが、多くの方がご利用いただいているものというふうに思っております。施設自体を見ても、集会所的にご利用いただいているのかというふうにも思っております。そこに観光客の方もお越しになってご利用される、地域の方もご利用されるというところがございます。そういった施設の利用状況やらを含めて、どういった制度があるのかというところを研究させていただきたいというふうに思っております。

以前にもインバウンドの、海外からの観光客などの来られるようなトイレにつきましては一定、県なりも制度を持っていてくれたんですが、そういったものもなか

なか利用しにくい面もございまして、そういったものであったり、ほかの集会的なものでの補助制度、そういったものも可能性としてはあるのかなというふうに考えておりますので、こういった制度があるのかということも、地域の実情やらも伺いながら研究に努めていって、実現できるように研究をして情報収集にも努めていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

12番（西澤正治君） 決して、観光課長と癒着も何もありませんので、お間違ひなくお願ひしたいと思ひます。皆さん方に気持ちよく使つていただけるようなトイレにぜひともしていただきたいなと、このように思つておりますので、終わります。

議長（杉浦和人君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。再開は13時30分からといたします。

—休憩 11時59分—

—再開 13時30分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

2番、山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） それでは私の方から、今回も分割で4点の質問をさせていただきます。毎回多くの質問であります、これも住民の皆さんの声であり、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず1点目は、日野町の財政見込みとふるさと納税のあり方についてです。財政のことは、午前中の山田議員からも大筋のところを聞かせていただきました。私の方も大変勉強になったと思つております。私の方からは、もう少し碎いて質問とさせていただきますと思つております。

昨年10月に実施された消費税増税の反動や記録的な暖冬の影響で、冬物衣料、電化製品の販売不振などが重なり、さらにはこのところの新型コロナウイルスによる客足が、海外からも含め激減、企業活動も低迷しており、行事やイベントの中止の動きで、異常なほどに経済を揺るがす事態になってきています。

また、2月17日に政府内閣府から発表された、令和元年度の10月から12月期の国内総生産（GDP：季節調整値）の速報値は、年率換算で6.3パーセントの減ということが報道されています。この年率の減少幅は、前回の消費税増税時、平成26年4月から6月期に7.4パーセント減に続く大きさだと言われております。今発生している新型コロナウイルスの影響も鑑みると、ますます冷え込むのではないかと危惧しております。このように捉えていても政府は、景気は緩やかな回復基調と判断を維持されており、果たして結果は下振れの状況に至っているのではと考えております。

このような大変な経済情勢の中、本会議で令和2年度の当初予算の審議を進めていくわけですが、いつごろからどのような影響が出てくることになるのか。また日本における少子高齢化社会が加速度的に進んでいる現状を捉えた上で、町の将来を見据えた財政運営をどうしていかなければならないのか。これらを見きわめる上で、次の点について町の考えをお伺いします。

1点目、令和元年度10月期から3月期まで、大幅なマイナス成長となることが考えられた場合、令和2年度の予算に影響が出てくるものになるのか。当初予算では町税4.2パーセントの増、地方消費税2.4パーセントの増の見込みとなっているが、どうなのか。令和2年度に及ばないのであれば、いつごろから影響が出てくるものなのか。

2点目、平成30年度決算での実質単年度収支は1億187万4,000円の黒字でしたが、令和元年度の傾向はどうなのか。

3点目、マイナス成長が続いた場合、実質単年度収支が赤字になることはないのか。

4点目、扶助費は今後も増加傾向にあると考えているのか。

5点目、投資的経費は先行投資や修繕投資も増えていくように思うが、どのように捉えているのか。

6点目、長寿命化対策による修繕を実施していくと、財政の健全化を判断する指標は改善していくのか。

7点目、平成30年度決算での実質公債費比率は5.3パーセントと、早期健全化基準の25パーセントは下回っているものの、前年度の4.6パーセントから比較して0.7ポイント上昇している。上昇している要因と、令和元年度の傾向はどうなのか。

8点目、平成30年度決算での将来負担比率は66.8パーセントと、早期健全化基準の350パーセントは下回っているものの、前年度の65.7パーセントから比較して1.1ポイント上昇している。上昇している要因と、令和元年度の傾向はどうなのか。

最後、9点目。ふるさと納税での歳入確保をどう捉えているのか。豪華な返礼品によりとある自治体には寄附金が集中、昨年6月に返礼品を規制する新制度になったことも含め、町のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 2番、山本秀喜君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 町の財政見込みなどについてご質問をいただきました。

まず、マイナス成長になると考えた場合の影響でございますが、町税における法人町民税において、現在のところ大きな影響はないと見ておりますが、主要企業の確定申告書の提出期限であります令和2年6月下旬には、影響の度合いが確認できるものと考えております。また、地方消費税交付金については、過去の消費税率引き上げ後に消費が落ち込んでいることを加味し、大幅な増額とはしていないところ

でございますが、この間のコロナウイルスの関連による経済活動の停滞により、消費の落ち込みへの影響が心配されるところでございます。また、商店や個人所得の減少による個人町民税への影響は、令和3年度以降にあらわれると思っております。

次に、令和元年度の実質単年度収支の傾向でございますが、本年度の障害福祉サービスや特別会計の保険給付費および介護サービス費などの需要がどのように推移し、影響を受けるのかは難しい判断でございますが、現段階において黒字か赤字の予測は難しいところでございます。

次に、マイナス成長が長引くことへの対応についてでございますが、基金の活用などによる財源の確保や事務事業の抑制などにより対応することとなりますが、今後においてリーマンショック級の経済の停滞が生じた場合、国や県の動向を見ながら対応していく必要があると考えております。

次に扶助費でございますが、保育園の運営や障害福祉サービス、高齢者施策に係る負担など、法令や制度等に基づく経費が増えていくと考えております。

次に、今後の投資的経費でございますが、長年継続事業で取り組んでいる町道西大路鎌掛線道路改良事業の執行のほか、公共施設や町道などのインフラに対する長寿命化を図るため、投資的経費が増えていくと考えております。

次に、公共施設の長寿命化に係る修繕と、財政健全化を判断する指標との関係でございますが、9月定例会で報告しております健全化判断比率、資金不足比率につきましては、長寿命化に係る修繕の財源として町債の発行や基金を活用した場合は、影響が生じるものでございます。また、統一的な基準に基づく財務書類4表に係る有形固定資産減価償却率は改善すると考えております。

次に、平成30年度決算における実質公債費比率が上昇した要因は、元利償還金の金額が大きくなったことなどにより、前年度比0.7ポイント上昇の5.3パーセントとなったものでございます。令和元年度の傾向でございますが、同じく元利償還金の金額が前年度と比較して約6,800万円上回っていることから、さらに上昇すると考えております。

次に、平成30年度決算における将来負担比率が上昇した要因でございますが、西大路地区定住宅地整備事業の債務負担行為が将来負担額に加算されたことなどにより、前年度比1.1ポイントの上昇、66.8パーセントになりました。令和元年度の傾向でございますが、町債の現在高が減少することや、補正をお願いしております財政調整基金などの充当可能財源が増えることから、若干のポイントが下がると考えております。

次に、ふるさと納税制度での歳入確保についてでございますが、ふるさと納税制度は、自分の出身地や応援したい地域を応援する納税者の気持ちを橋渡しし、支え合う仕組みとして活用されてきました。日野町でも近江鉄道日野駅再生プロジェクト

トや各種まちづくりに、県内外から多くの皆さんにご寄附をいただいております、まちづくりを進める上で貴重な財源として活用させていただいておりますが、地方財政を支える根幹の制度ではないと考えております。また、過度な特典や現金に近い形での返礼品については問題となりまして、昨年6月に総務省が見直しを指示されたことにより一定の規制がされましたが、本来、各自治体が良識ある判断のもとご寄附下さる方たちの気持ちに沿うような、自治体の特色を生かしたふるさと納税制度とすべきであると考えております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 私の方から再質問は、今ご回答いただいた中で、1点目、2点目、3点目の実質単年度収支について、あと6点目、7点目、9点目のふるさと納税についてお伺いしていきたいと思っております。

まず1点目の歳入の見込みに対しては、不安要素があるものの、法人町民税は現在のところ大きな影響はない。地方消費税交付金は、過去の実績から見て予算を大幅な増額としていないから、余り問題ないだろうと。個人町民税の影響は令和3年度以降になるということをお伺いしました。このことから、令和2年度の予算には余り影響してこないという認識になりましたけれども、ここでの新型コロナウイルスの感染拡大、企業収益の悪化はより深刻化していると、今日の昼のニュースでも、リーマンショック級の経済下落かという話も言われておりましたので、こういうことを考え合わせると、今後の法人町民税の占める割合が日野町は大きいので、より心配しております。

先ほど答弁の中で、令和2年6月下旬の主要企業の確定申告書により影響が確認できるということをお聞きしました。自主財源であります町民税が減収となれば、翌年の地方交付税措置にされるということをお聞きしておりますけれども、100パーセントではございませんので、法人町民税の下振れが大きいと確認された場合や、消費の落ち込みが厳しいと確認されれば、何かアクションを起こすことになると思っておりますけれども、町の考えをお聞かせ願いたいと思っております。

次に2点目、3点目の実質単年度収支についての考え方で再質問します。ここでいう実質単年度収支を分かりやすく言いますと、日野町の財政の真の実力が見られる指標だと、そういうふうに思っています。家計でいいますと、支出の方で考えますと、ローンの繰り上げ返済やとか貯金した金額を含まず、また収入の方では貯金を取り崩した金額を含まない、本当の収入と消費が見える指標であることを、まずここで話しておきたいと思っております。

それで、私はこの実質単年度収支が毎年黒字であればよいかといえば、そうは思っておりません。公共の自治体自体が黒字を出すことを目的とした財政運営ではない、そのように考えているからです。そのような黒字の状況が続くのであれば、増

加する黒字分を公共サービスに努めるとか、町民の皆さんの負担を少しでも軽減させていくものだと思っており、その点が企業の活動とは異なるのではと思っています。逆に赤字が続いた場合は、これはちょっとやばいかなというふうに思っています。歳入に見合う行政サービスができていない。見栄えだけよくて、財政の悪化を招くということにつながると思っています。このように考えると、住民に対しての満足度を少しでも上げながら、やりくり上手で財政運営していかなければならないと考えますが、このような私の判断、見解と、町の見解と、どうなのかというのを教えていただきたいと思えます。

続いて、6点目の長寿命化対策に関して、修繕していったら健全化の判断指標は改善するのかというところなのですが、長寿命化対策による修繕を財源として町債の発行やとか基金を活用した場合は、健全化判断比率、資金不足比率に影響が出てくる、これは分かります。修繕が進めば資産の改善となって、資産老朽化比率、こういうものは改善するのではないかなと思っているんですが、町の見解をお聞かせ願いたいと思えます。

続いて7点目の、実質公債費比率の件です。実質公債費比率、これは分かりやすく言えば、借入金の返済額の大きさの自治体の財政規模に対する割合です。さらに上昇していくとのお答えですけども、日野町と同じような類似団体の平均値は6.5パーセント。先ほど5.3パーセントということですから、その点から見れば問題のないレベルであると思えます。しかしながら上昇していることが、毎年上昇していくなれば、これは問題でありますので、今回の上昇幅がやむを得ないと捉えているのか、何かアクションを行って抑制していこうと考えているのか、町のお考えを聞かせていただきたいと思えます。

8点目の将来負担比率、これは若干改善していくということなので、意見ということで捉えて下さい。この将来負担比率は、これは借入金など現在抱えている負債の大きさを、自治体の財政規模に対する割合で見るとのことです。令和元年度の傾向は若干下がると、先ほどお聞かせ願いました。ただし66.8パーセントという数字は、以前に堀江議員が財政の厳しいことを指摘されていますけども、同じようにこれ、やっぱり財政から見てもこの将来負担比率は、私、昨日の質疑でもお話しさせていただきましたように、類似団体から見てもよくはないという値でありますので、引き続き町債を減少させることなどのアクションの継続を望みたいと思えます。これは意見として捉えておいて下さい。

最後の、9点目のふるさと納税についてです。

まず、このふるさと納税ですけども、国の総務省のホームページで、ふるさと納税の活用事例で、歴史ある駅の再生とにぎわいの創出として、日野駅舎の改築プロジェクトのことが好事例として紹介されておりました。大変喜ばしいことだと思っ

ております。また、答弁で話されたとおり、まちづくりを進める上で貴重な財源として活用していますが、地方財政を支える根幹の制度ではないとも言われました。納税していく方々のお気持ちを町が支え合えば、日野は日野独自の地域の特性を生かしたことが進められるのではと思っております。今後の活用方法については、どうお考えされているのかお聞かせ願いたいと思います。

また、3月2日の本会議開会の町長の挨拶に、企業版ふるさと納税制度の活用のことを少しお話しされたと思っております。これはどのようなことをお考えになられているのか、お聞かせ願いたいと思います。

それともう1点、返礼品にあたっては地域の特産品も加えて、日野の魅力を発信できればと思うんですが、町の考えをお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 私の方から、大きな財政の観点などについて答弁をさせていただきます。

まず最初、コロナウイルスによる企業活動、経済活動の悪化に伴って、地方財政はどうかというご質問であり、何かアクションを起こすべきではないかというご指摘ですが、今日の新聞等を見ておりましたも、大変深刻なコロナウイルスによる経済の悪化ということが懸念をされております。先ほど答弁いたしましたように、これまでの企業の収益等については、影響は余り見込めないわけですが、今ここにきてこういう状況になっておりますから、先ほど申し上げましたように、6月下旬等の状況を見きわめなければならないということではありますが、今の状況が厳しい状況であることは、これはもう全てが認識しているところであります。そういう意味では、今日も新聞を見ておきますと、政府の方では10兆円規模の経済対策をすべきでないかという議論が持ち上がっているようでありまして、そういうところを見きわめながら取り組んでいくということが大事だというふうに思っております。

以前、平成24年当時も、政府が経済対策を10兆円以上の規模で実施をするということがあったわけですが、日野町におきまして10兆円規模と申しますと、大体10億円規模ということになりまして、10億円規模の仕事をするというのはむちゃくちゃ大変なことでありますが、当時桜谷小学校の大規模改修だとか、さらにはエアコンの設置だとか農道整備だとかいろんな事業をして、結果的には10億円を多分超えるぐらいの事業実施を日野町で行いました。しかしながら、それは全て補正予算債等の有利な起債等を活用して実施をしたところではありますが、それはそれで後年度の起債償還という形ではね返ってくるわけでありまして、先ほど2番目のところでやりくり上手にしなければならぬとおっしゃいましたが、まさにそのとおりであります。国が経済を維持するために、経済対策を政府として打たれる、

これは自治体に対してもあれば、産業界に対してもあれば、いろいろあるわけですが、自治体を通して行われる経済対策に町としても当然、協力するというとおこがましい言い方も分かりませんが、そういう施策に乗って自治体が公共事業をはじめ仕事をしていくということは、当然大事なことでありわけですが、そのことによって起債等が後年度膨らんでいくということがありますから、やはりそれを活用して、必要な事業に対して必要な対応をしていくということが求められているというふうに思っております。これはまさに平成24年当時の大きな経済対策のときに感じたところではありますが、平成20年の、いわゆるリーマンショックにつきましても、その後の影響が出た平成21年度あたりはかなりの国の経済対策が行われたということでもありますので、そういうこともしっかりと見ていかなければなりません。

確かに、経済が落ち込めば日野町も大変なわけですが、これは全ての自治体に、全国において、国政も県政も町政においても大変なわけでもありますので、いわゆる地方財政対策をどの規模にするのかということが問われてくるわけでありまして、ご承知のように平成16、7年、午前中の山田議員の質問にもありましたけれども、当時は地方財政危機、さらには三位一体改革、小泉改革ということで、起債の発行も30兆円を超えないようにしていこうやないかという、かなり抑制的なことが行われ、地方財政は大変危機になったわけですが、その後、毎年毎年、1年に一遍首相がかわられて、福田内閣の当時には、やはり地方を元気にしなければならぬというようなことで方向転換をされ、リーマンショックを契機に国の財政規模は90兆円を超える状況に、あのときぴゅっと上がったわけですが、地方財政対策はそのときに、そのように同じように上がっていかなかったということもあります。

そういうことがありますので、経済に対する影響はやはり国全体で、国の予算も地方財政対策も含めてしっかりとやっていく。そして我々自治体はその国や県の動向を見きわめながら、必要な事業をうまく取り組んで、そのときに実施をしていくと、このことが私は大事なのではないかなというふうに思っておりますので、今後、国が経済対策を2020年度補正予算としてまとめられれば、そのメニューも見ながら、必要などころに使っていくということが大事であります。この間、議会におきましても、財政調整基金を10億円持っていることがいいのか、もっと支出すべきでないかだとか、もっと起債を使ってでも公共事業をやるべきでないかという意見もあつたわけですが、まさにそこは、やるときはやる。しかし必要でないものについてはやらないというやりくりが、私は大切になっておるというふうに思っております。

次に、ふるさと納税についてでございますが、おかげさんで日野駅舎が、ふるさ

と納税制度を活用させていただいて、ほぼほぼ完成に近づいておるわけですが、これは金額的には1万円、何千円の方から1,000万円を超える方までお寄せをいただきましたが、金額だけでなく気持ちをとくさんの人が寄せていただいたことが、大変よかったことだというふうに思っておりますが、今後もこういう制度をその本来の趣旨、ふるさとを応援したいという気持ちに寄り添うような形で取り組んでいくことが大事でありまして、地方の財源をお互い、ある意味では食い合いをするような制度でありますから、そこに地方財政対策の活路を見出すようなことではないというふうに思っております。また、返礼品につきましては駅舎の再生ということで、レールの文鎮だとか、絵を描いた額だとかコースターだとか、あと、日野の特徴あるものを使ってまいりましたが、駅舎の再生が一段落しましたことから、今後お礼のあり方については、地元の特産品の活用なども含めて、何がいいのか議論をしていきたいと思っております。

また、企業版ふるさと納税についてでございますが、これも政府の、国の税制改革によりましてほぼほぼ9割まで、企業がふるさと納税をされても、ある意味では負担、戻ってくるというような制度であって、国も大いにこれの活用を進めておるところでございます。町としてもそれを有効活用していきたいということで、当面平和堂の跡地の活用につきましては、今現在、平和堂さんと用地の交渉をしておるわけでございますが、そこがうまくいけば、その開発に要する利活用を目的としたものなどについて、企業版ふるさと納税が活用できればいいのではないかといいことで、今そういうことも考えておるといところでございます。それぞれの比率等についての考え方については、総務課長から答弁いたします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） それでは何点かご質問された中で、残っている2点かと思っております。ご説明させていただきたいと思っております。

まず長寿命化の件でございます。午前でもお話しさせてもらっていましたが、一気に修繕をかける、また施設の更新をかけるとなると、やはり相当な費用がかかるということで、長寿命化ということで期間を延ばしながら施設を長もちさせていくということで、今回、今年度から個別施設の計画を立てているところでございます。それで、その計画に基づいて、まだ実行年は決定をされてございませんけれども、大きな修繕を入れるということであれば、その施設自体が若返るということでございますので、その若返った分は老朽化の比率が若干改善すると、そういった意味で、議員おっしゃったとおりかというふうに思っております。

次に、実質公債費比率でございます。今後悪くなるという話でございます。それは今の長寿命化に基づく施設の改修が、今後恐らく80億程度が、今、一遍に手をか

けるとすれば必要となってくるというふうに、大体見込んでいます。でもそれは1年かけられる金額ではございませんので、それを10年でやるのか20年でやるのかという話でございまして、そこは、1つは国庫補助金を活用する、もう1つは有利な起債が、一応国の方では手当てされておりますので、そこを優先して実施すると。それぞれの事業において期限がございまして、それに合うように実施をしていかなあかんということで、少し施設の状況、それから、そういった国の施策の状況を眺めながら、いつどこで実行するかというのを判断していかなければならないというふうに思っているところでございます。

それから起債の償還は、ピークは令和3年、4年と申し上げております。この実質公債費比率は3年平均でございまして、ピークは3年、4年なんですけど、一気に上がるものではなくて、緩やかに上がるというふうに認識いただけたらと思うところでございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 私も今、財政の方を勉強中ですので、一緒に、教えていただきたいことがありましたら、また協力の方をお願いしたいと思います。

ただ1点だけ、再々質問で、今、企業版ふるさと納税のことを国の税制改革で、もともとこの制度はあったんですけども、6割ぐらいが戻ってくる、これが大幅に9割までということを経済的メリットとして挙げられるということで、大いに活用していただきたいと思いますが、逆に企業さんによってデメリットみたいなもの、これは考えられることは何かあるのでしょうか。その点だけお聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 山本議員の方から、企業版ふるさと納税の税制改正によりまして大きく拡充されることについての、企業さんのデメリットということでお問い合わせいただきました。

今のところ国の方からは、令和2年の税制改正によりまして、地方創生のさらなる充実強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点からということで大規模な見直しを実施されて、これまでの税額の控除割合の6割から9割になったということ、実際の企業さんのご負担は1割になるということです。そのことによりまして、企業さんの税額の控除額が増えるということ、していただきやすくなると思います。ただ、デメリットと申しますと特には思い浮かばないところですが、また研究してまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 財政に対して多くの質問をさせていただきましたが、この財政運営のことは日野町の将来を描く上で、財政規模はもちろんのこと、基金の積立残高、それから地方債の償還残高とかを見ながら、今言われましたふるさと納税、企

業版のふるさと納税も活用しながら多くのことを検討して、行政サービスの向上に努めなければならないと考えております。今年度予算案を審議する上でこれらも鑑みて、財政健全化も考え、また審議していきたいと思っています。

1点目の質問は終わりにします。

続きまして、2件目は町道西大路鎌掛線道路改良工事の進捗について質問です。私が議員になって初めてこの質問をさせていただきましたが、非常に住民の皆さんの関心のネタになっています。いつまでに完成するねやということで、工事が着々と進んでいる現実から、よいなと、早う完成してほしいなという声も聞きますので、そんな中で再度質問をさせていただきます。

この西大路鎌掛線の道路改良工事の進捗確認は、昨年6月の本会議の一般質問でもさせていただきました。以降、昨年の10月では西大路地区の促進委員会でも、町の方から進捗の説明を受けました。国の国土強靱化での補正予算1億3,343万円に、鎌掛から西大路に向けて着々と工事が今、進められております。そのときには、西大路の地先までの法線も決定したという報告を地図で見せていただいた次第であります。今後、西大路地先で大型の橋梁工事や日野川沿いの山肌を大きく削り込まなければならない大きな工事があり、膨大な予算の獲得が必要となります。そこで工事進捗も含め、以下の点についてお伺いをします。

1点目、総工事費が19億から20億かかると言われている工事ですが、その予算の獲得はどのような形で取り組まれていくのか、お伺いしたいと思います。

2点目、令和2年度に進められる工事と、以降の予定は。

3点目、西大路地先の橋梁工事はいつごろの予定なのか。鎌掛地先からの工事を優先させるのか。

4点目、全線完成は令和9年度前後と聞いているが、変わりはないか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 町道西大路鎌掛線道路改良工事についてご質問をいただきました。

まず最初に、事業費19億から20億と言われる事業費の確保ということでございますが、これも先ほどの質問ともかかわるわけでありますが、やはり国が国土強靱化だとか、今まさに経済対策だとか、そういうことを打ち出しておられますので、そういうときにうまくその風に乗って、それをキャッチして事業化していくことが、私は大事だというふうに思っております。特にここ数年前は、社会資本整備交付金においても、西大路鎌掛線のようなバイパス的な道路改良についてはなかなか予算のつきが悪かって、逆に町なかの側溝改良、交通安全対策というところにシフトをしてメニュー化されて、時々交通安全に力を入れるだとか、インターチェンジだとか工業団地周辺に力を入れるだとかいうところで道路の予算も配分されてきたわ

けであります。ここ数年、ここ一、二年は国土強靱化ということが打ち出されて、かなりの予算が確保されたことから、現在西大路鎌掛線については着々と事業が進んでおるということでもあります。ただ、予算が確保されれば工事が進むのかということ、そういうわけではなくて、当然調査業務、さらには用地の確保、そういうことができていることを前提として、そこに工事を発注していくというタイミングが大事になるというふうに思っておりますが、今後そういう、先ほど申し上げました国の経済対策ということも言われておりますし、国土強靱化ということも言われておりますので、そういう国の施策の方向をしっかりと見きわめながら、それを取り込んで事業化して、一日も早い完成に向けていくということが大事であるし、そのような形で、おかげさんで去年、今年、来年と着実に進めておるところでございます。

次に、令和2年度の事業でございますが、鎌掛地先のバイパス工事の残り区間520メートルの工事を、また西大路地先では1,300メートルの道路詳細設計を予定いたしております。令和3年度以降の予定につきましては、西大路地先での道路、橋梁の詳細設計や用地買収に向けた業務を進め、順次工事に着手したいと考えております。西大路地先の橋梁工事につきましては、詳細設計を終えてから橋梁下部工事、橋梁上部工事へと進めてまいりたいと考えております。着手の時期につきましては、全体の状況を見ながら判断をしたいと考えております。

鎌掛地先の工事でございますが、バイパス工事完了後は西大路地先に向けた工事を順次進めてまいりたいと考えております。先ほど、全体の状況も見ながらということでございますが、当然鎌掛からの進捗状況、さらには国の予算の確保状況も見きわめながら、適宜、一番効率的な方法で工事を進めてまいりたいと考えております。

事業完了については令和9年度を目指しており、現時点で、その方向で進んでおります。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 当初の完成計画、令和9年度前後ということで、変わらないことに安心をいたしました。

予算の確保の件のみ再質問させていただきたいと思っております。

この西大路鎌掛線もそうですけれども、町道奥之池線も含めて膨大な予算の確保が必要になります。この事業計画にあわせて、国の社会資本整備総合交付金を重点に置いて、活用が可能となり得る重点配分や、あらゆる財政措置に敏感に対応して、うまく、キャッチしてという言葉在先ほど言われましたけれども、事業費を確保していくと言われました。こういうことから、今言われている社会資本整備総合交付金以外にも、事業費の確保が考えられるかなという認識に私、至ってしまいましたけれども、これらの財政措置の情報入手はどのような手だてで行っておられるのか、お

聞かせたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 山本議員より、予算の確保についてということで再質問いただきました。

当然、今議員もおっしゃっていただきましたように、社会資本整備総合交付金というのが、基本的にはこの事業の主力にはなってくると思います。ただ、平成30年度から国土強靱化等で、またそれに関連するような大型補正等もございましたので、それについても今回、西大路鎌掛線においては活用ができたということもございます。この先、基本的には社会資本整備総合交付金が主体となつての補助金ということになります。強靱化についても延長されるような話もございます。その辺も含めて、アンテナを張りめぐらせてということなんですが、これについては県の方も当然、やりとりは頻繁にやらせていただきますし、必要に応じて国の方にも確認の方をしていきたいなというふうに思います。

先ほど町長も申しましたように、基本的には工事的には鎌掛側からずっと進めていくということになるんですけども、その辺の国の財政措置等を見ながら、可能な範囲で、一番有利な方向で整備の方を進めていきたいというふうに思います。橋梁につきましても、今回のように大型補正で対応ができるようであれば、橋梁の方もかかればいいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 膨大な金額を要する工事でありますので、うまく情報をキャッチしていただいて、着々と進めていただきたいと思います。地域の方々も待ち遠しく思っておられますので、また作業安全の方だけは十分に留意してもらって、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3点目の質問に移らせていただきます。平和堂日野店の跡地問題についてでございます。この問題については、昨年12月議会において中西議員より一般質問をされ、町長答弁の中で用地の取得、跡地の利活用について判断したいと話されました。これは、取得に向けた前向きな発言だと認識いたしました。加えて、今年1月に実施されたまちづくりみらいカフェ2において、参加者の方々からの発言や、日野地区の住民の方々も平和堂跡地の利活用を強く望まれ、にぎわいのある町なかにしていきたいとお聞きしました。再度、以下のとおり質問をしていきます。

1点目、平和堂跡地の取得に向けての決断はされるのか。

2点目、それはいつごろの予定をされているのか。

3点目、取得に向けて動いているならば、その予算の獲得方法はどのように考えているのか。

4点目、取得に向けて動いているならば、平和堂跡地の利活用の方法はどのよう

に考えているのか。

5点目、もう一方の空き地、日野警部交番の跡地はどのようになっているのか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 平和堂の跡地についてでございますが、いろんな議論がこれまでであったわけでございます。町と商工会や、さらには地元の商店街の皆さんなどとも、何度も何度も話し合いをしながら進めてまいりましたが、そうした中で、平成28年12月には平和堂跡地について、町が主体として有償または無償で取得することの要望等の内容で、平和堂日野店閉店後の跡地対策を求める決議を、議会の方でしていただいたところでございます。平和堂日野店跡地は旧の役場跡地でございます、町の中心地でもあることから、この間に商業まちづくり懇話会や、平和堂跡地利用に係る検討委員会などからのご意見やご要望も、また第6次日野町総合計画策定のため実施した住民意識調査や、各地区まちづくり懇談会、総合計画懇話会委員の皆さんからのさまざまなご意見も伺ったところでございます。さらに、令和元年12月には、まちなかを考える住民有志によるアンケート調査の結果も提出をいただきました。町としましては、こうした議会や住民の皆さんからいただいた意見を踏まえ、用地の取得をすべき方向ということで判断をさせていただいたところでございます。

用地の取得の時期についてでございますが、現在土地の所有者であります株式会社平和堂と交渉、話し合いをしております、合意が得られれば取得をしてまいりたいと考えております。用地の取得につきましては、町の一般財源の活用を基本として考えておるところでございます。利活用につきましては、住民の皆さんにこれまでご意見を伺う中で、いろいろご意見もある中で、防災機能とともに観光客や世代を超えた人と人が交流できるようなにぎわいを創出できる広場を主な目的という声もたくさんございまして、そうした方向で考えておるところでございますが、具体的な細部については、住民の皆さんのご意見なども伺いながら判断をしてまいりたいというふうに考えております。なお、先ほど申し上げましたが、整備にかかる経費については、ふるさと納税制度や企業版ふるさと納税制度の活用も検討していきたいと考えておるところでございます。

次に、旧日野警部交番の跡地についてでございますが、去る2月12日に滋賀県有地の売り払いによる一般競争入札が執行され、最低売却価格の3,760万円で東近江市所在の株式会社ジーエーピーが落札をされ、2月26日に滋賀県と契約を締結されたところでございます。

なお、同敷地内にある松尾2区管理の防火水槽敷地と、敷地東側の町道大窪木津線から町道大窪内池線への右折の隅切り用地については売却地から除外をされて、売買が成立いたしておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） ただいま、今までいただいた町民の皆さんの声や団体の皆さんの声が反映されて、今、町から明確な回答をお聞かせ願えたと思っています。大きく前進したのではないかと判断しましたので、意見としてこれからは述べさせていただきます。

今も話にありましたように、この判断に至っては紆余曲折あったと思います。それら乗り越えて大きく前進したことは、非常にうれしいなということを思っております。利活用の方法も、防災機能とともに、観光客の皆さんや、にぎわいを創出できる広場が構想にあるということをおっしゃっていただきました。ここに言われた防災機能とは、昨今の自然災害を考えたよい発想ではないかなと思っております。例えば、この広場に防災かまどベンチなども設けるやとか、そんなことをして防災も考えた広場になればなというふうに思った次第です。今後、住民の皆さんや団体の皆さんの声も聞いて、日野の町らしい特徴のある広場になるよう進めていただきたいと思います。

続いて、最後、4点目の質問に移らせていただきます。

4件目は超高齢化社会に向けて、高齢者福祉の課題についてです。この質問に対しては午前中、山田議員からも、高橋議員の方からも質問されており、今、高齢化社会に向けての課題が大きく浮き彫りになっているのではないかなと思っております。そういう中で、私の方からも質問をしていきたいと思っております。

人生100年時代、20年先の2040年には超高齢化社会が到来をしてくると、私たちのこの農村部だけではなくて、大都市においても高齢化が社会問題になっていくということが言われております。日野町においては、現在第7期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画で「元気・長寿・夢のあるまち“日野”」を基本理念に掲げ、7つの施策目標を設定し、進められております。第7期の始まりの平成30年では人生80年時代と言われ、刻々と世論の状況にも変化が見られている昨今だと思っております。

そこで、次の第8期の事業計画策定を進める上においても、現状の課題、問題点を整理することが先決ですが、さらには20年先を見据えて、今から何を重要なポイントとして取り組もうとしていくのか、町の考えをお聞かせ願いたいと思っております。

まず1つ目、介護保険サービスにおいて、現状施設のサービスが整っているように見受けられますが、訪問系の居宅サービスやリハビリサービスの現状はどうか。

2点目、介護施設、訪問サービスにおいて、介護ヘルパーさんの不足をよく聞きます。現状をどう捉えているのか。

3点目、介護職員初任者研修受講者支援事業補助金や、介護職員就労奨励金の交

付要綱があるが、これらの交付の実態はいかがですか。

4点目、認知症による徘徊行動の結果、行方不明になる事態があるのか。

5点目、行方不明時の早期発見のために、必要な人への連絡先等がプリントされたシールを配付して、迅速な対応ができるように取り組むとあるが、実施状況は。

6点目、生涯現役、できる限り元気で、予防介護のライフワークは早くから取り組むことにこしたことはないと思っています。運動や食事も大切ですが、地域とのかかわり合いを持った社会活動に参画する、地域就労することが重要だと考えています。町の考えは。

7点目、地域包括ケアには医療、介護、福祉、行政、地域が連携するネットワークが重要だと考えております。日野町に研究会「わたむきねっと」があるが、その実態を教えてください。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 高齢者福祉の課題について、ご質問をいただきました。

まず、日野町の介護サービス利用の特徴としては、全国平均と比較しますと、介護老人福祉施設等の施設サービスが多い一方、訪問介護や通所リハビリの居宅サービスは少ない状況でございます。

次に、介護ヘルパーの不足についてでございますが、全国的な課題と認識しておりますが、町内の各事業所にお聞きしますと、通所介護への朝の送り出しなど、時間体によっては利用が集中し、サービス提供が困難となる場合や、介護ヘルパーの高齢化により、夏季の炎天下や利用者の身体に触れる身体介護に体力を要することから、対応可能な従事者が不足する事態も生じているとのことでございます。今後、町としては多様な人材の確保、育成を図るため、介護に関する入門的研修の実施など、取り組み可能な対策について進めてまいりたいと考えております。

次に、介護職員初任者研修受講者支援事業補助金でございますが、平成26年度に補助金制度を創設し、これまで過去6年間で8件の補助金交付をしております。また、介護職員就労奨励金につきましては平成27年度に創設し、これまで5年間に1件でございます。

次に、認知症で行方不明となられましたケースについてでございますが、例年一、二件程度発生しており、必要に応じて警察などの関係機関をはじめ、消防団や地元関係者の方々、さらには見守り・SOSネットワーク事業の登録事業者の皆さんにより、捜索活動へのご協力をいただいております。多くの場合大事に至らず、早期発見、早期対応いただいておりますが、過去には残念ながら発見に至らなかったケースも、ごく一部にあったところでございます。

次に、見守りQRコードシールについてでございますが、昨年2月から提供を開始いたしました。認知症の高齢者等が行方不明となられた場合に、QRコードを讀

み取することで長寿福祉課の連絡先が表示され、シールに記載された登録番号から高齢者の特定を行い、早期発見につなげるものでございます。現在3名の申請があり、配付をしております。

次に、介護予防についてでございますが、従来運動機能の維持・向上が重視されてきましたが、近年では特に社会参加が重要とされております。町では、平成27年度から社会参加といった視点からも介護予防を進めるため、高齢者交流サロンの取り組みを進めており、少しずつ広がってきているところであります。今後も高齢者交流サロンなどの取り組みを進めるとともに、生涯スポーツや趣味活動、さらには高齢期における就労や地域での活動など、より幅広く社会参画を捉える中で取り組みを進めていくことが必要と考えております。

次に、日野町地域医療・介護・福祉連携ネットワーク研究会、通称わたむきねつとでございますが、専門職間の顔の見える関係を大切にしながら、高齢者の生活に密着した課題を取り上げ、3カ月に1回のペースで研修会を開催しており、現在30名から40名程度の参加者が来ておられます。今後高齢化率が上昇する中で、高齢者の生活の視点に立ち、専門職が互いに協力し、力を合わせていくことが重要になってまいります。わたむきねつとでの取り組みを中心に、引き続き医療、介護、福祉の連携を進めてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 私の方からは、再質問については2点目、3点目、4点目、5点目、7点目について再質問を進めていきます。

まず、2点目の介護ヘルパーさんの不足の問題なんですけど、午前中の高橋議員からもありましたけども、全国的な不足の問題は認識しているものの、個々では、独自においても介護に関する入門的研修を実施していくとのお答えです。もちろん教育も必要だと思いますけども、労働改善や処遇改善ということも不可欠ではないかと思っております。身体介護にかかわる負担軽減に、介護の補助のパワーツールとか、そんなのもあると聞きます。これ、一例なんですけども、そのほかも含めて、労働改善の取り組みに関してどのようなことを進めておられるのか、お考えを、また実施状況ありましたら教えていただきたいと思っております。

続いて、3点目の介護職員初任者研修受講者支援事業補助金と、介護職員就労奨励金の件です。最初言いました初任者研修受講者支援事業補助金の、過去6年間で8件、後者の介護職員就労奨励金は過去5年間で1件やと、余りにも少ないなと思っております。これ、何が要因で少ないのか、分析できているのでしょうか。この補助金や奨励金の制度の周知方法は、どのような方法でされているのでしょうか。後者の介護職員就労奨励金、先ほども言いましたけども、5年間に1件とは、日野町に就職することが定着していないのか。これは初任者研修を受講された後、日野町

外に就職してしまっている方がおられるのか、分かる範囲で教えていただきたいと思ひます。

4点目の、認知症の徘徊行動の結果行方不明にという件なんです、残念ながら、先ほどの答弁の中に発見に至らなかったケースもごく一部であるとお答えをいただきました。大変残念なことだと思ひています。人の命にかかわることですので、絶対に防ぎたいところ、この方は、昨年2月からのQRコードシールをつけておられた方なのではないでしょうか。その点をお聞かせ下さい。

続いて、今言いましたQRコードの関係なんです、発見に至らなかったケースを防ぐためにQRコードシールが非常に有効だと思ひますが、24時間の体制、例えば夜中やとか休日なんかの対応は可能な状況になっているのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。また、このQRコード資料の仕組みのことを、誰に、どのような方法で周知されているのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

最後の地域包括ケアとネットワークの話なんです、わたむきねつとの研究会は、具体的にどのような方々が集まっての研究会なのではないでしょうか。医療、介護、福祉との連携と言われていましたけれども、どのような方々が集まっての研究会か、教えていただきたいと思ひます。また、高齢者に密着した課題を取り上げてと、先ほど答弁ありましたけれども、過去にどのようなことを取り上げて進めてこられたのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（山田敏之君） ただいま山本議員から再質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。何点かご質問いただきました。

まず、ヘルパーの不足に伴います労働改善の問題でございますけれども、身体的にもきついものがある、やはり腰を痛めるとかというようなお話もございまして、よく3K職場というような話もあるわけでございますけれども、最近インターネットを検索いたしますと、新3Kというような言葉が出ておまして、帰れないとか、給料が安いとか、きついとか、そういったような職場があるというようなことの中に、いわゆる介護士さん、看護師さん、あるいは介護職場も含まれてくるというような記述もされているところでございまして、この介護人材は、どうしても確保することが必要でありますことから、現在では人材の不足とあわせて、そういったことを軽減するためにも介護ロボットなんかの導入なんかも検討されているというようなことで、県の方ではそういったものも、国の方から含めまして推進をするというようなことでもお話があるというようなところでございまして、こういった人材不足、そういったものを頑張ってくださいためには、やはり賃金の見直しということが大きな課題になってくるということでございまして、先ほどからも何回か申し上げておりますけれども、介護報酬の見直しを抜本的に行い、また底上げをしていく

ことを国の方にも要望していかなければならないというふうに考えているところ
でございます。

続きまして、奨励金の関係でご質問いただきました。件数が少ないけれども、そ
の要因分析、あるいは周知の方法、定着しているのかというようなことございま
すけれども、町内の介護サービス事業所の方には制度周知は図っております。初任
者研修を受講された場合や、初任者研修を受講後1年以内に町内の介護サービス事
業所に就職された場合には申請をいただくようにということでお伝えをしており
ますし、また町のホームページの方にも、東近江市のNPO法人なんかが主催して
行われます介護職員初任者研修の受講生の募集の案内なんかも掲載するなどして
おりますし、またその研修の修了者には受講費用の一部を助成するという事も周
知をさせていただいているところでございます。やはり仕事を持ちながら、今後の
ために介護職員の初任者研修を受講される方もおられますし、介護職員への志願者
が少ないということが申請の少ない大きな一番の要因であるのかなというふうに
思っております。必ずしも受講された方が介護サービス事業所にお勤めされるとい
うことは、必ずしも限りませんし、他市町の介護サービス事業所にお勤めになら
れている場合もあるのかなということは思いますけれども、その辺の把握はなかなか
難しい状況であるというふうに思っております。

次に、QRコードの関係でございます。行方不明になられた方がコードをつけて
おられたのかというようなこととか、24時間での連絡体制ができるのか、周知はど
のようになっているかということでございますけれども、昨年、これは2月から始
めておりますので、今年度行方不明で、少しお話がありました方につきましては、
QRコードはまだつけておられませんでした。申請が、QRコードは3名というこ
とでございますので、ただ、この方につきましても無事発見をされたわけござい
ますけれども、その後民生委員さん、また自治会の関係者の皆さん方にもお話をさ
せていただきまして、ご家族の方も私どもの方に来ていただきまして、QRコード
をつけていただく申請をいただいたというようなことでございます。

また、周知の方法でございますが、これまでに地方紙にも掲載をいただいて、も
ちろんPRをいただいたこともございますし、また認知症の方への施策の1つとし
て、これまでからこのような取り組みを行っているということにつきましては、各
自治会などでの出前講座の場や、また町の広報、地域の中での身近な相談相手で
ございます民生委員さん、あるいは町内の事業所、ケアマネジャーの方々にも制度の
チラシをお配りするなどして周知をしているところでございます。また今年、令和
2年には民生委員さんの一斉改選がございましたので、今年1月末に開催されまし
た民生委員さんの全員研修会におきましても、その中で資料をお配りし、協力をお
願いしているところでございます。

また、連絡体制でございますが、この行方不明発見時には行方不明の方の保護された際に、スマートフォンなどでこのQRコードを読み取ることができますので、そこに読み取りますと、電話番号が表示されるようになっております。その電話番号に、先ほどもお話をさせていただきましたように電話をいただきますと、平日の執務時間中は直接長寿福祉課の方へ連絡が入りますし、休日や夜間は役場の宿直室の方に連絡が入りまして、そこから担当課の職員に連絡をされるというふうになっております。現在、まだまだ申請は少ない、確かに状況でございますけれども、今後も町広報などを通じまして多くの方々にシールの存在を知っていただくということで、さらなる周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

次に、わたむきねっとの関係でございますが、どのような方が参加されているのかということと、またその取り組みの例ということでご質問をいただいたわけでございますが、この日野町地域医療・介護・福祉連携ネットワーク、通称わたむきねっとと申しますが、日野町内の医療機関、あるいは介護・福祉施設等の職員の参加のもとで、多職種が一体となって研修を行っているものでございます。わたむきねっとにおきましては年3回の研修を行っておりまして、近年では認知症の人とのコミュニケーション、あるいは義歯、入れ歯に関するお話でございますとか、また生活を支えるためのリハビリテーションについて、さらには支援を行うための薬の知識、あるいは高齢者の栄養、食事などについて幅広く、生活に密着した課題を取り上げまして研修を行っているところでございまして、おおむね毎回30名から40名ぐらいの方々にご参加をいただきまして、あわせまして職種間の交流も行っているところでございます。

このわたむきねっとにつきましては多職種の参加が見込まれますことから、幅広い観点からの企画が必要になりますので、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、主任ケアマネ、介護ヘルパーさん、あるいは施設の職員さん、医療ソーシャルワーカーさん、生活コーディネーター、またあるいは社会福祉協議会の地区担当の職員などにも参加をいただきまして、議論を重ねているというところでございます。

労働改善の事例をとということでございます。今のところ、労働改善の事例につきましてはいろんな部分の中で、それぞれの施設の中で取り組んでいただいておりますけれども、例えば今の人材のロボットの関係でございますとかいろんな、入浴の際に2人で介助をするところを複数で介助をしていただくとか、そういった中で労働の改善の対応をしていただいているというふうなところでございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 今お聞かせ願いました、私もこの高齢化社会へ向けての、どうシステム化、地域包括ケアシステムおよびこのネットワーク、地域を巻き込みながら、高齢者の方々ができる限り元気で、地域とも触れ合って活動できるお年寄りの

方々が多くいらっしゃるほど介護予防にもつながり、皆さんがうれしくなるというか、そういう地域の環境になると思っています。私もまだまだこの件に関しても勉強をしていかなければならないと思いますので、よりよいシステムづくりに、私も一緒になって参画してまいりたいなと思っています。

再質問はいたしませんけども、いろんな介護ヘルパーさんの不足の問題やとかに関しても、県や国にも対策の強化を訴えて、認知症にならないためにも若いときから社会参画してもらい取り組みも必要だと思います。あとは、先ほども言いましたけども、地域包括ケアシステムとネットワークで支え合う社会、このような日野町にしていければなと考えています。こういう社会の構築に、議員自らも勉強して参画してまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っています。

以上で私の方の質問を終わりにします。

議長（杉浦和人君） 次に、13番、池元法子君。

13番（池元法子君） それでは通告に従いまして、近江鉄道存続についてと農業問題について、分割方式で質問をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

1つ目の近江鉄道存続についてであります。近江鉄道の再生などを目指して、県と沿線5市5町などでつくる法定協議会も設置をされ、利用状況を調べる住民アンケートを実施し、この3月にも鉄道の存続・廃止を決めるといたしております。その後、今月2月3日の京都新聞には「法定協が来月最終判断」としながらも、鉄道事業の赤字が続く近江鉄道のあり方を議論している法定協議会が、3月、鉄道の存続を決断する見通しとなったと報じております。法定協を構成する沿線市町が存続を望み、協議会長を務める滋賀県知事も合意形成を図る意向を示している。合意後は、存続形態や自治体の財政負担などが課題となり、議論が難航することも予想されると報道をされました。

日野町にとっても、近江鉄道の存続は死活問題とも言えるものです。2月9日には、みんなで考え、みんなで盛り上げようと「近江鉄道で地域を元気にするフォーラム」が日野町主催で開催をされ、約140人が参加をしました。パネラーには、日野駅「なないろ」を運営している一般社団法人のこうけん舎代表の西塚氏、日野高校生、また日野出身のシンガーソングライターの小川氏がそれぞれ思いを述べられ、大変意義深いフォーラムであり、今後引き続き日野町民間の存続への取り組みの大切さを痛感いたしました。そこで、次の点をお尋ねいたします。

1つは、昨年12月議会以後の法定協議会を含む進捗状況、現況をお尋ねいたします。

2つ目に、日野駅舎の「なないろ」も町民運営で、住民の憩いの場にもなっています。その駅舎中心の改修事業（日野再生プロジェクト）が3年計画で行われましたが、かかった総事業費額、その財源（国・県・町等の補助金・負担金）と、この

事業を国等はどのように受け止められているのかをお聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 13番、池元法子君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 近江鉄道線存続に向けた法定協議会の進捗状況や現況について、ご質問をいただきました。

法定協議会では、利用状況等の実態や将来の近江鉄道線のあり方に関する意向を把握するため、沿線住民や近江鉄道利用者、事業所、学校等を対象にアンケート調査を実施し、現在集計しているところでございます。また沿線市町や近江鉄道株式会社でもフォーラムなどを開催し、県民の皆さんの機運を盛り上げているところでございます。日野町では2月9日に「近江鉄道で地域を元気にするフォーラム」、さらに2月24日には株式会社トノループネットワークスと共催で「移動を超えた、地元交通の未来」と題し講演会を開催し、町内外から多くの皆さんにご参加をいただき、ローカル線を盛り上げる、守る機運を高めることができたと思っております。

次に日野駅再生プロジェクトについてでございますが、これまで多くの皆さんにご支援をいただき、現在、小さな鉄道ミュージアムの整備の仕上げをしているところでございます。これまでに事業にかかった総事業費はおおよそ1億3,700万円になる見込みでございます。このうち、国からの補助金は約3,300万円、皆様からのご寄附で活用させていただいた額が、おおよそ7,200万円。残り3,200万円が町費でございます。また、この間に日野駅再生プロジェクトにお寄せいただいたご寄附の総額は8,562万870円にもなるわけでございます。日野駅再生プロジェクトで活用させていただいた額を除く、残り約1,300万円余りは令和2年度以降、プロジェクトの完了イベントや、今後の日野駅の保存のために活用させていただきたいと考えております。

町内外からの多くの皆さんにご支援をいただき再生された近江鉄道日野駅では、観光案内交流施設「なないろ」を中心に人と人が交わりにぎわいを見せており、駅のもたらす効果についても多くの皆さんから評価をいただいております。また、総務省が発行された活用事例集でも、ふるさと納税の好事例として日野駅再生プロジェクトの取り組みを紹介いただき、ローカル鉄道の存続に向けて取り組んでおられる団体や自治体からの問い合わせもいただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、再質問をさせていただきます。

1番目の進捗状況、現況についてですが、アンケート調査を実施し、集計中であると、それは伺っておりました。アンケート集計結果で存続か廃止を決めるような話でしたので、2月3日の新聞報道で、近江鉄道存続合意形成へと書かれていました。この集計が進んでいるのかとも思いましたが、そうではないようですね。知事が1月の記者会見で、廃止について相当大きなハードルがあると述べられたことも

その大きな要因らしいです。沿線市町の問題だけではなく、県全体の問題として、知事がリーダーシップを持って進めていただくことが重要ですので、知事のこの発言はうれしいものだと思っております。

2月9日に行われましたフォーラムでは、日野高校の生徒会からのパネラー参加があり、必要性とともに運賃が高い問題も出されました。私が学生のころから、近江鉄道は日本一運賃が高い鉄道だと言われていました。本当に日本一かどうかは分かりませんが、確かに高いのでJRと比較をしてみました。現在JRで貴生川駅から草津まで21.4キロ、近江八幡から彦根まで22.4キロの運賃は片道420円。通学定期では1カ月8,230円、3カ月2万3,490円、6カ月で4万4,490円です。それが近江鉄道では、大体同距離のところ、日野駅からですと豊郷までが22.8キロですので、大体同じぐらいの距離になりますが、そこで見てみますと片道800円。通学定期は1カ月1万8,840円、3カ月5万3,700円、6カ月で10万1,740円と、片道運賃については、近江鉄道はJRの1.9倍、通学定期では2.23倍の高さです。高校生で約40パーセントが地元日野高校に進学をしており、60パーセントぐらいがよその市町の学校へ通っておられるそうです。1学年約160人ですから約100人、3学年で300人がよそへ通学されているんです。また日野高校も1学年約160人とのことですから、他市町から約100人、3学年で300人、合わせて600人が他市町から、また他市町へ行っていることになります。そのうち、現在近江鉄道を利用しているのは約30パーセント強のようですが、存続が決まった後の協議になるとは思いますが、ぜひ学生から運賃の引き下げをすれば、もっと利用者も増えると思われまます。このことを真剣に取り組んでいただきたい問題ですが、いかがでしょうか。

2つ目の答弁で、日野駅再生プロジェクトにかかった総事業費は1億3,700万円の見込み、このうちふるさと納税を含む寄附の総額が8,562万870円と、62パーセント以上の協力があつたことは、皆さんの近江鉄道の存続を望む大きな期待があるからだと考えます。また、総務省からもふるさと納税の好事例な取り組みとして、活用事例に紹介されているとのこと。多額な返礼品がなくても、我が町に対する温かい思い、期待のあらわれではないでしょうか。これが本来のふるさと納税のあり方だと、私は思います。

そして、たびたび私も申しておりますが、国交省へ交渉に足を運んでほしいという事を申しております。同じ国の機関である総務省に認められているこの事業、存続への取り組みを生かしていければと考えますが、いかがでしょうか。お考えをお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 池元議員さんの方から、日野駅存続に向けて大変心強いご意見をいただきまして、ありがとうございます。現在、まず法定協議会で実

施しましたアンケート、集計というか集計分析中ですので、3月25日に法定協議会第2回がありますので、その場で、分析も含め提出されるということになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

その点で存続後の運賃の、学生からの引き下げというご提案についてですが、存続形態もまだ決まっておきませんので、なかなか今の現状で申しますと、確かに高校生のご意見を聞いていますと、まずは近江鉄道をなくさんといてほしいと。特に日野高校の生徒さんの意見を聞いていても、自分の母校が、近江鉄道がなくなること、ほかから来る率が減るということは、存続にもかかると。そういう点では、ぜひ母校をなくさんといてほしいというような心強いご意見も、真に迫ったご意見もいただいているので、そういう意味では何としても近江鉄道を残していかなあかんというふうに思っております。そういう意味でも、一番学生の利用者が多いところでは、そのことについても研究をしてまいりたいというふうに思います。

それから2点目の、近江鉄道存続に向けた国への要望ということですが、そちらにつきましても、沿線市町10市町村ありますので、そういうところも声を合わせて、国土交通省の中であります鉄道部局というのは、本当にこの枠の中では小さなパイというふうにお聞きしていますので、それですが、地域公共交通の中の鉄道部局をしっかりと守るという意味でも、また法定協議会を中心に沿線市町10市町村と、県と声を合わせて、また議員様方にもご協力いただきながら国への要望も進めてまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） しっかりと取り組んでいただいて、絶対存続させる方向で行きたいと思います。私たちも協力をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、農業問題について質問をいたします。我が国日本の食料自給率は長期的に減少傾向にあり、2018年に発表された食料自給率は史上最低の37パーセントと、先進国中で最下位。そんな中、国連は2019年から10年間を国連家族農業の10年としました。飢餓と貧困の克服、持続可能な社会のために家族農業の役割を再評価し、各国に政策転換を求めています。しかし日本政府は農業の産業化を標榜し、家族農業を締め出す農業・農協改革を推し進めており、特に家族経営体数は5年間で14パーセントも減少し、このままでは農村地域を維持することすらままならないと言われております。

種子法廃止から2年、日本政府は種子法廃止にも飽き足らず、もう1つの種子に関する法律である種苗法を改悪しようとしています。これは登録品種の自家採取を禁止させるというもので、今後、農家はどんな種子も買わなければなくなり、代々自分の農地で自家採取してとれた作物であっても、品種登録していなければ、

その農家は損害賠償を求められることにもなりかねないと言われていました。このことは、食料自給率の向上にも国連の提言にも反しており、さらに地域農業、家族農業を疲弊させることになると思いますが、当局の考えを伺います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 農業問題について、ご質問をいただきました。

種苗法を改正する「種苗法の一部を改正する法律案」が、今国会で審議をされるところでございます。この改正案は、国内で育成した優良品種の農産物の海外流出を防ぐことが目的とされておりますが、登録品種に限って輸出国や栽培地域を制限できるようにし、あわせて種苗の把握のために自家増殖は原則禁止とされます。ただ、これまで農業者に認められてきた自家増殖を禁止され、自家増殖には育成者の許諾を得る必要があることから、農業生産にとって手続や費用などの新たな問題が生じるのではないかとの懸念もあるところでございます。農業者等への丁寧な説明と周知と納得が必要でありまして、拙速に改正すべきではないと考えます。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、再質問をさせていただきます。

種苗法改定案について答弁をいただきました。改正案のポイントは、種苗の海外への持ち出しの厳罰化と自家増殖の制限の2つと言われております。そして、日本のすぐれた種苗が海外に流出し、農産物の輸出拡大の障害になっているのは事実です。例えば、日本で18年以上かけて開発したブドウ、シャインマスカットの苗木が持ち出され、中国や韓国で栽培をされて東南アジアに輸出され、またイチゴも章姫やレッドパールをもとにした新品種が韓国で開発され、類似品が輸出をされています。しかし、いくら厳罰化しても密輸の阻止は困難だとも言われております。

種苗法改正の真の狙いは、この種苗法の改定案だけでは分かりにくく、まず2017年に施行した農業競争力強化支援法、そして2018年の種子法廃止、これとこの種苗法改定の3点で解釈すると、初めて見えてくると言われます。種子法は国や都道府県の農業試験場など、公的研究機関が品種改良をした優良な種子を普及させ、増産するのが目的でしたが、それを廃止し、競争力強化支援法は法的研究機関の知見を民間事業者へ提供することを促進するものでした。この2つで種子開発のノウハウを実質無償で民間事業者に譲渡する体制を整え、今回の種苗法の改定で民間事業者の権利の保護が強化され、種子のビジネス化促進への枠組みが完成するとのことです。この手の込んだ理解しにくいやり方で、グローバル化が進められているようです。

自家増殖のルールの実用次第では、これらグローバル企業の種苗の普及が加速をし、種苗利用の許諾料という形で農家の収益が吸い上げられ、農薬などそれぞれの種苗に最適な周辺資材の購入を迫られて、農家経営が企業に囲い込まれる展開にな

るだろうとも言われています。これは、ただ農家の問題だけではなく、食料安全保障の問題とも言われています。答弁ではこの種苗法の改正についての見解は述べられましたが、私がお尋ねしたいのは、このことにかかわって、食料自給率の向上や地域農業、家族農業の必要性をどのように考えておられるのかをお尋ねをしたいので、その点をお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 池元議員より再質問をいただきました。

この種苗法の改正でございますが、種苗法の改正で大きく影響を受けるというのは登録品種の作物でございますが、現時点では大部分を一般品種というものが占めていく中で、一般品種への制限はされないというようなことが言われておるところでございます。しかしながら、制限はされないということを言われておりますけれども、それが将来にわたって不安が払拭されたかということ、そういうものでもありませんので、その点については今後も注視していく必要があるなというふうに思っております。

それとあわせて、日野町の状況等でございますけれども、日野町ではこれまでも家族農業を含めた地域農業で、集落の農業、そしてまた農村が守られてきているというような状況になってございます。集落営農の取り組みであったり、そしてまた農村まるごとと言われる活動によりまして地域農業が維持されてきているというようなことから、この改正の審議内容等につきましても十分注意をしていく必要があるなというふうに考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） それでは再々質問させていただきます。

日野町でも先月2月15日に、日野公民館において地域の食と農を考える講演会が行われて、100人ほどが参加をされました。その中には若いお母さん方が思いのほかたくさん参加されています。それは農業者の問題だけでなく、子どもに安心・安全な食べ物を与えたい、やっぱり食料の安全を願う母親の思いであったと思っております。ですから、学校給食にも有機野菜を使ってほしい、有機米を使ってほしいというお母さんもたくさんおられます。今議会に、家族農業を守り食料自給率の向上を求める請願等が、今、出されています。農業地域の町長として、ぜひこの町村会を通じて国連の提言を尊重し、日本の農業を守るために国に意見を上げていただきたいと思いますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 農業、農村、大変大事な我が町の基本でありますし、そこから食を支える、そういうふうなことが私たちにとって大変求められているわけがございます。そういう意味では、農業・農村の振興のためにも私はいつも申し上げてお

りますけれども、大規模農家も小規模農家も集落営農も、団体、法人も含めて、トータルでこの町の農業・農村が維持をされなければならないものと、このように思っておりますし、食の安全・安心、さらには自給率の向上というものも大変大事な課題でありますので、そこは単に貿易の自由化などのグローバルと言われるようなことではなくて、それぞれの国の事情に合った農業振興がされる、保護的な対策も含めて講じることが大事であるというふうに思っております、こうした思いを込めて、町村会の中でも要望等に反映をさせる努力をしてみたいと思います。

議長（杉浦和人君） ここで、暫時休憩いたします。再開は3時25分から再開いたします。

—休憩 15時11分—

—再開 15時25分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

11番、齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） それでは通告書に基づきまして、4項目について質問をいたします。はじめに、防災情報伝達システムの構築について、一問一答で質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

日野町では、平成2年に整備したアナログ防災行政無線を運用、活用していますが、既存機器の老朽化が顕在化していることや、総務省の方針に基づく電波法の改正に伴い、令和3年11月までに防災行政無線の更新、デジタル化を行う必要があるため、防災無線の更新に合わせて公民館に屋外拡声器を新設されるとのことであります。加えて、新たな防災情報伝達手段として、スマートフォンやタブレット端末で利用する日野町版防災アプリを導入されます。スマートフォンなどをお持ちでない方に対しては戸別受信機を配付し、全ての住民に防災情報が伝達できるように構築されるとのことであります。地域におられるひとり暮らしの高齢者や障がいのある方など、災害時の避難にあたって支援が必要となる方を特定し、その一人ひとりについて、誰が支援してどこへ避難してもらうかをあらかじめ決めておく取り組みを進める災害時要支援者名簿、いわゆる個別計画の作成の協力を、各区の自治会にお願いされています。あわせて、高齢者のみの世帯で防災アプリが使えない方などに対し、戸別受信機の配付世帯の調査をされています。

そうした中、令和2年度に防災情報伝達システムの構築に向けて整備する予算計上をされていますが、その防災情報伝達システムの構築について質問をさせていただきます。

1つ目に、デジタル防災行政無線の更新についてであります。屋外拡声機の使用目的とその必要性について、また防災行政無線の整備に係る経費の詳細内訳を伺

います。

議長（杉浦和人君） 11番、齋藤光弘君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 齋藤議員より、防災情報伝達システムの構築についてのご質問をいただいたところでございます。

1点目の屋外拡声子局の使用目的についてでございます。デジタル化によりまして新たに設置する屋外拡声子局につきましては、指定避難所としております7つの地区公民館の敷地のほか、3集落に設置をする予定としております。住民の皆様がそういった避難所に避難をされた際に、気象情報や避難情報などを伝達するというところで、そういった目的としているところでございます。

防災行政無線の整備に係る経費の詳細についてでございますが、親局と操作卓の整備にかかる費用が約1億円、屋外拡声子局にかかる費用が約8,300万円、その他の管理費や諸経費として約1,850万円となり、合計2億195万円を予定しているところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 防災行政無線に対しましては、これまでの説明では屋外拡声機の音声は屋内では聞こえづらい、暴風雨のときにはほとんど聞こえないなどの問題があると言われております。今回の回答では、住民の皆さんが避難されたときに気象情報や避難情報などを伝達することを目的としているとのこととあります。また、防災行政無線の整備に係る経費につきましては、総事業費の70パーセント以上の大きな経費となっておりますが、そうしたことから屋外拡声器の整備にあたっては、その使用目的と必要性をしっかりと住民の方に理解していただくことが必要かと思っておりますが、町のお考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 今、議員がおっしゃいましたように、今現在あるアナログでございますが、屋外拡声子局を整備しております。その中で、これまでから住民の皆様、また議会でも全く防災情報が家から聞こえないじゃないかと、地区全体もカバーできないというようなお声があったところでございます。これは一方に、逆にお近くにお住まいの方は何度も何度も、ちょっと逆に音がうるさいよというようなお声もあったというところでございます。これは国の方でも総務省の大臣が言われておまして、一定そういった課題はあるよというふうに言われております。そういった意味で、今回デジタル化にあたっての整備は、今は指定避難所、7つの公民館が一定町の施設として完備しているという施設でございますので、常に避難情報等にあたって開設をするならば、第一義的にそこを開設していこうという考えでございます。ですからその敷地に、まずは移転または新しくデジタル化で建てま

して、そこへお集まりいただく避難の方々に周知ができる体制をとろうというのが、今回の考えでございます。

あと、3集落ございます西明寺、熊野、小野、この集落につきましては以前からアナログで、集落会議所の敷地の周辺に建たせていただいていたところでございます。今回、集落さんといろいろ話す中で、同じように集落の会議所、いわゆる一次避難所とされているところに、デジタル化と同時に建築をしていただきたいというようなご要望を受けまして、同じように対応させてもらうということでございます。この費用が相当高くつくというところでございます。おっしゃるとおりでございます。ただ戸別の屋外拡声子局自体が費用を大きく占めているわけではなくて、先ほど言いましたように、役場の親局を3階の総務課に集中するわけですが、やはりその操作卓を含めまして、そのシステム自体が非常に高額になっているところで、一定のご理解をいただきたいなと思うところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 分かりました。またよろしくお願いいたします。

次に、防災アプリの整備についてであります。防災アプリの整備に伴い、タブレット端末150台を区長、町代、公民館に配付されるとのことです。このタブレット端末にはどのような機能があって、どのように活用しようと考えておられるのか、その使用目的を教えてください。また、大きな自治区や自治区指定のない団地への情報伝達はどのようにされるのか、お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 2点目の、防災アプリの整備にあたっての機能と使用目的についてでございます。

これにつきましては、日ごろから自治会内において、災害に備えた活動をいただいております区長さん、また町代の方に対しましてタブレットを配付させていただくということを考えております。そのタブレットには、町が発令いたします防災情報がいち早く伝わるというものでございます。また一方でカメラ機能もついておりますので、そういったカメラ機能を使っていただいて被害報告を、区長さんから本部の方へお返しいただくとかいうことも考えているところでございます。もう一方で、区長さんが自ら地域の方に、そのタブレットと地域の方がお持ちのスマートフォン等をつないでいただいて、個別に情報を流していただくという方法も可能かなというふうに思っているところでございます。あわせて公民館にも設置をいたす予定でございます。地区班の職員が公民館に詰めましたときに、災害対策本部の情報連携にも活用する予定でございます。

大きな自治区や団地の情報伝達についてのお話でございます。今のところタブレットを配付いたしますのは各自治区、自治会の機能を担っていただいております区

長さん等の代表者の方、その方に配付をさせていただいて、役場の本部との連携をとっていきたいというふうに思っておりますので、それで各地区の担当の地区班の職員がおりますので、区長さんとの連携を迅速にとりたいと思っておりますのでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 各自治区におきましては、世帯の大きい小さいがあります。湖南サンライズの団地等のような大きな自治区におきましても、1台のタブレットを配付されるのかなど。それで機能が果たせるかなというふうに思いますし、先ほど代表者の方ということでも言われていますけど、町代ということでも表現されているんですけど、そこをちょっとまた確認させていただきたいんですけど、町代さんということにあたっては、1桁の組の戸数もありますし、10戸、20戸の世帯数の少ないところも1台のタブレットの配付をされるのかどうかというふうに思います。一律に町代さんという形でのタブレットの配付ということではなくて、タブレットが生かされる、必要なところに配付されているように考えていただいた方がいいのかなというふうに思います。

それと自治区指定のない、いうたら青葉台とか第三緑ヶ丘、そして出雲の里といった、その辺のところもタブレットの配付は必要ではないかなというふうにも考えるんですけど、自治区なりその辺の体制が整っていないと、なかなかその辺で、そこからまた発信するところは難しいのかなというふうには思うんですけど、その辺のところ、どのように考えておられるのかなというふうには思うんです。

それと、タブレットの端末につきましてはランニングコストがかなりかかるようにも聞いているわけですけども、物自体も高価であるということでもあります。そういった中、公平なバランスのとれた情報伝達ができるように、タブレット端末の配付をしていただきたいなというふうに思います。町のお考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） ちょっと表現が、いろんな言葉を使わせていただいたところでございますけれども、今思っておりますのは区長さん、それから町代さんというところでございます。町の職員がそれぞれ担当を持っておりますのが、自治をなしている区長さん、また町代さんを範囲としておりますので、そういった意味でタブレットをその方々に配付をさせていただいて、連携をとりたいというものでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、タブレットと同じ情報については、スマートフォンで得られるというふうな機能でございますので、そこは十分普及にあたっては努めてまいりたいと思っておりますので、大きな自治区もございませうけれども、また自治の機能というような、もうちょっと連絡だけの自治の団地というのもございませうし、そういったところは

アプリの普及を努めてまいって、同じような情報が皆さんに伝わるように努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） いずれにせよ、タブレット端末につきましてはいろいろな機能を搭載されるということでもありますので、その機能を十分に活用されて、情報共有ができるというところに期待もいたします。

次に、防災拠点施設へのWi-Fi整備についてであります。役場庁舎へのWi-Fi整備につきましては、4機をどのように設置し、受信できる範囲はどのようになるのか、お伺いをいたします。

また、公民館と図書館に整備されるということですが、ほかの指定避難所にも整備されないのかというところで、お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 防災拠点へのWi-Fiの整備についてご質問いただきました。

Wi-Fiの整備におきまして、庁舎内の電波の受信の範囲でございますけれども、おおむね設置した機器から半径20メートル程度というふうになっているところでございます。庁舎内の設置箇所でございます。1階のフロアと2階の建設計画課、3階の総務課、それから防災センター、1階の災害対策室という予定をしております。

指定避難所へのWi-Fiの整備については、令和2年度に公民館と図書館でまずは実施しまして、それ以外は今後検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） それ以外は今後検討していくということですが、思いますには、指定避難所の学校にはWi-Fiの設置がされているということかなというふうに思うんですけど、ほかにもわたむきホールとか大谷体育館、事業センター、勤労福祉会館等の公共施設にも整備してはどうかというふうに思いますが、その点、町のお考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 指定避難所はほかにもたくさんあるということでございます。一定の、予算も限りがございますので、一旦はお示しを今させていただきます庁舎で、非常に職員が活動する中で必要となる部分をまずは整備しまして、あとは公民館、図書館というふうに考えておるんですけども、何度も申し上げますが、一定事業が進む中で必要と思われるところは、整備に入れるように検討していきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 次に、戸別受信機の配付についてであります。高齢者のみの世帯で、防災アプリが使えない方などに対して戸別受信機の配付世帯の調査をされて、その対象世帯に戸別受信機を配付されるとのことでもあります。戸別受信機、タブレット端末を配付した後は維持管理が必要と考えますが、どのように管理をされるのか、お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 戸別受信機の配付につきましては、当初集落へ入らせていただいた、説明にお伺いするときは75歳以上というようなお話で入っていったところでございますけれども、いろんな要望も受けた中で、必要とされる方に範囲を拡大していこうという考えでございます。それで、必要な方に戸別受信機を配付し、タブレットも区長さんや町代さんに配付するところでございますけれども、これは町の管理する備品ということでございますので、それぞれの皆さんに善良な管理で管理いただくということになりますし、修繕等発生した場合は、町で対応することになるかと思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） タブレット端末においては、区長、町代が毎年交代をされるということになります。その引き渡しができるかどうかの管理を、どのようにされるのか。維持管理のメンテナンスは要らないのかなというふうには思うんですけど、そしてまたランニングコストが、先ほども言いましたように経費が発生するというふうにお聞きしているんですけど、どのぐらいランニングコストにはかかるのかなというところで、お聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 今配付を検討しておりますタブレットの、区長さんや町代さんの引き継ぎの関係の確認でございますけれども、ちょっとまだその細かいところまでは、こういった方法というのはまだ検討しているところではございません。それと、ランニングコストの件でございます。今年度につきましては、2年度は整備する年度でございますので、ランニングコストとしての費用は予算には反映させてもらっていないというところでございます。ただ、いずれ必要となってくるというところでございまして、1つは、大体通信料が必要となります。ちょっと確認させていただいて、後ほど申し上げたいと思います。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 管理はこれからまた検討するということではありますが、しっかりその辺のところも管理をしていただきたいなというふうに思います。

参考にお聞かせ願いたいんですけど、もし災害時に停電になったとき、どのよう

になるのかなというふうに思うんですけど、情報伝達の手段として何が使えて、何が使えないのかなというところで、教えていただきたいなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 停電での対応でございます。

まず屋外拡声器でございます。屋外拡声器につきましては、蓄電池をそれぞれのスピーカーの根元の方に設置しようと考えておりますので、停電時は情報がスピーカーから流れるという対応をとる計画をしております。それから、タブレットについては一定バッテリー機能がついているものですので、一定の時間はもつのかなというふうに思っております。それから戸別受信機でございますけれども、一応乾電池でも動作するというところでございますので、停電時には電池により対応ができるというところでございます。あと、庁舎が本部になりますので、庁舎については当然、今現在もそうですけれども、停電時は発電機により対応できるというところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） あと、戸別受信機については電池を入れておいたらということですので、普通コンセントに差し置いておかはるのかなというふうに思いますので、それが電池が入っていなかったら使えないということかなというふうに思います。その辺のところで、停電に備えてきちっとその辺を備えておかなあかんのかなというふうに思いますし、何が起こるか分からないということで、そういったことも想定をしておく必要はあるのかなというふうに思います。

次に、個別計画についてお伺いをいたします。災害時に機能することが重要であります。自治区において要支援者を支援する体制はできているのかなというふうに思うんですけど、その辺のところ、どうなのかということでお聞かせ願いたいのと、また毎年調査し、更新することが必要ではないかというふうに思います。その辺の町の見解をお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（池内 潔君） 自治会における要支援者を支援する体制についてでございます。

これまで避難行動要支援者の個別計画は、町内各民生委員さんが個別に訪問していただく中で整理をしていただいておりますが、避難の際の支援者等が明確にされていないことから、昨年の秋ですが、町の職員が各字にお伺いしまして、大字役員の方と民生委員さんなどとともに、要支援者の支援についてお話し合いをしていただきました。災害時における要支援者の支援体制にご理解をいただいたところだと考えております。

個別計画の更新についてでございますが、毎年4月1日を基準に町が台帳を更新

し、その台帳をもとに、5月から6月にかけて民生委員さんが各戸を訪問いただき、確認いただくこととしております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 各自治会においては、民生委員さんが要支援者の把握をされていると思いますが、近隣住民の誰が支援するのか、区民内で決めておくことが必要であるかというふうに思います。それには、自治会で地域防災計画を作成して、日ごろから避難訓練をしておくことが必要ではないかなというふうに考えますが、今後どのように個別計画の強化を進めようとしているのか、町当局のお考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（池内 潔君） 個別計画の作成につきましては、民生委員さんが中心に動いてきていただいた経過がございます。町も一定の協力もさせていただきつつ、この個別計画を作成しておりまして、今現在は642個別計画が作成されているところでございます。これにつきましては毎年、先ほど申し上げましたとおり更新をしていくということになりますが、基本は民生委員さんが各戸を訪問していただくということになります。その際に、誰が支援をしていくんやというところの最終の詰めを、今年も来年も確認していただいた中で、地域の中の支え合いをしていただくというふうに考えております。強化につきましては、毎年これをリフレッシュさせていくということが一番大事なことではないかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 個別計画ではそういったことを把握しておくだけではなかなか機能しないということで、そこをきちっと機能するように、その辺の体制を整えていくということが一番大事なのかなというふうに思いますので、そこら辺のところも含めて、やはり各自治会にはそういった防災計画なりをきちっと、常に行動できるような形での体制を整えていただくということが大事なかなというふうに思います。

来年度の令和2年度に、防災情報伝達システム事業を実施されるということですが、この中でいろいろと質問させていただきましたが、実施にあたりましては、いろいろとまたご検討いただきたいというふうに思います。あと、要望といたしますが、近年異常気象と言える集中豪雨や、頻繁に発生する台風によります土砂災害や地すべり、河川の決壊による災害に備えての防災情報伝達システムの構築は、住民の命と財産を守る手段として必要不可欠となっています。住民へ気象情報や避難情報等をいち早く情報提供することが求められています。町当局と住民が情報を共有して、統一した避難行動がとれるように、地域防災計画の個別計画の促進が求められています。来年度の令和2年度には整備完了する計画で予算計上を進めてい

ます。日野町の地形条件を考慮し、適応した最適な防災情報伝達システムの構築を実施されますことをお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 先ほどランニングコストのお話がございます、タブレットでございます。通信料がかかるということでございますが、1台月500円の12カ月ですと、1台6,000円になります。それが150台導入いたしましたら、年間90万円ぐらいという予定でございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） それでは次の事項に移ります。

新型コロナウイルスの感染防止策について、一問一答で質問させていただきます。中国湖北省武漢市で昨年、令和元年12月以降、新型コロナウイルスに関連した肺炎の発生が報告されて以来、日本をはじめとして世界各地から感染報告が続いています。そうした中、日野町では感染防止策をどのように対応されているのか教えてください。いただきたく、質問をいたします。

日を増すごとに世界中の感染者が急増し、中国では死者も多くなり、止まる気配がありません。国・県の早期の適切な対策実施が求められています。全世界に波及する最大規模の影響を及ぼすことになっています。経済活動の停滞などの影響により、日常の生活形態にも影響が出ている状況であります。また、小学校、中学校、高等学校においては、3月2日から春休みまで臨時休校となりました。町が主催する事業においては、市町村合併65周年記念式典が延期となり、今後の事業開催には、感染拡大防止に向けて自粛ムードとなり、難しい判断を迫られることになっています。住民の皆さんは、今、一番に心配され、不安な状況の中で、危機感を持って感染予防対策をされているところです。

そうした中、新型コロナウイルスに関する情報提供、感染状況、感染拡大防止策、医療体制がどのようになっているのか、情報提供を求められています。この新型コロナウイルスの感染が早く終息することを願い、質問をいたします。

1つ目に、世界的な緊急事態ともいえる新型コロナウイルスの感染予防対策を、日野町ではどのように対応され、指導されているのか、お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） 齋藤議員様から、新型コロナウイルスの感染防止策についてご質問をいただいたというところでございます。

まず1つ目が、感染予防策をどのように指導されているかということでございます。まずは、対策におきましては、それぞれ会議等を開催させていただいておりますので、まずそのご案内をさせていただけたらというふうに思っております。日野町におきましては、主監課長等によります新型コロナウイルス対策連絡会議を2

月17日に開催し、その後町村合併65周年記念式典の開催についてなど、個別事案ごとに町長、副町長、教育長、主監、次長、関係課長等において随時会議を持ち、2月28日に新型コロナウイルス感染症対策会議を設置いたしましたところでございます。

続きまして、感染予防対策といたしましては、国や県からの通知に基づき、ホームページで迅速に情報提供を行うとともに全戸配付を行い、ご自身でできる感染予防の取り組みとして、手洗いの徹底や風邪などの症状がある場合はマスクを着用し、会社や学校を休んでいただくこと。また、風邪の症状が軽症の場合は、自宅で安静、療養をいただくことや、症状が長引く場合にはかかりつけ医等の受診の前に電話での確認、ご相談いただくようお願いをさせていただいているところでございます。また、感染に不安がある、または風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方などにつきましては、帰国者接触者相談センターへ電話相談いただくようにご案内をさせていただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 風邪症状が見られる場合、その判断が難しいように思いますが、感染への不安から医療機関や役場、保健所、もしくは帰国者接触者相談センターへの問い合わせは多くあるのかどうかというところでお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） 電話相談でございますけれども、東近江の保健所につきましては、大体昨日までぐらいですが500件ぐらい、大体1日30件ぐらいの問い合わせがあるというふうにお伺いをしているところでございます。また、保健センターに入ってきています電話につきましては、7件お電話をいただいているところでございます。保健センターに来ております内容につきましては、先ほど議員もおっしゃっていましたように、熱があるけれどもどこへ電話をしたらいいのかというご相談から、中にはお近くで肺炎で亡くなられている方がおられると。北海道から旅行されている方が帰ってきておられる方もおられる中で、町としてどういふふうな対応をするんですかというふうなご相談等、いろいろご相談を受けさせていただいたというところもありますし、自治会へ周知をしたいということで、どういふことに気をつけたらいいかということのご相談も受けているところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） そういった問い合わせがあるということで、やはり住民の方は不安に思われているというふうには思います。

次に、感染症状が見られる場合は、現状ではどのように対処することになるのか、教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） 感染症状が見られる場合の対策ということでございますけれども、感染の症状が見られる、国が示します感染の目安に当てはまる場合につきましては、まず帰国者接触者相談センターへ電話をいただくということでございます。疑いの例に定義するかどうかの、そこで判断が行われるということでございます。疑いの例の定義に合致する場合、帰国者接触者外来の受診調整が行われまして、患者にその受診の方法が与えられるということになってございます。その後、当該の患者さんの診察、検査が行われまして、検査結果が陽性となった場合につきましては感染症病棟へ入院、治療をするということとなります。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 帰国者接触者相談センターの方の判断によって大きくその辺が左右するのではないかというふうに思われますが、帰国者接触者相談センターの受付体制のマンパワーは備わっているのかなというふうにも思います。また、まず帰国者接触者相談センターはどこにあるのかなと思うんですけど、その辺のところを教えてくださいと思います。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） 帰国者接触相談センターにつきましては、東近江の保健所がこれにあっているというところでございます。東近江の保健所につきましては、何名おられるかは存じ上げていないところですが、そのほとんどの方が電話対応をされているというふうには伺っておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 今までにこういった事例はなかったかと思しますので、保健所ということであればその辺の体制がきちっと整っているのかなという受付体制と思うわけでございます。

次に検査機関、医療機関が、感染のおそれがある方を受け入れる医療体制は準備されているのか、教えてください。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） 検査機関、また医療機関が受け入れる体制が準備できているのかというご質問でございます。

まず滋賀県における検査機関といたしましては衛生科学センター、これが1カ所ございます。この衛生科学センターで1月31日から検査実施が可能となっております。なお、この衛生科学センターで持ち込まれた検体につきましては、ほぼ当日に結果が出るという状況であると、東近江の保健所より伺っておるところでございます。また、受け入れ医療機関につきましては、各圏域において感染症指定医療機関が設けられておりまして、東近江圏域では近江八幡市立総合

医療センターで4床、県内の全域では34床が確保されているというところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 現在のところは、滋賀県では1件ということでお聞きしているんですけど、これは県民の皆さんが感染拡大防止に努めておられるということでの成果の結果であるかなというふうに思います。PCR検査をどれくらいの方に検査をされているのかということは気になることでもあります。分かれば教えていただきたいというふうに思いますし、PCR検査を速やかに受診できることが重要になってくるかなというふうに思いますが、県内では1カ所ということでもあります。衛生科学センターというのはどこにあるのか、初めて聞くわけですけど、教えていただきたいと思います。またPCR検査の保険適用について、どうなっているのかというところでお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） まず、PCR検査の状況でございます。13日の9時現在の情報でございますけれども、県内でPCR検査を実施いただいた方は96名でございます。うち1名がご案内のとおり陽性という結果でございます。

なお、衛生科学センターにつきましては、大津市にあるというふうに伺っておるというところでございます。また、保険適用につきましては3月6日から保険適用になったというところでございますが、一応保険適用になったといいましても、PCR検査を実施できるのは、先ほど申しましたが帰国者接触者外来のところでしたか検体がとれないということになってございます。そこから、帰国者接触者外来から衛生科学センターへ行った分につきましては、行政検査ということで今までどおり検査をするんですけども、帰国者接触者外来から次、医療ということで、保険適用の検査機関へ行くと、そこが保険適用の扱いになるということでございますから、今、滋賀県におきましては、ちょっと検査内容については保健所に確認すると、申し上げられないということであれなんですけれども、今のところ滋賀県では衛生科学センターだけで検査を対応しているというところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 身近なところでPCR検査が受けられるということがいいのかなというふうに思いますし、その辺のところは皆さん、陽性か陰性かということでも心配もされるかなというふうに思います。現状、そういう状況であるということは仕方がないのかなというふうに思いますが、その辺の医療体制というのをきちっと整えていく必要があるのかなというふうに思います。要望といたしまして、医療機関として、東近江圏域では近江八幡市立総合医療センターということでもあります。大きな整備された医療機関でないと受け入れられないというふうには思いま

す。検査キットがないのか、検査する機能体制が十分でないように思います。安心できる検査体制、医療体制の充実に向けて、構築をよろしく願いをいたします。

次に、町長にお伺いをいたします。感染拡大防止策による町民の暮らし、経済活動、学校教育、町の行事、事業への影響は混乱と波紋を広げています。イベント開催の考え方等についての町の見解をお伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） イベント開催等の考え方についてでございますが、2月25日に政府から発表された新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を受け、日野町においても28日の対策会議で、町が主催する事業やイベントを開催する場合について、1つは全ての参加者およびイベント関係者の連絡先を把握すること。もう1つは、手洗いの強化および発熱や咳等の風邪症状が見られる方の参加を控えていただくことなどをはじめとして、県の考え方に準じて町の考え方も示したところでございまして、当面3月31日までの期間、対応することといたしました。

あわせて小中学校の休校も決定し、報道機関やホームページ等でその内容を周知したところでございます。その後、3月4日には県内1例目の感染症患者の発生が確認されたところでございますが、国や県の情報を把握し冷静に対応し、この危機を乗り越えていくことが肝要と考えております。なお、学校や学童保育所で、子どもたちの関係についても取り組んでいただいておりますが、ここまでコロナウイルスの状況が広がってきますと経済活動にも影響が出るということで、自粛ムードみたいなものがございまして、その点については商工会などにも状況を聞きながら、必要な対策をとるべきはとるなど、連携を密にして対応をしてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） いろいろ、こういうようなことで対応も迫られているかなというふうに思いますが、よろしく願いしたいと思います。

これからの時期、多くのイベント開催事業を計画されていると思います。このような状況では、どうするか判断が難しくなっています。今のところでは我慢して、感染拡大防止を最優先に考えて、冷静に判断することが必要ではないかなというふうに思います。

次に、教育長にお伺いをいたします。感染拡大防止策の緊急の臨時休校は、教育関係者、教育現場に多様な混乱を起こしています。どのように対処されているのか、教育委員会の見解をお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） ただいま齋藤議員から、臨時休校に対する対処の仕方についてお尋ねをいただきました。

現在、町では3月2日から24日まで、町内の5小学校と1中学校におきまして、臨時休校を行っております。教育委員会といたしましては、政府および県からの要請を受けて、児童生徒の感染リスクを低減するとともに感染の拡大を抑制し、社会への影響を最小限にとどめるために判断をしたものでございます。なお、休校に伴いまして、保護者の勤務などによりまして家で見られない場合、また祖父母や学童の支援が受けられない場合の対応としまして、町内の5小学校全てで全学年の児童を対象にしまして、預かりを実施しているところでございます。中学校におきましては、高校受験を控えた中学校3年生を対象にしまして、質問教室を3月3日から9日まで、午前8時30分から11時30分の間、開催をいたしまして、9日は受験者全員に受験に向けた事前指導を行い、10日に入試を終えたところでございます。

また学童保育所におきましては、3月2日から24日まで、午前7時30分から19時までの時間帯で、児童の受け入れをしていただいております。さらに、小中高等学校の特別支援学校の対応としまして、放課後クラブともだちにおきまして、3月2日から24日まで、朝8時から18時30分までの間、児童の受け入れをしているというような対応をしているところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 今回の緊急の臨時休校に伴い、臨時預かりの対応措置をとっていただいたということは、保護者や子どもたちにとって大変ありがたいことであるということで、喜んでいただいております。また、学童保育では朝から受け入れをしていただいたということですが、急遽受け入れの体制をとっていただいたということは大変ありがたいということでもあります。3月は学年末ということで、大変大事な時期であります。中でも中学校3年生は高校受験を目前に控えた大切な時期であることから、生徒への質問教室を実施されたということでもあります。それぞれの状況であるのかなというふうに思うわけですが、その辺の状況について伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 教育委員会教育次長。

教育次長（望主昭久君） 預かりにつきましては、現在各小学校全てでさせていただいていまして、小学校につきましては大体30名から40名程度、毎日来ていただいております。その中で、限られたスペースですけど図書室であったり、そういうところ、また、1日そこにいるのではなくプレイルームに行って体を動かしたりとか、そのようなことをしていながら1日を過ごしていているということでございます。中学校におきましては、もう既に終わりましたが、1日に、最初3日から始まりましたが、30人、40人と、1日来ていただいた中で、質問教室の方、午前中の方は開けさせていただきました。先ほど教育長も申しましたとおり、前日9日には、今回一般の高校入試を受ける生徒が104人おりましたので、全て前日の指導をさせていた

だいて、そして10日の入試に臨んだというところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） あわせて、今の学童保育の方はどうだったかなというふうに思うんですけど、その辺のところもちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（宇田達夫君） 学童保育所につきましては2月28日のうちに、3月2日から、朝7時半から開けるということ学童保育所の方から決めていただいて、体制を整えていただいて、素早い対応をとっていただき、本当にありがたいというふうに思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 新型コロナウイルス感染の終息の兆しが見えない限りは、この状態が続くのではないかなというふうに思いますが、いつになったら学校が始められるのかなというところで心配されるところであります。3月に予定されています授業ができなくなったというわけですが、そのできなかった授業をどこでどのようにフォローされることになるのかなということで、教育への影響を心配するわけですが、その辺をどういうふうにお考えになられているのか、お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） いよいよ春休み、3月25日を迎えるわけでございますので、来週にでも校長会を開きまして、春休みの中学校においては部活ですとか、そしてまた小学生の活動について、それこそコロナウイルスの拡大の状況、社会状況を見ながらですけれども、いつまでもこのような休校という状態をこのままずっと続けるというのは、なかなか家庭学習も限界があると思いますし、また子どもたちの体力的にも、精神的にもストレスもたまってくるのかなというふうに思いますので、状況を見ながら決めていきたいなというふうに思っております。

各学校で気になるところですか、課題等を出してもらっているわけなんですけれども、その中で学習の積み残しをどうしようとか、それから生活リズムが乱れがちであるので、どのように立て直していくとか、それからまた4月、新学期を迎えるのに不安を覚えている子どももいるので、そのフォローといいますか、支援をどうしていくかということですか、それからまた具体的に、たちまち4月に入ってから入学式、始業式の進め方ですか、また新入生の登校、下校の案内等についても、具体的にいろいろ考えると決めていかなければならないところでございますけれども、しかしこの状況でございますので、それこそ慌てて通常に戻すということは難しいのか、十分に配慮しながら少しずつ動きを進めていくことができるのかというところを見きわめていきたいなというふうに思っているところでございます。2月の中旬でしたか、コロナウイルスのことが課題になりましたときに、

町内の各校に文書を発出した中では、やはり何といたってもこれまでの感染症予防の手洗い、うがいも含めて、それから栄養をとるといことですか、休養をしっかりとりって体力をつけるということが大事でありますので、これまでみんなで取り組んできた感染症予防にしっかり取り組みながら、健康な体を保ちながら、少しでも、一日でも早く授業に戻れるようにというふうに願っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 教育面もありますから、今の言われるように、子どもたちの精神的なフォロー、ケアということも今後は考えていただかなきゃいけないのかなというふうに思いますが、今後の成り行きを見ながらその辺のところを検討していただくようお願いしたいなというふうに思います。

要望といたしますけど、日々感染拡大の情報が報道され、景気の低迷、株価暴落の先行き不安な深刻な状況になってきております。一日も早く安心してもとの暮らしができるよう、願うところであります。国、県、地方、医療機関、全ての国民が感染拡大防止に集中し、終息に向けて最優先に最大限の努力をすることが求められております。今後の動向を注視しながら、迅速な対応をしていただきますことをお願いいたします。

次の項目に移ります。地域医療提供体制について、一問一答で質問をいたします。平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法の一部である改正医療法で、都道府県において地域医療構想の策定が義務づけられました。滋賀県では、誰もが状態に応じて適切な場所で必要なサービスを受けられる「滋賀の医療福祉の実現」を基本目標に、医療・介護関係者、保険者、住民、市町との十分な連携を図り、2025年を見据えて、地域医療構想を策定されています。厚生労働省は昨年9月26日、全国の公立・公的病院のうち、診療実績が乏しいなどと判断した424病院に、統廃合を含めた再編の検討を求めることを決め、病院名を公表されました。2025年では団塊の世代が75歳以上になり、医療・介護費の急増が想定されるため、より効果的、効率的に医療・介護サービスを提供する体制の構築や、過剰になるベッドはほかの機能への転換や在宅医療への移行を目指した地域医療構想の実現に向けた取り組みが、各地域で進められています。

この地域医療構想は、効率的な医療提供体制を築くためとありますが、国民の願いに相反する医療体制であります。国民は、身近なところで公立・公的病院の医療提供体制を求めているにもかかわらず、地方の求める医療体制に逆行する厚生労働省の方針であります。また、在宅医療への移行を進める方針ですが、訪問医療・往診は進んでいるように思いません。こうした地域医療構想がある中で、これからの東近江圏域における地域医療提供体制はどのようになるのか心配されるところであり、地域医療提供体制の充実を願い、質問をいたします。

1つ目に、東近江圏域における地域医療体制の現状と課題について、お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（池内 潔君） 東近江医療圏域の医療提供体制の現状でございますが、平成30年医療施設調査では、病院数は11、一般の診療所数は149で、医師数は医師・歯科医師・薬剤師調査によると、平成28年度末で431人となっています。なお、県の医師確保計画（原案）によりますと、国が示す医師偏在指標による医師の数は、東近江医療圏域では医師多数区域となっております。医師確保計画、医師多数区域においては、他の圏域等からの医師確保は原則行われませんが、東近江圏域については地理的な要因等、地域の実情を踏まえ、必要な医師の確保を図っていくとされています。また、東近江地域医療構想調整会議では、医療提供体制に関する議論の中で、東近江圏域の課題として、急性期、慢性期病床を減少させ、回復期病床を充実させることと、在宅医療の体制整備が必要とし、今後、圏域の医療機能の分化や連携の推進についても議論するとされています。

いずれにいたしましても、医療体制については圏域を単位として議論が進められているところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 東近江圏域の中でも医療実績が少ないという、再検証要請対象医療機関がありますが、今後の医療機能のあり方の再検証をされることになるのか、お伺いをいたします。また、東近江圏域の課題として急性期、慢性期病床を減少させ、回復期病床を充実させるということは、具体的に言えばどういうことになるのか、お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） まず東近江圏域で見直し対象になっているというのは、厚生労働省が示す中では、能登川病院さんが診療実績が少ないという形で再検証の対象というふうに挙がっているというところでございますが、能登川病院さんにつきましては、ご存じのとおり昂会さんの指定管理になってございますので、東近江の地域構想調整会議においては対象にならないというふうなことを、東近江の保健所の方から言われておるというところでございます。

まず、高度急性期というのが何かということでございますけれども、高度急性期というのは急性期の患者に対して、状態の早期安定に向けて、診療密度が特に高い医療を有する機能を持っているというところでございます。例えば救急救命病棟とか、そういうものが、また集中治療室とかいうのがそこに当てはまるということでございます。なお、急性期につきましては、急性期の患者に対して状態の早期安定に向けて医療を提供する機能ということでございます。あと、回復期につきましては

は、急性期を経過した患者さんへの在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能ということでございます。特に急性期を経過した脳血管疾患ですとか、大腿骨の頸部骨折の方等の患者に対しまして、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供するというところでございます。あと、ちなみにこの医療機関の区分は4区分ありまして、慢性期というものもあるんですけども、慢性期におきましては長期にわたり療養が必要な患者さんを入院させる機能ということでございますので、急性期を減らすということでございますので、集中して早期に手当ての必要な方のベッド数を減らして、在宅へ向けたリハビリへ向けた、その病床の方を増やしていくというような流れということでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 今言われますと、やはり在宅、そしてリハビリのそういった機関が少ないということで、充実することが必要ということになるのかなというふうに思います。

もう1つお聞かせ願いたいと思うんですけど、東近江圏域では、がん医療の区域内完結率が56パーセントと極端に低いということから、向上に向けた医療施設等の整備が必要とされています。そうした中、東近江市立蒲生医療センターが、がんの特化した病院を目指しているとお聞きをしております。東近江圏域の地域医療構想に伴うことでこういった体制を整えていかれるのか、町のお考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） 東近江区域の疾患別の完結率というのがございまして、確かに議員のおっしゃいますように、がんにつきましては53.9パーセントになってございます。そのほか心筋梗塞ですと89パーセントの完結率、それから脳卒中につきましても85パーセント、それから先日の肺炎につきましては87パーセント、それから大腿部、頸部骨折につきましては88パーセントと、その疾患数に比べますと、がんは53.9と少ないということでございます。そういう意味から、東近江圏域としてがんの完結率を上げていこうと、地域の中で病院を完結していこうという中では完結率が低いということでございますが、ただこの完結率だけにこだわるといふ必要もないのかなというふうに思いますので、その辺は東近江の圏域で今後しゃべられます、地域医療調整会議の方で議論をされるということかとは思っていますので、その議論にも参加していくということでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 東近江の圏内域でも、そういったがんの治療とかということでの病院ができるということはありがたいことかなというふうには思います。

次に、日野町の地域医療体制をどのように考えているのかというところでお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（池内 潔君） 国の医師偏在指標によりますと、滋賀県全体では医師数が少なくない県となっておりますが、医師の絶対数が不足していることから、医師の充足感はございません。また、県内における診療科の地域偏在も存在し、特定の診療科においては、1つの病院だけでは医師を確保することは困難な状況も見られます。地域医療構想は、2次医療圏ごとに4機能、高度急性期、急性期、回復期、慢性期ごとの病床数や、在宅医療等の医療ニーズを推計し、それに対応する医療体制をつくるため、地域医療構想調整会議において地域の関係者が協力し、医療機関の役割分担や連携の仕組みを構築する取り組みです。このことから、当町においては全ての診療科があるわけではありませんが、2次医療圏域において安定した診療科が運営できる状況をつくっていくことが必要と考えます。また、数字上ではなく地域の実態に即した医師の人材確保と人材育成について、町村会の要望などを通して県へ働きかけていきたいと考えます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 要望としますけど、ご答弁にありましたように、日野町でも2025年を見据えて対応ができる地域医療体制の充実に向けて、医師の人材確保に努めるよう、県への働きかけをお願いしたいというふうに思います。

次に、在宅医療への移行を進めるとありますが、医療機関との連携と、町の在宅医療の状況についてお伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（池内 潔君） 疾病を抱えても、自宅などで住みなれた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。このため、関係機関が連携し、多職種の協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、地元の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を図る必要があります。町では医師会の協力によりわたむきねっとが立ち上げられ、事例をもとに研修やグループワークなどを通じて、多職種の相互理解や資源の把握、連携のあり方などについて考えていただいています。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 地域における医療・介護の関係機関が連携して、多職種の協働による在宅医療・介護を提供する体制を構築するために、日野町ではわたむきねっとを立ち上げられて取り組みをされているということでもあります。このわたむきねっとにつきましては、先ほどといたしますか、山田議員、山本議員の方でも質問をさ

れたところであります。活動に期待をするものであります。先進的にわたむきねつとをされているということで、またさらにその活動を進めていただきたいなというふうに思います。

東近江圏域においては、4月1日から東近江メディカルケアネットワークというのを、地域医療連携推進法人としてスタートされるということであります。これは、来年度からということでの負担金も予算計上されておりますが、この取り組みについてお伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） 地域医療推進法人の立ち上げにつきましては、現在東近江圏域の医療構想会議の方で、一般社団法人に向けた審議が令和2年1月16日に行われました。その後、令和2年の3月に今度は県の医療審議会で、その法人を一定地域医療推進法人として県が認めるということであれば、そこから初めて一般法人としての株を持ちながら地域医療推進法人という株も持つということで、県が認められたらという形になるということでございますので、まだ現時点では、この3月の医療審議会に諮られているというのはまだ聞いてございませんので、その状況は見ていかなきゃならないのかなというところでございます。

ただ、この地域医療推進法人につきましては、先ほど地域医療構想の中でもありますように、その地域の中で医療をしていこうという中の取り組みの中で、医師を確保することが難しくなっている等ともありますし、働き方改革等もありますので、その病院のベッド数を調整したりとか、あと在宅医療との連携をその法人全体で図ったりとか、あと地域医療連携推進法人の中で人材を派遣したりとか、一緒に研修会を持ったりとかいうことをする、また行政にかかわることといたしましては、東近江管内で持ちます病院の連携の中で、検査等、検診等をされますので、その検査等の医療情報を行政の方に提供していただくと。一定個人情報なので、同意という部分が必要になってくるかとは思いますが、そういう医療情報を提供していただいて、町の方の健康推進にもつなげ、かつそういう検診率を上げるということで、国保等の、特定健診とかで受診率を上げることによってたくさん補助金をもらえとか、そういうようなことにも役立っていくのかなというふうには思っているというところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） このことについてはまだ確定的ではないということですが、やはり医療機関との連携を図るにはこういった形でのネットワークは非常に重要になってくるかなというふうに思いますので、そのところについても今後、対応を進めていただくようお願いしたいなというふうに思いますし、この辺につきましては、今のところでは東近江と日野が参加するというふうなことで、東近江の圏

域で考えると、近江八幡や竜王町も含めての体制が求められるかなというふうに思いますし、その辺のところも含めて進めていただければというふうに思いますが、そこはちょっと、なかなか難しいところも今、医療機関の中の関係では思いますけど、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

要望とさせていただきますが、地域の関係機関の方々が連携体制を構築するために、わたむきねっとの検討会議を重ね、進めていただいております、大変評価される取り組みとします。地域医療、在宅医療、介護の体制の、地域包括ケアシステムの構築は大変重要な課題であります。さらにこの取り組みを前進、推し進めていただきますようお願いをいたします。

次に、4番目でありますけど、赤ちゃんの出産時の臍帯血の提供の取り組みについてどのようにされているのか、お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（池内 潔君） 臍帯血につきましては、へその緒と胎盤に含まれる血液で、出産時に採取される臍帯血は赤血球や白血球などの血液をつくる細胞が多量に含まれており、移植することで白血病や再生不良性貧血などの血液疾患を治療するものです。日本では年間2,500人程度の造血幹細胞移植を必要とする方がおられますが、そのうち骨髄移植を受けられる方は半数程度にすぎません。臍帯血を提供いただき、一人でも多くの方が移植を受けられるよう、町としては臍帯血や臍帯血バンクのことを知ってもらうためのパンフレットを用意し、啓発を行ってまいります。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 返答は要りませんが、要望といたしますが、私も臍帯血につきましては知識は全くなかったのですが、J I A Mの議員研修で、議員交流の中で熱心に語られる議員さんがおられまして、知ることができました。答弁でいただきましたように、赤ちゃんの出産時にへその緒の臍帯血が、白血病とか脊椎の治療に効果があるということで、保存バンクに提供するというものであります。対応できる医療機関が滋賀県では1カ所ということで、難しい課題ではあるかというふうに思いますが、今後とも妊婦さんへの臍帯血の情報発信や啓発活動の取り組みをお願いいたします。また、東近江圏域の中で保存バンクの医療機関ができればいいのかなというふうには思いますので、県への働きかけもお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 齋藤議員、ちょっとお待ち下さい。

ここで本日の会議時間を、議事の都合上あらかじめ延長いたしますので、ご了承くださいたいと思います。

それではどうぞ。

11番（齋藤光弘君） 次に、項目に移ります。

棚田地域振興法について、一問一答で質問させていただきます。昨年の12月定例会の一般質問において、農業・集落問題の対策についての質問の中で、中山間地域の農業者への支援制度の活用を提案したことに関して、町長の回答では、議員立法の棚田地域振興法ができていますので、中山間地域の対策として研究、検討し、取り入れたいとの回答をお聞きしています。農業者からは中山間地域等直接支払交付金の制度の活用を強く要望されていますことから、町の取り組み状況について質問をいたします。

1つ目に、中山間地域等直接支払交付金制度の詳細内容についてお伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 中山間地域等直接支払交付金でございます。これにつきましては、生産条件不利地域におけます農業生産活動を継続するための支援を行うものでございまして、地域振興立法指定地および県知事が認める特認地域内で勾配要件を満たした農地、20分の1になりますが、勾配要件を満たした農地が1ヘクタール以上ある場合、その区域が対象となるものでございます。集落で活動組織を設立いただきまして、5年間の協定を締結して活動を行っていただくものとなっております。交付金の使い道でございますが、農地、農道、水路等の管理、そして改修工事等や集落戦略の作成、そしてまた農地所有者への直接支払ができるようなこととなっておりますのでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 次に、中山間地域等直接支払交付金制度活用の、町のお考えをお伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 制度の活用ということでございますが、この中山間地域等直接支払交付金につきましては、日野地区、必佐地区が特認地域の対象とはなっておらず、その地域は取り組めないというような不公平感があることから、この中山間地域等直接支払交付金については取り組みの方を見送っておったところでございます。しかしながら、棚田地域振興法が施行されることによりまして、日野地区、必佐地区につきましても、勾配、そして面積要件が満たされ、指定棚田地域の指定がされるということになってまいりますと対象地域となりますことから、今後の取り組みに向けて、調査研究について進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 次に、今後の取り組み計画はどういうふうになるのか、お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 今後の計画でございます。これにつきましては、一定滋賀県の方からもフローという形で示されているところでございますが、まず最初に農地につきまして、要件が20分の1というものでございますので、勾配であったり、それから1ヘクタール以上があるかという部分の調査を、まずしていくこととなります。そしてそれが該当する勾配、面積があるということでしたら、その地域を指定の申請をするというような手続に入っていくこととなりますが、その取り組みにあたっては計画等々をして、その地域で計画等々をつくっていただくこととなりますので、該当する地域ができましたら、その取り組みにあたって地元関係集落、地域に入っていく、どういう取り組みをするかというようなことで、協議の方を進めていくことになるかと思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 来年度からの取り組みになるかなというふうに思うんですけど、農地の調査を行い、取り組みの協議を重ねることになりますと、時間を要するというふうに思います。この棚田地域振興法につきましては、令和7年3月31日までの期限立法ということになっております。令和7年度以降がどのようになるのかなというところで、心配をいたします。町のお考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） この棚田地域振興法につきましても、今議員おっしゃいましたように、令和7年度末でもって、一定期限というような形で示されておりますが、その期限内に計画をつくり申請をしますと、その指定があってから5年間はその制度が続くというようなことでございますので、7年度末が来て完全にすばっと終わるといようなものではないといようなことは、一定県の方にも確認はしておるところでございますので、調査をしていく中で地元さんの協議が進められたらというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） この制度が継続できるようにお願いしたいなというふうに思います。

次に、締めくくりに町長にお伺いをいたします。棚田地域振興法による中山間地域等直接支払交付金制度活用の、町長の見解をお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 棚田地域振興法ができたということでございまして、これを有効活用できればいいのではないかと、こういうふうに思っております。先ほど来農林課長が答弁申し上げましたように、制度の仕組み、さらには今後のスケジュール等を県にも確認をしながら準備を進めているということでございます。令和2年度においてそういう調査活動などもしながら、円滑な導入に向けて、基本的には

令和3年度の導入を目指しながら、県における棚田振興計画の策定、それを受けて町の計画の策定、そして対象地域の把握なども含めて取り組んでまいりたいなど、このように思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） ただいま、取り組みに向けて決意の言葉をいただきました。期限がありますので、早急な取り組みの検討を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、4番、加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 質問通告にのっとり、2点、分割で質問をさせていただきます。

1点目は、新型コロナウイルスなどの拡大時における医療体制についてということですが、今、齋藤議員もおっしゃいましたので、ごく簡単に、当初の予定どおり1点のみについてお尋ねしたいと思います。

新型コロナウイルスによる感染拡大が憂慮されています。もし当町で多数の感染者が出て、町内の病院とか医院間、あるいは近隣市町の病院などと診療の連携であるとか、あるいは役割分担とかが必要になる場合も予想されます。これ以上広がってきた場合にです。そういうときには、どこがイニシアチブをとって進めていくことになるのか、行政、医療機関、東近江ブロックとか、そういうのがあると思いますが、その辺についてお伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 4番、加藤和幸君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 新型コロナウイルス感染症の拡大時における医療体制についてでございますが、新型コロナウイルス感染症につきましては指定感染症に定められておりまして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、対策が実施されているところでございます。感染症法では、国は感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針として、感染症の予防の推進の基本的な方向や、発生予防や蔓延予防のための施策、医療提供体制の確保、病原体等に関する調査研究、医薬品の開発研究、検査の実施体制および検査能力の向上等に関する事項を定め、県においては国の基本方針に即して、地域の実情に即した感染症の発生の予防および蔓延の防止のための施策や、地域における医療提供体制の確保等の予防計画を定め、感染症に対応するとされております。

なお、県の感染症予防計画では、市町は国および県と連携を図りつつ、感染症の患者の人権を十分尊重し、正しい知識の普及や予防接種の実施を主とした感染症の発生の予防および蔓延の防止のために施策を実施することとされております。

なお、感染症法においては新型コロナウイルス感染症の患者等について、原則感

感染症指定医療機関における感染症病床に入院させることとなっておりますが、緊急、やむを得ない場合につき、感染症指定医療機関の感染症病床以外に入院させること、また感染症指定医療機関以外の医療機関に入院させることが可能となっており、多数の感染者が出た場合に備え、東近江保健所においては、圏域における感染症指定医療機関以外の医療機関との調整を図ることとされております。

そうした中で、基本的には国や県がイニシアチブをとってこの感染症対策に当たるわけですが、町といたしましても、当然今までやっておりますように、情報提供や住民の皆さんへの周知等をしっかりとやらなければならないと思えますし、あわせて町内の医療機関、医師会等の皆さんと相談をしながら、県が指示するこのような感染症対策に協力をできるような体制を、日野町においてもどのように準備、対応していくのかということについて、医師会や医療機関と相談をしていく必要があると思っておりますので準備を進めておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 再質問を、若干させていただきます。

感染が大きく広がったときに、患者はどこに行けばよいのか。よくマスコミのニュースなんかでも言われていますけれど、ここでは検査できないというふうに言われて、何カ所も病院を転々としたあげく病状が重くなったという方の例なんかがよく報道されています。そういうことを防ぐ意味でも連携が大切だと思いますし、一方、お医者さんの方にして見ても、ご自身でもし手に負えないほどの患者さんが来られるというふうな、こんなことがあってはならないし、あってほしくないわけですけれど、そういうときにどうするのかという指針は、今の話にもありましたけれど、市町や恐らく医師会でそういう準備はされるんだと思いますが、一方で今回の件について、行政が余り大きな権限を持つとかえって危険だというふうなことも国段階で言われていたりします。専門的な知識の少ない、あんまり行政の政治家が権限を握り過ぎてワンマンに振る舞うと、それは問題やというふうな、そういうこともありますし、そこら辺のバランスといたしますか、その辺のことについてお尋ねをしたかったわけです。

議長（杉浦和人君） 福祉保険課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） 加藤議員より再質問をいただきました。

コロナウイルス感染症の患者さんが増えた場合ということでございますが、まずはやはり帰国者接触者外来を、今、非公開なので、どこがその接触者外来かは分からないという状況になってはいますが、県の中ではその、まず接触者外来を増やしていくということがまず一義的、1番目にとられるというところでございます。そこで、既設の接触者外来と増設する接触者外来で患者さんの振り分けを行って、スムーズに診察を進めるという流れになるかというふうに思います。ただ、それでも

まだ感染が広がるという場合につきましては、先ほど答弁もありましたように、一般の医療機関でも対策をしっかりした上で診察ができるという流れというところでございますので、その辺は地域の実情に応じてやっていくことということかと思えます。新聞報道では一部、北海道とかの事例を挙げられて、いきなり接触者外来がいっぱいあってとかいうのは、医師の判断でいけるみたいなことになっていますが、今、滋賀県の場合は感染者が1人ということもあると思えますので、その辺は国の流れにのっとなって、まずは増設、それから一般の診療所という流れになっているのかなというふうに思うところでございます。

また検査につきましては、確かになかなかできないというようなお話が新聞、ニュース等でも報道されているというところでございます。ただ、この検査につきましては、季節性インフルエンザのように診療所に行って、綿棒みたいなのをずっと入れてという、すぐ検査結果が出るというような簡易検査キットがまだ開発されてございません。なおかつこの新型コロナウイルスは新たな感染症でございますので、予防接種とかもございません。そうなってくると、PCR検査をする側もしっかりと防ぐ体制をとった上で検査に望まないと、医療従事者の方に感染してしまうということがありますので、そこは帰国者接触者センターでしっかり内容を聞いて、接触者外来が必要であるという判断をされれば、まず接触者外来をご案内する。ただ今回、医師の判断で接触者外来へ行けるというようなこともあるんですけども、接触者外来自体を統括しているというか、判断しているのが保健所になりますので、そこはやはり接触者相談センターを通じて接触者外来を受診していただくという流れになるのかなというふうに思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 1点目については、以上とさせていただきます。

2点目は、不登校・ひきこもりの青年の居場所づくりということについてご質問させていただきます。質問通告の文書の中で、第5次総合計画ですけれど、これの中にひきこもりの記述がないというふうに私、書いたんですけど、実は私の見落としで、書かれておりましたので、そのことはおわびした上で質問に入らせてもらおうと思います。

今度、第6次計画の策定が、来年から第6次になるわけですけれど、弱い立場にある人の就学と社会参加を保障する流れの中で、ひきこもりの大人の方、青年のひきこもりの居場所づくりということを中心にお伺いさせていただきます。

ちょっと歴史の流れの中で見ていきたいというふうに思うんですけど、第2次大戦後の1947年に教育基本法が制定されるまで、それまでというのは学齢に達しても就学できない、そういう児童が少なくありませんでした。その主な原因は経済的な困窮と、それから障がいということでした。それが1960年代に同和対策事業が制

度化される中で、経済的困窮による未就学というのは大きく減少して、そして79年の養護学校義務化という制度によって、それまで就学免除という形で家庭に置かれていた重度障がいを持った子どもたちが養護学校に通うようになって、学びが保障されるようになってきたと、そういう流れがありました。このことは大きな前進でしたが、今度はその学校を出た後、どうするのかということが次の課題になりました。

そこから、その障がいを持った方の親御さんや、あるいは養護学校の先生方が中心になって共同作業所をつくるという、そういう運動が日野町でも行われてきました。それから、さらに親御さんが亡くなった後の暮らしをどうするのかという課題から、今度はグループホームの建設という方向に進んでまいりました。それらはいずれも障がいを持った方のご家族さんや、あるいは先生方といった当事者の献身的な努力から始まって、行政の方がそれに応じて、後追いというふうな形で施策を進めてくると、そういう流れがございました。困窮者への経済的援助も、それから障害者福祉もまだまだ、今現在でも十分とは言えませんが、一定の道筋というものが示されてきました。

私流に考えれば、学校教育の分野がまず先行して、そして社会参加にそれが発展していくと。つまり、障害児教育というものが普及していく中で、大人の社会参加、障がい者の社会参加というものがだんだん保障されてくる。それから民間の先駆的な努力みたいなものがあって、それから行政の施策というものがずっと行われてきたんじゃないか、そういう流れみたいなもの、必ずしもそれがよいとは言えないかと思うんですけど、もちろんいろんな面が一体になって進んでいったらいいのかと思うんですが、やっぱり今までの流れというものは、学校分野から社会教育分野へ、そして民間の努力から行政の施策というふうの流れで来たというふう考えています。

ところが、ひきこもりの方への支援というのは、まだそういう道筋というものが示されていないのではないかというふうなことで、いくつかお尋ねをしたいと思います。この点については6月議会で堀江議員が窓口の問題とか、その辺で先駆的な、いろいろ質問をされました。ある程度そこを受けてということになるかと思いますが、1点目は不登校の児童生徒の問題というのは、かつて本人やとか家庭の責任というふうにされてきました。学校へ行かへんというのは、要するに子どもらがあかんねやと、サボっとるねやというふうな認識が、はじめのうちはありました。ところが現在では学校単位の取り組みとか、あるいは町単位の取り組みも徐々に進んできています。今年度の後期から、適応指導教室というのが日野町でも始められたようです。この辺について、1点目は概要をお伺いいたします。

それから2点目はひきこもり、これは青年というふうに書かせてもらいましたけ

れど、大人の方に対する施策について伺いたいというふうに思います。その中で、1点目は民生児童委員さんを通したひきこもりの実態調査というのが行われたというふうに伺っておりますが、結果はどうであったのか。数がある程度出てきたというふうに聞いておりますが、その辺。また、ここでいうひきこもりの定義と申しますか、その辺がどうなっているのかというのもお伺いしたいと思います。

さらに2つ目ですが、学齢期の子どもへの適応指導教室と前後して、日野町でも青年のひきこもりも含めて「ホッとスペースのびのび」という事業が図書館で行われているというふうに聞いておりますが、これも概要をお伺いしたいと思います。

3点目ですけれど、ひきこもりというのはその特性上、家族も含めて積極的に窓口を訪れたり、状況を訴える方というのは少ない。窓口が福祉保健課だというふうにおっしゃっていただいて、そして広報等でもそういうふうにかかれた、議会だよりも堀江さんの質問に対してそのように書かれたんですけど、そういう特性上、なかなか自分から窓口を訪れて状況を訴えるという、本人はもちろんのこと、ご家族でもそういう方は少ない。時間をかけて自分の思いを吐き出させる居場所が必要なんだというふうに言われています。町内でも、もう10年近く前からNPOで居場所づくりに取り組んでおられるところがございまして、経済的な裏づけがないために、提唱者のボランティアに頼らざるを得ない、そういう状況になっています。民間のNPOに対する支援状況をお伺いします。

それから、第5次総合計画から既に10年、第5次計画の中でもそういう言葉が若干含まれていたようにですけど、今度、第6次に向けてひきこもり対策について、どのような形が考えられているのか、その辺についてもお伺いをしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 加藤議員から、不登校やひきこもりの人の居場所づくりや支援についてご質問いただきました。

まず、小中学校の児童生徒の不登校への対応でございますが、日野町適応指導教室を今年度開設をいたしまして、令和元年の9月、2学期から始めております。名称を「日野町サポートスクール・ステップ」というふうに呼んでおまして、日野町の勤労福祉会館で支援をしているところでございます。この目的でございますが、不登校児童生徒の集団生活への適応、また情緒の安定、さらには基礎学力の補充、そして生活習慣の改善のための相談など、さまざまな適応指導を行うことによって学校復帰を支援したり、また不登校児童生徒の社会的自立を目指しているものでございます。対象としましては、不登校の状況にある小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒といたしまして、毎週月曜日から金曜日の午前9時から12時30分の間で開設をしております。内容につきましては、教員免許を持った教育現場の経験のある指導員が、教科書ですとかワークですとかドリル等を使って個別指導を、現

在しているというところでございます。

引き続き、ひきこもりに対する施策につきましては、町長が答弁を申し上げます。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） ひきこもりに対する施策についてでございますが、最初に民生委員、児童委員の皆さんが県の社会福祉協議会の調査に協力して実施をされました実態調査の結果でございます。ひきこもりとして把握された人数は43名で、うち75パーセントが男性でした。この調査にあたってのひきこもりの定義は、おおむね15歳以上の方で、仕事や学校に行かず、家族以外の人との交流をほとんどせずに6カ月以上続けて自宅に引きこもっている状態の方などと定義されております。

次に、「ホッとスペースのびのび」の概要についてでございますが、今年度10月から毎月第1、第3水曜日の午前に、図書館の会議室を活用して実施しております。これまで10回実施した中での延べ人数でございますが、保護者16名、小学生10名、中学生1名、高校生6名、大人の当事者7名に参加いただくことができました。また、スクールソーシャルワーカーや一般参加の支援者も、延べ人数になりますが17名の方に協力をいただいております。この事業は、ふだん1人で過ごすことが多い人たちがボードゲームやカードゲームという簡単な活動を通じて、表現することや会話することを楽しんでいただける場所になることを目的に実施をいたしました。図書館は、引きこもっている人たちにも安心できる空間となっていること、また保護者や日ごろから顔を合わせている支援者が一緒に参加されることで、緊張することなく自然と輪の中に入ることができています。図書館での活動は、自宅以外の場所で活動するための最初の一步であり、定期的に参加されるようになった時点で、次のステージにつなげるための橋渡しの役割になると考えております。

次に、居場所づくりに取り組まれているNPO法人への支援状況でございますが、現在のところ経済的な支援は行っておりませんが、今後、連携や協力できる部分につきましては、町も一緒に取り組んでいくことが必要と考えております。

次に、次期総合計画への反映についてでございますが、現在地域福祉計画の策定を進めているところであり、ひきこもり対策についても計画に盛り込むこととしておりますことから、その上位計画となる総合計画についても、整合性のあるものとしていくことになると考えております。また、第5次総合計画では施策9と施策13に掲げ、ひきこもりや不登校対策について取り組んでおります。第6次日野町総合計画策定につきましては、現在総合計画懇話会の皆さんにご議論をいただいているところであり、総合計画は全ての町民の皆さんが安全・安心に暮らせるまちづくりを目指した、10年先を見据えた計画でございます。懇話会の皆さんのご議論の中から、そのような視点もいただきながら策定をしてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 町内で43人の方、大人のひきこもりの方が、民生児童委員さんのアンケート調査によるとおられると。そのうち、図書館の「のびのび」に来ておられる大人の方、これも延べというふうにおっしゃっていただきましたけれど、延べの人数でいうと7名ということですね。そういう意味では、まだまだそういう形で外へ出てこられるという方は少ないということが、この数字からも分かります。具体的に、その43人のひきこもりの方に対してどのような支援をしようとしておられるのか、その辺について、1点は具体的にお教えいただけるとありがたいなと思います。それが1点目です。

それからもう1つは、私が前段で障害者福祉の流れを長々と述べさせていただいたというのは、障がいのある方の社会参加への道筋をたどることで、ひきこもりの方の社会参加への道筋、そのための行政の支援をイメージできるんじゃないかと考えたからです。障がいの場合とひきこもりの場合というのはもちろん違うんですけど、今年パラリンピックの年です。この愛称は、1964年の東京オリンピックの年の障害者スポーツ大会から始まったというふうに言われています。障害者スポーツ自体が第2次大戦で負傷した兵士の社会復帰を目的として始められたものだというふうに言われています。歴史は非常に浅いわけです。障がい者がスポーツをするということ自体が認知されたのが、そういう意味で大変浅い歴史でありますし、新しいことでありますし、重度の障がいの方に対する見方というのは、例の相模原の津久井やまゆり園事件に象徴されるように、まだまだおくられているというふうに認識をしています。

障がい者に対する理解が進んでいない中で、ひきこもりの方に対する理解というのを、またやっぱり障がいとは別の意味で、やはり社会的に認知されていない。例えば相談に来て下さい、窓口は福祉保健課ですというふうになっても、なかなか窓口に行かれない、訪問される方が少ないというお話は6月議会のところで、堀江さんの質問にお答えをいただいたわけですが、相談に行かれる方も、わざわざほかの市町へ行かれるというケースがあるというふうに聞いています。つまり近所の人に、あそこのうちの方がひきこもりやというふうに言われるのはやっぱりつらい、恥ずかしい、だからできれば知られたくない。これはやっぱり、何十年も前の障がい者に対する見方とあんまり進んでいないなというふうに思うわけです。

だから、そういう意味で、不登校はサボりやというふうな考え方がずっと長く続いていた、その末に、私自身もかつて教員をしてたときに、やっぱりはじめのうちは、まだまだそういう考え方がありました。不登校はサボっとるのと違うかというふうな、そういう考え方があった末に、今日、適応教室やとか「のびのび」がつくられて、そして認知されてきたと。けれども、それよりも10年以上前から、日野町でいえばわたむきの里で障がい者支援に携わっておられた方が、平成18年の障害者

自立支援法の制定で、障害者自立支援法というのは障がい者を規定しているわけですよ。肢体不自由の方、知的障害の方、精神障害の方というふうに、その支援の対象を指定しているゆえに、ひきこもりというのはその対象にならなかった。そういう中でひきこもりの青年を、何とかそういう方と一緒に生きていきたい、そういう方に、単なる就労支援とか社会復帰という次元を超えて、もっと生き方の問題として、今の社会の持っている世の中の病理といいますか、それをある意味では、ひきこもりの方のそういう生活みたいなものを通して、私たち自身の生き方をも見つめられるのと違うか。そういう問題提起とともに居場所づくりというのをしてくれました。

かつて、駅にエレベーターなんてぜいたくや、誰が使うんやというふうに言われた時代が長くありました。そこから、今ではJRの駅はどこへ行ってもエレベーターがある。そういうふうな時代になってきました。だから、そういうふうな形で障がいに対する認知が大きく進んだように、やっぱりひきこもりの方の居場所づくりのために行政が支援するということは、決してぜいたくではないと。そういうふうな時代だというふうに思うんです。だから、そういう意味で、それをいわば先駆的にやっつけている、そういうNPOの方とか、そういうところへも支援をして、そしてひきこもりの方を認知していく。そうする中で社会復帰ができるし、それから就労もできるんじゃないか、そのように考えます。お答えいただければ幸いです。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（池内 潔君） 何点かご質問いただきました。1つずつで、まず「のびのび」のことについてお尋ねをいただいております。「のびのび」と、民生委員さんが調査された人数との差が大きいのではないかとということでございます。

民生委員さんが調査いただいた数については、今ほどおっしゃられた数字でございますけれども、こちらについては民生委員さんが主観的に調査をされている、各戸訪問を逐一されたというところでは、まずないというところが前提になりますが、その方が「のびのび」に来ているかどうかというところ辺になるんですけども、その数をつかまれている方と、「のびのび」に来ている方がマッチしているとはなかなか考えにくいところもありますので、そこは実態的に、そのうち何人が来られているかという数字はつかませてもらっていないというのが現実です。確かにおっしゃるとおり、「のびのび」に来ていただいている人数についてはさほど多いという状況ではないのかなとは思いますが、ただ、私たちが考えておりますのは、人数が多くなっていくことが一番いいんやという考えでは、今この事業はやっておらず、1つの、自分がかかわれる場所、図書館という公的な機関ですけれども、誰しもが行ける場所ということで、気楽に行ける場の提供ということでありますので、人数

は、今のところはこだわっていないという状況がございます。

そして、この方々に対する支援ということになりますけれども、どういう形になっていくのが一番いいのかというところ辺は、まず個人さん、個人さんによってそのあり方は違ってくるのかなと思います。先ほどおっしゃられたように、最終的に社会参加して就労していくという形をとられる方もお見えであろうし、心豊かに、居場所が見つかったことに対して充足感があるということに対して、それはそれで、僕は決してそれではだめということにはならないというふうには思っています。ですので、支援のありようというのはその人、個人個人に合わせた形の形態を丁寧に支援していくということが大事になってくるのかなと思います。

続きまして、社会参加の道筋を立てるようなことを通して、ひきこもりの方に対する道筋をどういうふうを考えているかということでございます。議員のおっしゃったとおり、さまざまな歴史的な背景をお伺いして、そのとおりだなというふうに思っておりますし、私たちが社会参加の道筋ということをつけるということに関しましては、これもまたさまざま困難な場面もあろうかと思いますが、時として社会参加をいただいた場合には、その中でつらい思いをしていただく場面も多々あるのかなと思いますし、そういった場合は社会参加されたとしても、また相談にお見えになって、どういうことにお困りをいただいているのかということ、末永くおつき合いをさせていただくということで支援をしていく必要があるのかなと思っております。相談に来られる方が、そうはいうものの少ないのではないかとこのところ辺でございまして、残念ながら他の市町にも相談に行かれている状況もあるということでございますが、これがどのぐらいの数で、どういう方が相談に行かれているのかというのは、私どもの方は残念ながら把握ができていないのが正直なところでございます。ただ、こうした状況は、おっしゃられたとおり理解度が進展しない限りなくなっていくということもありますので、この点につきましては、住民の皆さんに理解を深めていただくための努力を、行政としても今後引き続いてやっていかないかなのかなというふうに思っております。

そして、最終的に居場所づくりを積極的に進めていただいておりますNPO法人さんへの支援ということでございますが、町長答弁の中にもありましたとおり、今現在は、財政的な支援についてはさせていただいていないというのが現実でございます。ところが、ひきこもりの支援については今後、国・県含めて大きな問題になっているというのも、これは事実でございますので、町としてできることはどういうことなのか、どういう支援が一番いいのかということをもとに考えて、研究して、どういうことをしていくのが一番いいという形をつくっていったらなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） そのような方向で、一步一步進んでいけるようになるというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 次に、10番、中西佳子君。

10番（中西佳子君） それでは、通告書に従いまして分割で質問をさせていただきます。

まずはじめに、安心して産み育てやすい環境の充実についてお伺いいたします。日野町の人口は、令和2年3月1日現在2万1,486人となっていました。平成27年策定の日野町人口ビジョンの本町の将来展望人口は、2020年では2万2,257人と推計されています。また、2030年では2万1,492人と推計されており、現在の人口は、10年後の推計とほぼ同じぐらいというふうになっております。予測よりも速いスピードで人口減少が進んでいる状態に、危機感を持っております。町ではくらし安心ひとづくり総合戦略を策定し、「地域のつながりを深める中で、結婚から子育てまで、その時々ニーズにあった切れ目のない支援を行い、若い世代が出産や子育てに希望をもてるまちをめざします」を基本目標として、さまざまな施策に取り組んできたところだと思っています。日野町の出生数は減少傾向にはあるものの、毎年百十数人の方が出産をされています。若い世代が安心して産み育てやすい環境の充実をさらに望むものです。現在、核家族化が進み、地域社会とのかかわりも希薄化する中で、不安なく妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援施策がますます重要だと考えます。そこで、何点かお伺いいたします。

1点目は、町には産院がないので、他市町の産院へ通院される状況であると思いますが、遠距離のところであったり、交通手段等困難な状況というものはないのでしょうか。

2点目ですが、妊産婦およびその家族の不安や困り事の相談対応状況をお聞かせ下さい。

3点目は、退院直後の母子に対しての心身のケアや、育児のサポート等を行う産後ケア事業の状況をお伺いいたします。

4点目は、双子や三つ子といった多胎児を育てる保護者の負担は大きいと思います。双子や三つ子の場合、新生児期の授乳やおむつがえ、夜泣きなども重なると、十分な睡眠もとりにづらくなります。また、大きなベビーカーでの移動に手間取り、外出の機会も減ることから、孤立した状況に陥りやすいと言われております。町の多胎妊産婦への支援状況をお伺いいたします。

5点目は、妊産婦等への母子栄養食品、育児用品等による支援のお考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 10番、中西佳子君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長（藤澤直広君） 安心して産み育てやすい環境の充実について、ご質問をいただ

きました。

まず最初に、日野町には産院がないため困難な状況はないのかと、こういうご質問でございますが、よく耳にいたしますのが、町内に産科があるといいのに、産科がほしいという声を聞かせていただいておりますが、妊婦やそのご家族から具体的な相談等を伺っておるという状況ではございません。県の保健医療計画では、周産期医療について、県内7つの2次医療圏を4ブロックに区分し医療資源を集約するなど、緊急時の対応を含め、安心して出産できる医療提供体制を目指すこととされているところでございます。

次に、妊産婦とそのご家族の相談対応状況でございますが、母子健康手帳の交付時に、体の調子や不安、心配事、産前産後の協力体制等の聞き取りを実施し、対応をいたしております。また、妊婦やその家族同士が交流しながら楽しく学べる教室を実施するとともに、妊娠中および産後の困り事に対しては、個別に助産師による相談を実施しております。

次に、退院後のケアについてでございますが、生後2カ月を迎えるころまでに助産師や保健師が新生児訪問を実施し、赤ちゃんの状況確認やお母さんの相談に応じています。また、新生児訪問後に授乳や育児のことで相談があった場合には、産後ケア事業として授乳・育児サポート訪問を実施しております。そのほか、保護者同士の交流、情報交換を目的に赤ちゃん広場を実施し、助産師や保健師、管理栄養士による相談を実施し、離乳食教室や栄養相談も実施しております。

なお、民生委員児童委員協議会では「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施されております。また、各公民館では子育てサロンを、つどいのひろば「ぼけっと」や、わらべ地域子育て支援センターでも集いの場などを設けております。

多胎妊産婦への支援についてでございますが、妊産婦それぞれにいろいろな悩みをお持ちだと思いますが、保健センターでは保健師や助産師が対応し、妊産婦に合った指導を行っております。また、つどいのひろば「ぼけっと」では、多胎児を持つご家庭の交流事業を実施しております。

次に、妊産婦等への育児用品等による支援については、パパママサロンにおいて、妊婦やご家族による赤ちゃんへのプレゼントづくりや、民生委員児童委員による「こんにちは赤ちゃん訪問」時にお尻拭きを配付していただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） それでは、再質問をさせていただきます。

産院がないので、日野町もぜひともというのは、奥平議員がよく委員会でも要望されていた事項でもあります。今のご答弁では、やはり日野町に産院はという、現在の状況では難しいというようなご答弁であったのかなと思いますが、それでは

しいのでしょうか。ちょっとご確認させていただきたいと思います。

また、民生児童委員さんの「こんにちは赤ちゃん訪問」ということがありましたけれども、これはどのようなものなのか、ちょっと詳しく、できれば教えていただけたらありがたいと思います。またそのときにお尻拭きを提供されているということですが、これは町と連携して、お一人いくらかというのを町が負担されて行っておられる事業なのか、この協議会さんが自らでされているような事業なのか、月に何回とか年に何回とか、そういうことも分かりましたら、少し詳しく教えていただきたいなと思います。

また、多胎児をお持ちのご家庭の支援ということで、「ぼけっと」で交流をされていること、これはすごく大事だと思います。多胎児をお持ちのお母さんのお話などを伺いますと、大変不安なことも多いですので、相談事を、やはり経験者の方とお話ができるというのはすごく安心感があって、ナーバスになっているような心が共有できて、大変いいというような状況をお聞きするので、この交流は続けていていただきたいなというふうに思うところですが、大変、多胎児には特別なベビーカーですとか、またちょっと大きくなりますと、チャイルドシートも幾つか要するという状況で、かなり出費の部分というのも多いところなんですけれども、それにも増して、やはり家での育児ということが大変で、派遣でサポーターさんを、少し育児なり外出サポートをしていただけるような派遣事業ができれば、一番ファミリーサポートのような、家に来ていただけて少しサポートしていただけるような事業を考えていただけたらなと思いますが、そのことについて少しご回答いただきたいなと思います。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） 何点か再質問をいただきました。

まず産院がないのが、それでいいのかということですが、確かに、全ての診療科が町内1つで、1カ所でそろえるというのが理想かとは思いますが、やはり産科につきましては、例えば彦根市立病院さんですとか、大津の市民病院さんですとかは、やはり休止というようなことも言われておまして、分娩を取り扱う個人の診療所も少なくなっているということもございますので、県といたしましても、その7つの要件を4つのブロックに分ける、東近江の場合は東近江圏域が1つのブロックになっているので、東近江だけで考えるということになるかと思うんですけども、そこでやはり産婦人科さんの医師を集約して見ていくということで、ふだんの、通常の分娩の方は診療所等でご厄介になるかと思うんですけども、やはりハイリスクの方ですと、そういう医師を集約して診察いただく、分娩をしていただくというような流れになってくるのかなというふうに思いますので、町といたしましても、医療圏でどうしていただけるのかということについてはご意見

を、また言わせていただければなということも考えておるといところでございます。

それと、民生委員さんの「赤ちゃん訪問」なんですけれども、まず4カ月健診のときに、主任児童委員さんが「赤ちゃん訪問」をするのでということで、お母さんたちに、家を訪問していいですかというようなことで同意をとられることをまずしていただいています。それが次、各子どもさんがおられる民生委員さんに情報が行きまして、それから6カ月以内ぐらいに、大体各担当の民生委員さんがご家庭を訪問されて、子育てに役立つ情報というのを、一そろい資料とお尻拭きをセットでお持ちいただいて訪問していただいているというような事業でございまして、お尻拭きにつきましては、民生委員さんの費用の中からご負担をいただいているというような状況でございます。

また、多胎妊産婦さんの費用等についてでございます。確かに双子のベビーカーですと、なかなか市販のところにはないので、特別探しにいたりとかしていただかんなんのかなというふうにも思いますし、中西議員おっしゃっていただきますように、やはり生活の中でサポートをしていただく方がいると、大変助かるということでございます。国の方では来年度に向けて、母子保健医療対策総合支援事業の実施要綱の中で、多胎妊産婦さんへの支援ということで、多胎ピアサポートですとか、多胎妊産婦のサポーターによる支援というのがこの要綱の中に盛り込まれるということでございますので、その情報もちよっと見ながら事業の方を、なかなか、サポートなので人が必要になってくるかと思しますので、その人探しも大変やというふうに思いますけれども、そういう事業があるということもありますので、その事業を見据えながら、また研究等をさせていただけたらなというふうに思うところでございます。

サポート派遣事業につきましては先進地が、例えば大津市さんが事業を確か実施されているというふうにお伺いしていますし、先ほど申し上げました母子保健医療対策総合支援事業実施要綱の中には多胎ピアサポート事業ということで、先ほど「ぼけっと」の方でやっていただいておりますような交流会ですとか、そういう部分に訪問をさせていただいて、相談支援をすとか、多胎児の妊婦サポーター事業につきましては、やはり双子以上の方のご家庭へサポーターを派遣するというような事業でございまして、その派遣とともに外出時の補助とかもできるというような事業になっているようでございます。補助率につきましても一定、全額ではないですが補助率もあるということでございますので、その辺も見据えながら、事業の方を研究させていただければなというふうに思うところでございます。実際、現実、多胎児さんのところにサポーターを派遣するというような事業は、今のところはさせていただけないというところでございます。

お尻拭きですけれども、民生委員さんの、協議会のお金の中から出していただいていますので、個人の負担にはなってごさいませんので、よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） 再々質問させていただきます。

お尻拭きを協議会さんが届けていただいているということで、町としては何の負担もされていないという感じなんですけれども、おむつ支援事業ですとか、他市でやっておられるのは何カ月に1回かというのもあるんですけれども、やはりこういう育児用品を皆さんに届けていくというのは、訪問も兼ねてなんですけど、大事だなというふうに思いますし、やはり日野町の場合は産院も難しいですし、遠距離、里帰り出産ということもあるとは思いますが、かなりの負担をかけているわけですので、産後のケアというのはしっかりやってほしいなというのが思いです。

前のときに野矢議員もおっしゃっていたんですが、このお尻拭きの事業を続けて、町として定期的にやれないのかというご提案も前回されていたと思うんですけれども、まずこの2カ月前後のときに、保健師や助産師さんが訪問されますよね。そのときに1回、そういうお届けもできると。そしてまた民生児童委員さんたちが行かれるときで2回目ですよね。もう1回、委託でもいいですし、またもう1回、町で考えてそういうサポート事業というか、支援事業ですよね。そういうものを考えていけばできるんじゃないかなというふうに私は思いますが、そのようなお考えはないでしょうか。委託ということも考えていかなければならないのかなとも思いますが。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） 実際、新生児の訪問のときに、2カ月に、助産師さんですとか保健師さんに各家庭を訪問いただいて、出産直後でございまして、そのお母さんの状況とか悩みですとか、特に授乳のこと等についてもご相談があるようですし、やはりあと体重の増加等も心配されるので、そういう相談をしていたというところがございます。その後もその対応に応じ、例えば授乳のことで心配ですとかがあったら、またそれは別の方でサポートをしてございまして、そういう部分も含めると、2カ月に定期的に行く事業がありますして、そこで次、4カ月の健診があります。次に、その間に、例えば授乳のことで相談があれば助産師さんにも行ってもらっていますし、育児のことで心配があれば、保健師等も行ってございまして、そういう訪問も含めて、次、10カ月に健診もあるということで、その辺、10カ月の次は1歳半までないんですが、そこら辺の部分までにつきましては、比較的助産師さんですとか保健師さんで訪問をさせていただいているのかなというふうには考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） 質問ではありませんが、やはり年間百数十名の方が出産していただいているということで、ありがたいなとは思っていますので、やはりもう少し日野町も手厚い支援を、妊産婦さんにしていただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

それでは次に、食品ロス削減についてお伺いいたします。まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスを減らすために、食品ロス削減推進法が昨年10月に施行されました。食品ロスの問題は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）で言及されるなど、国際的な重要課題です。食品ロス削減推進法では、食品ロス削減を国や自治体、事業者、消費者が連携して取り組む国民運動と定めています。10月を食品ロス削減月間とすることや、フードバンク活動支援等があります。食品ロスは平成28年度で、国内で年間約643万トンに上り、この量は、国民1人当たりで換算すると、毎日茶わん約1杯分のご飯を捨てていることに相当すると言われております。

環境省などでは、宴会時の食べ残しを減らすキャンペーンとして3010運動を進めています。宴会などで最初の30分と最後の10分、みんなで食べる時間を設けるものです。一人ひとりがもったいないと意識して行動することが大切です。個人や家庭での対策として、必要なものだけを買う。食品の期限表示を正しく理解する。外食時は食べ残しをしないなど、食品ロス削減は誰もが取り組める身近な問題とも言えます。町としても、食品ロス削減に積極的な取り組みを進めるべきだというふうに考えます。そこで何点かお伺いいたします。

1点目は、町の食品ロス削減についての見解をお伺いいたします。

2点目は、日野町の食品ロスの実態状況はどの程度であると考えておられるのかお聞かせ下さい。

3点目は、食品ロス削減に向けて、消費者、事業者等に対する知識の普及や、啓発への考えをお伺いいたします。

4点目は、フードバンク活動の支援や、家庭で余った食品を回収し、必要とする人に届けるフードドライブの取り組みへのお考えをお聞かせ下さい。

5点目は、学校での食品ロス等の教育はどのようにされているのか、お伺いいたします。また、学校給食での食品ロス削減の取り組みをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 食品ロスの削減についてでございますが、まだ食べることができる食品が日常的に廃棄される食品ロスについては、その削減に向けて取り組むことは必要であると考えております。食べ物を無駄にしない意識の醸成と、その定着を図っていくことが重要だと考えております。

日野町の食品ロスの実態状況でございますが、個別に調査を行っておりませんが、平成30年度の環境省の実態調査によりますと、家庭系収集ごみの31パーセントが食

品廃棄物で、そのうち35.6パーセントが食品ロス分であり、その割合をもとに日野町の数値を計算しますと、年間1,352トンが食品廃棄物で、そのうち481トンが食品ロスだと推計をされるところでございます。

消費者、事業者等に対する知識普及、啓発につきましては、食品ロス削減に向けて、国や県などと連携して事業者に協力を求めるとともに、消費者に理解と関心を深めていただく必要があると考えております。また、県内の事業者や行政関係などで構成されております滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会に参画をしていることから、協議会とも連携して取り組んでいきたいと考えております。

家庭で余っている食品を集め、必要とされる方に使っていただくフードドライブの取り組みにつきましては、安全の確保や回収方法についてのルールづくりや、協力団体の呼びかけが必要となります。また、配布時にどのような方を対象とし、どのように分けるのかなどの課題も整理する必要があると考えております。

学校給食における取り組みについては、教育長が答弁いたします。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 中西議員から、学校での食品ロス削減等の教育および学校給食での取り組みについてのご質問をいただきました。

まず、学習指導要領におきまして、家庭科の授業における食の領域というのがございますが、ここにおきましては、日常の食事の大切さと食事の仕方、そしてまた食事をする際のマナーや、楽しく食事をする工夫について学習をしています。感謝の気持ちをあらわすために、いただきます、ごちそうさまなどの挨拶をしたり、また残さず食べるようにすることについても学習をしています。また、環境に配慮した生活についてとしまして、調理の基礎と関連づけまして、材料を残したりごみを出さない工夫についても考え、その後にそれぞれの家庭でも引き続き実践できるように、継続的に取り組んでいるところでございます。

さらに、授業以外で考えますと、望ましい食習慣の取得に向けて、学校教育全体における食育の取り組みをしております。また、学校と家庭、PTAとか地域が連携をしまして、生活習慣の改善や向上を図る取り組みもしているところでございます。

給食についてでございますが、毎月19日を食育の日と位置づけまして、この日にはテーマ性のある献立ですとか、季節や文化に基づいた行事食、子どもが考える給食メニューなどを実施しています。そして、児童生徒の食への関心を高める工夫をしたいというふうに考えております。さらには地場産の食材を活用したり、郷土食に提供したりするなど、学校給食というのは生きた教材、食育の生きた教材であるというふうに受け止めて進めているところでございます。授業において、そしてまた教育を横断した、学校教育を全体しての食育の指導、そして学校給食というよう

な柱で食品ロスの削減につながるように取り組んでいるところでございます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） それでは再質問をさせていただきます。

町としても、削減に向けて取り組みは必要であるというご答弁だったと思うんですけども、町としてどのように取り組んでいこうというふうに、何ができるのかということと、どのような取り組みをしていこうというふうに考えておられるのか、その点をお聞きいたします。

また、フードバンクについてなんですけれども、大変県内でもいろいろな取り組みが始まって、多々やられているんですけれども、もちろんまずフードドライブというものをして、そこからフードバンクとつながってとかいうこともありますし、社協さんと連携してというふうに取り組んでいらっしゃる市町もございますが、そういうところの支援をしていっていただきたいなということで質問させていただいたんですけども、今回のコロナウイルスで休校になったということで、学校の給食が、業者さんももちろん大変な状況だったと、材料を搬入されている業者さんも大変な状況でありましたし、また学校としても大変な状況だったんだと思うんですけども、テレビもいろいろ放映をされておりますけれども、給食ロスという言葉がテレビでも言われていまして、給食ロスというのを検索してみました。そしたら、やっぱりそこでフードバンクがすごく活動されておまして、学校の給食の中でロスを出さないという取り組みで、しっかりと活動を始めていらっしゃるということで、大変取り組みも進んでいるなというふうに思ったところなんですけれども、我が町としても、まず社協さんなんかは特に、日野町でいろんな野菜ですとかお米ですとか、そういういろんなものを、届けて下さったものをいろんな施設に届けたりということをしていると思うんですけども、しっかりとこのフードドライブというものにも取り組んでいただいて、そこから子ども食堂さんとか、日野町でも何軒もされておりますので、そういうところに支援していく、またそういう支援が必要なところに届けていっていただく、そういうような活動が、町も一緒になってやっていただけたら、フードロスというのはなくなっていくんじゃないかなというふうに、削減できるんじゃないかなというふうに思いますので、その点をお伺いしたいと思います。

また、学校なんですけれども、食育のところですごく大事ななというふうに思いますし、食育で子どもたちが学んだことというのは、また家でも、保護者さんにも伝わっていきますので、また小さいころからいろんな教育という、いつも言われるんですけど、小さいころから学んだものが大切だというような、何事に対してもそういうような部分があるんですけれども、この食育の中で、現在の食品ロスの状況ですとか、世界的にも大変な状況でありますし、日本でも大変な状況になっている

ので、自分ができることは何なのか、まずできることはどういうことなのかということも含めて、食育の中でご協力いただけたらなというふうに思います。

また、このような休校という大変な状況になったんですけれども、そういう、何が起こるか分からないという状況もあると思いますので、給食について、こういう事態が起こったときにどのような、学校は、給食についてなんですけれども、体制をとっておられるのか、お伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（奥野彰久君） ただいま中西議員さんから、食品ロスについてのご質問をいただきました。

まず1点目につきましてですが、町としてどのような取り組みをしていこうとしているかという点につきましてでございます。日野町としまして、令和元年度の取り組みとしましては、11月20日から12月6日にかけて、図書館にて消費生活相談パネル展の中で、食品ロス啓発チラシを配布しております。また、大谷、村井、上三十坪の集落では出前講座を開催していただきまして、食品ロスを理解していただくために、食品ロスの説明や資料の配布をしています。日本の食品ロスの半分近くは家庭から出ており、食品ロスは重要な課題であること。また、食品ロスを減らす取り組みとして、家庭では食材を買い過ぎない、買ったものは食べ切る、ごみが出ない調理法、上手な保存方法を紹介しています。また外食編では、食べ切れる量を注文する、宴会などで、食事に集中する時間をつくる、残してしまったら持ち帰りを検討するなどを掲載した食品ロスの資料を配布しています。引き続き、このような出前講座等を通じまして啓発に努めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、フードバンクや給食につきましては、担当課の方から引き続き回答させていただきます。

議長（杉浦和人君） 教育委員会教育次長。

教育次長（望主昭久君） 学校における食育のことにつきましては、教育長の方から細かく言っていただきましたが、その中でも、学校の方の給食でもしっかりと食育のことについてはさせていただいています。毎年県の方で応募があります湖っ子食育大賞の方につきましても、今年度、日野町立日野小学校の方が優秀校ということで、事業を取り上げていただいております。給食にかかわっては、食べ方や食べ物に感謝して、給食を楽しく食べるように呼びかけたり、給食の献立を工夫したり、校内放送でそれを言うというふうなことで取り組みをさせていただいています。また学習田であったり、そこら辺でつくったお米とかサツマイモ、またそれを給食としていただくというふうなことも、身近な調理の中でさせていただいています。

また、今回の休校に伴う食品ロスの関係なんです、食品ロスという観点ではな

いんですが、町内の業者さんを中心に、今回の休校による影響のことについても調べております。町内7社プラス1社ということで、町内の業者さんは小さな小売業の方が多いので、その影響については素早く対応したいという思いで聞き取りをさせていただきましたが、ほぼ町内の業者さんにつきましては、発注であったりその辺の仕入れであったり、その辺を工夫していただきまして大丈夫というふうな返事をいただいております。また、その中で仕入れを早くされた方につきましては、幼稚園の方の給食がありますので、保育園とかそういう、町内でも開けていますので、その辺のところを回していったりしながら、ロスのないようにさせていただいているところでございます。

また、大きな食品会社の方の冷凍物であったり、その辺につきましては、賞味期限はもう少しございますので、4月の方の献立に回すとか、そのような工夫をさせていただいて、今回の休校に伴う限定的なロスはほぼないということで承知をしているところでございます。

学校の給食の食材のロス分についての、子ども食堂とかの支援ということでございますが、現在学校の方のロスというのはほとんどないような状態になっていますので、今現在、その辺のことについては、具体的には検討はしていないところでございます。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（池内 潔君） フードバンクの取り組みについて、社協であるとか町が連携して取り組みを進めることはできないのかというお尋ねであったと思います。もうご存じかもしれませんが、社会福祉協議会におきましては、善意銀行で供託物について、フードバンクとは言いませんけれども、同じような同等の取り組みをさせていただいているところもございます。一部社協さんを通じて、町内の施設さんの方からもフードドライブというのか、供託されている部分が今現在もあるんやということもお聞きしておりまして、一部始まっているのかなという実感は持っております。ただ、大規模に町が実施していくということに関して、まだ計画はございませんが、社協さんを通じて町はどんなふうな体制を整えられるのかというところからは、事務者段階ではどういうことができるのかなというところからの相談は、今始めているところでございます。いずれにいたしましても、食品のロスというところからは削減をしていく、例えばロスが出たところについて、生活に困窮されている方にご提供するというところから1つの形になるのかなと思いますが、いずれにいたしましても、食品ロスの方は削減の方向へ向けていくと、生活にお困りの方については違う支援を求めていくというところから、それぞれの施策を求めていくというのが町のあり方なのかな、最終的な目標になるのかなという気はいたしております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） この削減法の中でも、フードバンクの支援というところも盛り込まれたところなのではございますけれども、日野町の場合は社協さんもあるし、公民館のことをさっき、ちょっと言われているのかと思うんですけれども、食べられる食品を、箱が置いておまして、提供して下さいというようなところがあるんですけれども、そういうのはとても大事ですし、いろんな意味で規定が、賞味期限が1カ月とかそういうような規定とかはしっかりと決めなければいけないところもあるんですけれども、まずこのフードドライブというのをやってみて、みんなが協力できることを、まず一步始めてみるというのは、食品ロスの削減に向けての意識がすごく高まるというふうに思いますし、もちろん個人個人ができること、また行政ができることは、そういうような取り組みをやっていくこととか、また業者さんの食べ残しを持ち帰るといのは、大変業者さんとしても難しい部分が今なんかはあって、どうしても残して廃棄してしまうというところが多々あると思いますけれども、そういう部分ですとか、またコンビニさんの廃棄になるような部分ですとかを協力してやっていけたらいいなというふうに思うんですけれども、もう少しこのフードバンクに対して連携をとっていくというお考えは、今のところないということなんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（池内 潔君） フードバンクならびにフードドライブについての連携について、否定的であったりとかそういうことはございません。ただ、実際公の施設なり公機関がそういうところの部分で体制を整えるということになりますと、やっぱりすぐにはできない部分があるのかなと。実際の体制整備については慎重に協議していきつつ、協力させていただける部分と、実際取り組みが進められる部分、いろいろある中で、幾つかに限られてくる部分があるかもしれませんけれども、その辺は協議を進めさせてもらいたいなというふうには思っております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） 世界的に取り組んでいるようなことでございますので、まず身近に私たちができることから取り組んでいきたいなというふうに思いますので、町としてもしっかりそういうところを支援して取り組んでいていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） 訂正をさせていただきたいと思っております。

1つ目の質問の中で、民生委員さんの「こんにちは赤ちゃん訪問」のお尻拭きの費用のことで、どこから出ているのかというところで、民生委員協議会の方からというふうに申し上げさせていただいてしまったんですけども、誤りです、共同募

金事業におきます県の共同募金会からの助成金を利用されているということで、訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

議長（杉浦和人君） 次に、9番、谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） 皆さんお疲れだと思いますけど、もう少しよろしくお願ひしたいと思います。私からは2つ出させていただきます。分割でよろしくお願ひしたいと思います。

まず1つ目の、スポーツ施設整備についてお伺いします。今年は、その日に限り寒い雪が降る2月9日、大谷体育館において第5回日野町少年少女レスリング大会を開催され、主催する日野レスリングクラブからは36名をはじめ、県内外より39チーム、419名が参加し、日ごろ鍛えたわざを發揮されました。日野レスリングクラブは、週3回の町内の施設を利用し、レスリングを通して体づくり、運動、レクリエーション、または本格的なマットワークに取り組んでおられます。対象者は5歳から社会人、幅広い年齢層が同じ場所で活動し、世代を超えたコミュニケーションを図ることが狙いの1つにもなっています。地域活性化、スポーツの力で地域を盛り上げていくため、さまざまな活動で地域に貢献もされています。そこでお伺いしたいと思います。

まず1つ目に、私ら議員が決議書ということで、平成31年3月議会でレスリング競技を子どもたちが練習できる日野町営施設の整備を求める決議を出させていただきましたことについて、お伺いしたいと思います。

2つ目に、大谷公園施設プール（日野町B&G海洋センター）の現状についてお伺いします。

議長（杉浦和人君） 9番、谷 成隆君の質問に対する教育長の答弁を求めます。教育長。

教育長（今宿綾子君） 谷議員より、平成31年3月議会における、レスリング競技を子どもたちが練習できる日野町営施設の整備を求める決議につきまして、ご質問をいただきました。

まず、現在の施設につきましてでございますが、小学生のミニスポーツ教室、および中学生のジュニアスポーツ教室の練習につきましては、県立日野高等学校の格技場において行われています。日野高等学校では地域に根差した学校を目指していただいております。地元と一体となって各種の取り組みを進めていただいております。この中でレスリング競技におきましても、地域の小中学生の練習の場とすることのご理解をいただいて、練習ができる体制をずっととっていただいているというところでございます。

また、2024年でございますが、国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会が滋賀県で開催されることになっておりまして、現在は強化が進められているということも

ありまして、レスリング競技としまして一層練習に力を入れていただいているというところがございます。しかしながら、この場所で小学生32名、中学生9名、高校生が15名、そして指導者が12名等が入って練習をしているということから、土曜日の練習に全ての児童生徒が入るといことになりまして、大変手狭になるという状況であるというふうに聞いているところがございます。こうしたことから、現状の施設状況などを検討させていただきました中で、令和2年度の予算におきまして、大谷公園体育館へのレスリング練習場整備に係る予算を計上したところがございます。

大谷公園プールの現状につきましては、町長が答弁を申し上げます。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 大谷公園施設のプールの現状でございますが、当該プールにつきましては、施設の老朽化と利用者の減少により、平成31年度より開放を休止しております。施設の健全度につきましては、都市公園長寿命化計画策定業務において健全度調査を実施したところでありまして、劣化が見られることから、健全度Dの評価となりました。この結果を受けて、現状のままで使用は困難と判断をしております、今後どのように活用していくかについて検討をしているところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） 県立日野高等学校のご厚意により、高校の施設を利用させていただいて練習をされているわけなんですけども、これもいつか使えなくなるということで、今回の予算を上げていただいて、大谷体育館の2階を利用させていただくということ昨日の質疑でも聞かせていただき、確認をしたんですけども、いわゆる練習するマットもご購入をしていただき、そのマットが分割で何枚かに分けられて、並べたらその体育館のスペースにはおさまらないということも、そのマットを並べると、2階の手すりもあるし、ガラスもあるので大変危険かなという感じも、昨日聞かせていただいて確認はしたんですけども、この体育館を使わせていただくということで、下のアリーナの競技が重なるときは使えないか分からないんですけども、その下のアリーナに引かせていただいて、ほんで片づけるときは片づけられるということ昨日確認させていただきましたので、この下で使用したらどうなのかということも検討された方がいいのかなと。ほんで、置くスペースも、体育館、アリーナの器具庫の一部を貸していただけることができるなら、そこへしまわせていただいて、競技が重なるときはそこへしまわれたらいいのかなということも思うんですけど、そのようなことも考えていただけたらいいかなと、私はちょっと提案させていただきたいと思います。

それと今、プール施設、老朽化がひどくて使用者が少ないという町長の答弁いただきましたけども、やはり今年もまた暑い夏がやってきますし、日野町の人として

もプール、隣の甲賀市、また東近江のプールを利用されているので、やはり日野町にもプール施設は必要だと私は考えるんですけども、その点やはり、その施設も老朽化して、もう使えないということなので、整備をし直すことも検討していきたいと思われると思いますけども、そこもこのレスリングとか、違うスポーツの施設にできるように検討されるように、また考えていかれてもいいのかもと私は思うんですけど、その2点について、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） ただいま谷議員から、スポーツ施設整備について再質問を頂戴いたしました。

今回、令和2年度の当初予算におきまして、体育振興費の予算の中で、大谷体育館の2階へのレスリング練習場の整備に係る予算を見させていただいたところでございます。現在、今ご質問いただきました部分につきまして、2階の場所につきまして若干狭いのではないかということから、1階のアリーナの使用などについての検討はどうかというご質問を頂戴したところでございます。

一般的なレスリング競技のマットにつきましては、12メートル四方のマットでございまして、畳用のマットを敷き詰めて1枚物の床面をつくった上で、大きなキャンバスシートをかぶせたキャンバスタイプといわれる固定式のマットが、常設式という形でされているのが固定式というものでございます。今回、予定をさせていただいておりますのはロール式タイプでございまして、幅1.8メートル程度のもので、長さが12メートルのものを7本並べまして使用するといったものでございます。これは県内でも採用をされておりまして、栗東などでも採用されて置かれているというふうに聞いております。これは申しましたように、ロール式で丸めて可搬ができるといったものでございまして、議員おっしゃいますように、2階でなく1階への設置というふうなことも可能ではあるかというふうに思いますが、現状2階の手すりでありますとか壁面を若干改修した中で設置をとというふうなことを考えてございますので、その部分でそこを外して利用できるかということについては、若干検討の余地があるのかなという、そこは若干考えていかなくてはいけないのかなというふうに思っておりますので、その部分につきましても利用していただくレスリングクラブさん、レスリング協会さんなどと十分検討というか、お話をさせていただいた上で設置についてのよい方法をとらせていただければなというふうに考えておるところでございます。

また、プールについてということで、今後の検討についてまだまだ検討はされていない状況でございます。教育委員会といたしましては、社会教育という立場から申し上げるところでは、これまでからスポーツ施設の充実など、いろいろなご意見、ご要望を頂戴しているところでございますので、スポーツ振興や青少年育成を主とし

た形でというふうなことを考えてございます。今後もさまざまなご意見をいただく中で、現在第6次の総合計画も策定中でございますので、この中でもご議論をいただければというふうなことを考えております。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） 再質問をしたいと思います。今、生涯学習課長が申されたように、やはりこのレスリング、普通のおとなしいスポーツではないので、やはりマットもいっぱいスペースで、人数がいるわけですので、練習に使うわけですから、やはり余裕を持ったところで行わないと、けががもう見えてくるのかなと思うので、もう少し考えていかれた方がいいのかなと思います。これも今言われたように、青少年健全育成の中核の1つの、スポーツ振興でもありますので、もっと大事に若い人を育てていくスポーツなので、もう少し力を入れて取り組んでいただける方と考えていただきたいと思います。

先ほど、もう1つ、プールのことなんですけども、やはりプールが必要だという、使用率が少ないと言われますけども、やっぱりプールも欲しいという人も多いと思うんです。その点はちょっと考えていただけるように、計画を立てていっていただけるように、もう一度ちょっと聞きたいと思います。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） ただいま谷議員から、再々質問という形で頂戴いたしました。

大谷公園内のプール施設につきましては、平成30年度まで開設されておったというところがございます。現在は休止中であり、長寿命化計画の中では早期に開設できないと、改修困難であるというふうなことが明らかになったというふうに聞いてございます。30年度までの開設の中におきましては、幼児、ちびっこの水泳教室などを教育委員会が、体育協会に委託をいたしまして開設をさせていただいておったところがございます。ちなみに平成30年度におきましては、未就学児の幼児教室としまして10回、延べ282人、小学生のちびっこ教室で18回、延べ788人のご利用があり、一般向けの水中ウォーキングは15回で、97名の方にご利用いただいております。今年度、令和元年度につきましては、小学校プールを使用した幼稚園児対象の水泳教室を1カ所、また小学校の高学年を対象とした着衣水泳教室を5カ所、5小学校で実施をさせていただいたりというふうな形で、これまで水泳教室でご厄介になっておりました講師の皆様方に、人材としてお世話いただいているといったところがございます。

このような中でございますので、一般の教室、また子どもさんの教室についての希望をされる方々は、現在町外の施設に通っていただいているというふうな状況があるところがございますので、保護者の方々からは、プールについても大変なくて

残念だというふうなご意見をいただいているところでございますので、こういった部分も含めて、ご意見の方をいただいた中で協議を進めさせていただきたいというふうに思っております。

プールの施設について、ほかの競技にということのご質問もあったかというところでございます。この部分については、プールの建設時にB&G財団との協定の中で建設をしていただいているといったこともございますので、こういったことについては、そちらの方との協議も当然必要かと思っておりますが、その中の協議が整った後にはそういうこともできるのかなというふうに思いますが、ちょっとそこについては、実際のところはしておりませんので、その部分をまた協議の中でさせていただきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） プールはプール施設しか使えないと今、言うておられますけど、プールを利用したそういう競技場というか、今の、現在の状態ではもう使えない状態なので、どっちみち整備をしていかなければいけないと思うので、もうこのまま放っておくはことはできないので、新たな形で生まれ変わっていかないとはいけませんので、ぜひとも、またお金の要ることですけども、組み込んでいただきたいと思っております。

またレスリングも、先ほども教育長申されたように、オリンピック、それから国体と続いていきますので、なかなかこの日野からも選手が生まれておりますので、その芽を潰さないようにやっていただきたいと思っております。1つ目はこれで終わらせていただきたいと思っております。

2つ目に、通学路の安全確保ということで、この質問も質疑でさせていただいて確認はしているんですけども、もう一度お聞きしたいと思っております。

滋賀県大津市の事故以来、通学路および保育時のお散歩コースなど、安全点検を行い危険箇所を把握され、安全に登下校およびお散歩ができるようになされたと思っておりますが、そこでお伺いします。

1つ目に、どのようにされたのか、また、今現在の状況をお伺いします。

2つ目に、今後どのようにされていくのか、計画を教えてください。よろしくお願いいたします。これも重なると思うんですけど、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 通学路の安全確保についてでございますが、通学路の安全点検につきましては毎年実施をしております、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検についても、関係する課が合同で現地確認を実施し、通学路を含め35カ所で安全対策を行うことといたしました。安全対策につきましては、防護柵やポストコーンの設置、およびラインの引き直し等を行うこととし、今年度中に29

カ所を完了し、令和2年度中に6カ所を実施する予定といたしております。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） 点検をしていただいて35カ所あって、29カ所を完了され、もう6カ所を残すということをご報告いただきました。また今現在も、町道を見させていただいていても、外側線をきれいに引いていただいております。だんだんときれいにはなってきた、安全になっていくのかなと思うんですけども、よく町民の皆さんから聞くんですけど、この日野町の危険な交差点、また危険な場所に白いラインと違って、日野町も赤いラインを塗るというのか、いろいろカラー塗装をされた危険箇所を出されているけど、よその東近江とか甲賀市から比べると、日野は何かカラーのあれが割に少ないなというあれで、日野町は始末しているのかと人が聞かれるんですけど、あれは何かあるのかな。それで事故が削減されるなら、そのようにされることもいいのかなと思うんですけど。あれは何かそういう見込みというのか、ああいうのがあるのかなと。

それと今、安全確認をされて、もう1点だけ、必佐小学校の町道小御門十禅師線の通学路で、477の交差点の点滅信号の、ここも一応点検をされたんですけども、学校側の方の道の側溝が、川があるんですけども、そこもちょっとガードやらがないので、橋を渡ってガードレールもないので、そこも、車も通ることは少ないので、通学者が通るだけだと思うんですけども、そこももしかしたら柵をされるように、安全柵も考えておかれた方がいいのかなと私は思うんですけど、その点等をお聞きしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 谷議員より、2点ほど再質問いただきました。

まずカラーペイントの件でございます。よそに比べて日野はカラーペイントが少ないということですが、意図的にカラーペイントを減らしているとか、そういうわけではないです。ただ、よそと比べて確かに、特に赤いペイントについては少ないかなと思うんですけども、それについては、赤を使えば効果が倍ほど出るというようなことであれば、当然今後は検討していかなんのかなと思うんですけども、現在のところ信号を撤去した交差点等については赤のペイントを一部使用しておりますが、ほかの交差点についても、どんどん赤でペイントしていこうという考えは、現在のところございません。

それから今、小御門地先の町道の側溝の安全柵でございます。それにつきましては、点滅信号を渡ってワンスパンだけ今できているんですけども、その続き、確かに議員言われるように、ずっと水路がございまして。ただ今回の緊急点検等においては、要望としては上がってきておりませんので、今、実施しておりますラインならびに、続いて行います落下防止柵の設置の箇所には含まれてはおりません。ただ

今後、今回含まれていないところにつきましても、安全対策として必要であれば当然検討して行って、設置の方もせんならんかなと思いますが、現段階では設置の予定はしておりません。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） その点も確認させていただいたときに、入っていないということを知っていましたが、どっちみち小さい子どもたちも通るところなので、また考えていただければよろしくお願ひしたいと思います。

今のカラーコーンも、やはり信号機をとられたところには注意するように塗り分けておられるのか分かりませんが、今度、内池の必佐小学校に通う十禅師のテクノ高槻の交差点のところでも、信号機はもうつく見込みがないので、今度内池バイパスが開通してきますと、また交通量も増えてくるので、テクノ高槻のところもちょっとカラーの派手なやつに塗っていただければよろしくお願ひしたいと思います。そうやないと、前から要望も出ておりますし、結構交通量も多いし、ほんで、あそこも車の速度が結構速く飛ばしておられるので、あそこを塗っていただくように、ちょっと返事をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） テクノ高槻のところの交差点でございます。実は先行して外側線の方は塗らせていただいておりますし、交差点の部分についても、前回と同じ黄色のペイントですが、既にもう改修の方をさせてもらっていますので、それでご理解いただきたいなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） やはり住民の皆さんからそう言われていますので、派手にしておいていただいた方が安全になると思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 以上で、10名の諸君の質問は終わりました。その他の諸君の一般質問は次週16日に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、それではその他の諸君の一般質問は次週16日に行いますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

一同起立、礼。

－起 立 ・ 礼－

議長（杉浦和人君） ご苦労さまでした。

－散会 18時40分－